

## 1. 基本方針

今後の我が国経済は、「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定。以下「基本方針 2007」という。)に基づき、「自立と共生」を基本に改革への取組を加速・深化すること等を通じて、企業部門の好調さが持続し、これが家計部門に波及し、民間需要中心の経済成長が実現することが期待される。

今後、我が国が、人口減少というこれまで経験したことのない状況の中で、経済成長を持続させ、生活の質を高めていくためには、こうした経済構造を改革し、90 年代に低下のみられた労働生産性を大幅に上昇させる必要がある。このため、「基本方針 2007」等を踏まえ、成長力強化に取り組む。

平成 20 年度予算においては、福田内閣が目指す「希望と安心」の国の実現に向けて、次の取組に施策を集中する。

第一に、活力ある経済社会の実現に向けて、成長力強化に向けた取組、グローバル化の推進、誰もが能力を発揮して働ける環境づくりを総合的に推進する。

第二に、地方の自立と再生のため、地方再生、中小企業の生産性向上、活力ある農林水産業に係る施策を推進する。

第三に、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現のため、信頼でき持続する社会保障制度の整備、次世代のための環境づくり、地球環境と両立する社会への転換、生活における安全・安心の確保、多様なライフスタイルを支える環境整備に係る施策を推進する。

また、将来を見据え、財政健全化に向け、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)及び「基本方針 2007」を堅持し、平成 23 年度には国と地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成するなど歳出・歳入一体改革を更に進めるとともに、行政改革を今後とも強力に推進し、21 世紀にふさわしい、簡素で効率的な政府を作り上げる。

平成 20 年度予算の編成に当たっては、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国・地方を通じ、最大限の削減を行い、公債発行額を極力抑制する。歳出改革を軌道に乗せるため、公共投資、社会保障、地方財政の分野について制度・施策の見直しを行い、税制改革及び予算制度改革に取り組む。

以上の考え方にに基づき、政府・与党は、以下の基本方針に沿って、「希望と安心」の国の実現に向けた平成 20 年度予算編成を行うこととする。

## 1．大規模地震や風水害等に対する防災対策の推進

災害から国民の生命、身体、財産を守ることは国政の最重要課題の一つであり、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、防災対策に万全を期す。

本年の能登半島地震、新潟県中越沖地震、度々上陸した大型の台風などによる被害については、今後とも、被災者への支援、被災地の復旧・復興に全力を尽くす。また、この度改正され、被災者にとってより使い勝手のよいものとなった被災者生活再建支援法の適切な運用及び災害救助法の柔軟な活用等を通じて、被災された方々に対する円滑かつ適切な支援を行う。

甚大な被害の発生が想定される首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大規模地震対策については、地震防災対策を強力に推進する。また、災害被害の軽減のため、災害時要援護者対策の充実・強化や防災拠点整備を図るとともに、大規模な地震や水害が発生した場合の広域的な防災拠点整備と避難対策、緊急対応策等を取りまとめ、強力に推進する。

また、国民一人ひとりの防災意識の向上や地域防災力の向上など災害への「備え」を実践する国民運動を幅広く展開する。

さらに、世界各地で災害が頻発する中、アジア防災センターなど多様な主体と連携しつつ、国際防災協力を積極的に推進する。

## 2．経済成長戦略の実現を通じた成長力の強化

回復に遅れの見られる地域・中小企業の活性化や、国民生活の安全・安心の確保、地球温暖化問題の解決を図るため、更なる成長に向けた取組を推進する。

具体的には、中小・小規模企業に対するIT及び専門家を活用した経営力向上支援や資金調達の円滑化支援、下請適正取引等の推進、事業承継支援、サービス産業の生産性向上に取り組むとともに、農商工連携施策、団塊世代の活用やコミュニティビジネスの振興、まちづくりの推進、地域の技術力等を結集したイノベーションの促進、産学連携による人材育成を通じ、地域・中小企業の活性化を図る。

次に、製品安全や消費者保護のための体制強化や、次世代航空機等高信頼性産業群の創出や安全を大前提とした原子力の推進を図り、安全・安心の確立に取り組む。

さらに、京都議定書の目標達成に向けた中小企業等の排出削減支援や、代替フロン等対策の強化、「美しい星50」に示された革新的技術開発、省エネ・新エネ対策の強化、原子力の推進により地球温暖化対策に取り組む。

また、エネルギー・鉱物資源の安定供給に向けた資源確保戦略を推進する。

さらに、WTO / EPA や東アジア構想など対外経済政策にも積極的に取り組む。

各分野を通じた課題として、最近の原油の高騰に対して万全の対策を講じる。その中で、原油高騰の影響を受ける中小企業、農業、運送業、石油販売業等への対策を講じるとともに、新エネルギーへの構造転換を図る。

### 3．経済構造改革に対応した競争環境整備

現下の経済実態や行政課題を踏まえ、改正法により導入された課徴金減免制度や犯則調査権限を適切かつ積極的に活用し、特に国民生活に影響の大きい価格カルテルや官製談合を含む入札談合事案、国際カルテル事案等に厳正に対処する。

また、中小企業に不当な不利益を与える不当廉売や優越的地位の濫用等の行為、下請法違反行為に対して迅速・厳正に対処するとともに、そのための体制を整備する。加えて、不当表示など消費者取引における不公正な取引への迅速かつ実効性のある対処を行う。

さらに、企業の法令遵守体制整備のための施策の推進や競争政策における国際協力の推進等を図る。特に、平成20年4月、日本で開催予定の国際競争ネットワーク年次総会を的確かつ円滑に運営する。

### 4．地域の活性化と安心できるくらしの実現

経済のグローバル化や世界的なIT化の進展によって、これまで地方経済を支えてきた中小企業や農林水産業は厳しい競争にさらされている。また、急速な少子高齢化などによる人口減少が地方の厳しい状況に追い打ちをかけている。地方再生への構造改革を進めることは、わが国にとって喫緊の課題である。このため、政府の地域活性化統合本部会合において取りまとめられた「地方再生戦略」に基づき、地方再生に向けた取り組みを行う。

地方自治の振興を図るため、地方の自由度を拡大し、地方が責任をもって行政を実施できる「地方が主役の国づくり」を目指し、地方分権を積極的に推進する。このため、国と地方の役割分担を徹底して見直し、地方への権限移譲や国の地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大等を図るとともに、地方税財政について、国と地方の税源配分、地方交付税、国庫補助負担金を地方債を含め一体的に見直し、地方の権限・責任の拡大にふさわしい地方税財源の充実強化を図る。

全国どのような地域であっても一定水準の行政サービスを提供できるようにするとともに、喫緊の課題である地方の再生に向けて自主的・主体的に活性化施策に取り組めるよう、地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保する。また、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な地方交付税の特別枠を確保し、

条件不利地域の状況や行革努力も勘案して、重点的に配分する。その財源は、地方税の偏在是正により生ずる財源を活用する。

消防については、我が国の優位性である安心・安全を維持向上させていくため、大規模地震・大規模災害に対する備えや消防防災・危機管理体制の強化、火災予防対策や消防防災科学技術の向上、地域防災力の強化、救急救命の充実と高度化など、総合的な消防防災対策を積極的に展開する。

5. 「社会総がかりでの教育再生」、「文化芸術・スポーツの振興」と「成長力の強化 - 『イノベーション25』等による科学技術の振興 - 」の実現

60年ぶりに改正された教育基本法及びこれを具現化するために改正された教育三法に基づき、「社会総がかりでの教育再生」を目指し、子どもと向き合う時間の拡充及びメリハリのある教員給与体系の実現、世界トップレベルの義務教育の質の保証、いじめ・不登校等への対応や豊かな心の育成と、充実した教育を支える環境の整備及び学校建物の耐震化等を推進する。多様な親へのきめ細かな家庭教育支援を行う基盤形成の促進、学校を核とした地域教育力再生のための体制整備、総合的な放課後対策としての「放課後子どもプラン」を推進する。学校保健、子どもの安全対策及び学校における食育を推進する。

国立大学法人を活性化し、私立学校を振興するための基盤的経費の確実な措置、国公私立大学を通じた大学教育改革の支援、国立大学法人等の施設整備の推進、健全性を確保した奨学金事業の充実を図る。世界で活躍するトップレベル競技者の育成・強化、ドーピング防止活動の推進、子どもの体力の向上、生涯スポーツ社会の実現を図る。文化財の次世代への継承、感性豊かな子どもの育成、日本文化の発信など文化芸術による国づくりを進める。

また、我が国が直面する社会経済の様々な課題を克服し、明るい未来を切り拓いていくため、「科学技術創造立国」の実現を目指し、第3期科学技術基本計画を踏まえ、科学技術を戦略的に推進する。具体的には、次世代を担う若者への理数教育の充実や大学における人材育成機能の強化と産学が協働した人材育成、イノベーション創出の担い手となる若手・女性研究者等への支援の強化等の「次世代を担う人材への投資の充実・強化」、科学研究費補助金等の競争的資金の拡充、産学官連携などによるイノベーションを生み出すシステム強化、研究基盤強化、科学技術の国際活動の戦略的推進等の「基礎研究の充実と研究環境の整備」、各研究開発分野において厳選された戦略重点科学技術への重点投資や国益確保のために重要な国家基幹技術への集中投資について強力で推進する。

## 6．ICT分野の国際競争力強化と新たな郵政行政の展開

社会経済活動の基盤たるICT分野の競争力強化を図るとともに、高度なICT利活用により全産業の生産性向上に寄与し、持続的な経済成長を実現するため、国際競争力強化、地域活性化に向けたユビキタスネットワークの整備、地域の資源や知恵を生かしたICT利活用の高度化・利用環境整備、技術戦略の推進を4本柱と位置づけて、総合的に推進。また、これらにより、都市と地方の地域間格差や地域コミュニティにおける紐帯、情報セキュリティや災害等における国民の安全・安心の確保を図る。

郵政行政については、民営化会社の経営の健全性や公正かつ自由な競争の確保、郵便局ネットワーク及びサービスの適正な水準の維持など郵政民営化を確実かつ円滑に実施するとともに、郵便・信書便分野における事業環境の整備、万国郵便連合（UPU）等を通じた国際協調・貢献など国際戦略の推進を図る。

## 7．活力ある社会を持続するための施策の展開

国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、緊急医師確保対策の着実な実施や、へき地医療の充実、ならびに救急情報システムの整備やドクターヘリの配備を含む救急医療の確保など医療提供体制の整備強化を図りつつ、医療紛争処理体制の整備、新しい肝炎総合対策、総合的かつ計画的ながん対策、生活習慣病対策、革新的医薬品・医療機器創出等の推進、後発医薬品の使用促進を図るとともに、勤務医の負担軽減を図るため、診療報酬・薬価改定に適切に対応しつつ、歳出改革のための措置を講じる。

また、成長力強化と誰もが能力を發揮して働ける社会の実現に向け、「職業能力形成システム」（ジョブ・カード制度）の構築、フリーターの常用雇用化、地域雇用対策の強化等の雇用対策・職業能力開発を推進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と公正かつ多様な働き方の実現に向けた取組を推進する。

さらに、少子化対策を、地域の子育て支援の充実や仕事と生活の調和の実現などにより総合的に推進するとともに、介護保険制度の着実な実施と制度を支える介護従事者の労働環境の改善、地域移行の推進や就労支援の充実など障害者自立支援法の円滑な施行及び新たに策定される「重点施策実施計画」に基づいた障害者の自立と社会の参加の推進、母子家庭の自立支援、原爆被爆者対策、中国残留邦人に対する新たな支援のほか、医薬品等の安全対策等、食品安全対策、感染症対策、自殺対策などの国民の安全と安心のための施策等を推進する。

年金記録問題に関しては、年金記録の管理等に対する国民の不信感を払拭するための対策を着実に進める。また、基礎年金国庫負担割合については、「平成16年改正法」に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げる。

## 8．安心・安全で豊かな社会と国土の整備

社会資本整備や総合的な交通政策を着実に推進し、安全で豊かな国づくり活力ある経済社会の形成を推進する。特に、地域の活性化や都市再生、歴史・文化を活かしたまちづくりの推進、国際物流施策等国際競争力の強化、企業立地と連動した道路・港湾等の整備、観光立国の推進、海洋立国の推進、地域公共交通の活性化・再生、気候変動に伴う災害リスクの増大を踏まえた地震・豪雨等の防災・減災対策の推進、安全マネジメント体制の構築・高度化等による公共交通の安全の確保、住宅の寿命を延ばす「200年住宅」への取組や安心して住み続けられる住宅の確保、建築確認等の円滑化のための体制整備、公共交通機関・公共空間の総合的バリアフリー化等ユニバーサルデザインのまちづくり等の課題に重点を置きつつ、広域ブロックの自立的発展に向けた総合的支援制度等の必要な事業・施策を推進する。また、わが国海域の治安対策や水際の安全・安心を確保するため、老朽巡視船の一新や「空き巡視艇ゼロ」を目指した複数クルー制拡充等による海上保安体制の充実・強化を中期的目標のもと早急に推進する。

事業の実施に当たっては、重点化を図るとともに、コスト縮減・入札改革の推進、事業評価の厳格な実施、PFI手法の活用等に取り組み、効率的な施策展開を図る。

9．持続可能な社会の構築に向けた取組の本格化により、「環境立国・日本」を創造し、世界へ発信する。

将来の低炭素社会の構築に向け、まずは京都議定書削減約束の確実な達成を図るため、省エネ住宅・建築物の普及、バイオマス等新エネの導入など、業務・家庭部門を始めとするあらゆる部門で温暖化対策を加速するとともに、一層実効ある次期枠組みの構築に向け、途上国支援のための「新たな資金メカニズム」構築、エネルギー効率向上、途上国の公害対策と温暖化対策の一体的取組みに関する国際協力の推進などで、イニシアティブを発揮する。

「第3次生物多様性国家戦略」に基づき、生物多様性保全について国民の理解を深め、参加を促しつつ、あらゆる場面で対策を展開する。

廃棄物の排出削減・再使用・再生利用を国内外で進め、循環型社会の構築を図る。

さらに、黄砂、酸性雨など越境環境対策、水環境保全対策など、中国などアジアにおける環境保全・脱公害への協力を拡充するとともに、環境を活かす地域づくりや人づくり、安全を確保できる生活環境対策等を進める。

10．農林水産業・農山漁村の新たな可能性を切り拓く挑戦

農業や農村が持つ潜在能力を最大限発揮させるべく、「21世紀新農政2007」を着実に推進する。すなわち、担い手への施策の集中化・重点化等により、国内農業の体質強化を図ると同時に、高齢者や小規模農家も安心して農業に取り組める政策を推し進め、農山漁村を守り活性化する地域振興政策を一体的に推進するとともに、鳥獣による被害を防止する。また、食料自給率の向上に向けた消費・生産両面の取組や農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組を推進する。さらに、安全な食品の生産・製造や適正な食品表示の徹底など食の安全と消費者の信頼の確保、食育の推進を図る。

北海道洞爺湖サミットの開催に向けて、バイオマスの利活用や地球温暖化対策、環境保全型農業等に積極的に取り組む。

京都議定書の森林吸収目標達成に向け、多様で健全な森林を整備・保全し、「美しい森林づくり」を推進するとともに、木材の加工流通体制の整備と林業生産コストの削減により国産材の競争力の強化を図る。

さらに、異常な燃油高騰に対応するための対策を講ずる。

また、本年3月に閣議決定された水産基本計画を着実に実施する。このため、水産資源の回復・管理を推進するとともに、有害生物による漁業被害の防止を図る。また、燃油価格の高騰も踏まえ、競争力のある担い手を育成・確保するため、漁船漁業構造改革の推進、新しい経営安定対策の導入、省エネ型漁業への転換を促進し、あわせて漁協系統の組織・事業改革を促進する。また、流通拠点の整備、多様な流通経路の構築を推進する。さらに、磯焼け対策などに取り組むとともに、国が主体となった漁場整備事業を推進するほか、安全で活力ある漁村づくりの推進、多面的機能の発揮、魚食文化の振興のための施策を講ずる。

## 11. 司法制度改革の基盤整備へ向けた法務・司法の充実と安全な社会の実現への取り組み

急速な国際化の進む中で、自己責任原則と透明で公正なルールに貫かれた社会を実現するために、司法の果たすべき役割は格段に大きくなっており、司法制度改革の一層の推進が不可欠である。国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判員制度の円滑な実施、総合法律支援体制の充実・強化のための日本司法支援センターの適正な運用、裁判外紛争解決手続の利用の促進などによって国民の権利保全の一層の充実を図る。

また、国民生活の安定と発展を図るため、登記事務処理の適正迅速化を推進するほか、総合的な地域活性化政策の一環としての出入国審査等の円滑化、再犯防止への取組としての受刑者・保護観察対象者に対する就労支援等の充実、子どもの人権問題対策としてのいじめ相談の充実等を図る。特に地図整備事業

については、関係省庁が連携して、全国の都市部における登記所備付地図の整備を促進する。

## 1.2. 治安の再生

われわれは、平成15年に「5年で治安の危機的現状を脱する」ことを宣言し、政府はこれを受けて5年間の「行動計画」を定め、世界一安全な国・日本の復活をめざして、これまで総合的な治安対策に取り組んできた。来年度は、目標としてきた最終年を迎える。このため、治安関係職員の増員や治安関係施設の拡充など基盤整備をはじめとし、総合的な対策を進めるための治安関係予算の最重点化を図る。

さらに、治安再生への流れを一層加速させるため、防犯ボランティア等、地域住民による防犯活動の力を生かしつつ、地域社会の「連携」によって防犯意識を高めるとともに、再犯をなくす諸施策を実施していく。老人など社会的弱者を犯罪から守り、同時に犯罪者にさせない施策を推進する。

## 1.3. 国際協力を通じた国益を確保する外交の推進

わが国の安全と繁栄を確保するため、日米同盟を基軸として、自由、基本的人権等、基本的価値を重視する外交を推進し、アジア・近隣諸国との対話・協力を強化し、北方領土問題等、諸懸案を解決していく。さらに、中東や中南米との関係も強化する。

北海道洞爺湖サミットやアフリカ開発会議（TICAD IV）の開催を通じ、グローバルな課題への責任ある取組を行う。また、ODAの戦略的拡充、国際ルールの強化、エネルギー安全保障等に努めていく。

国際社会の諸問題に機動的かつ的確に対応し、国益を踏まえた強力な外交を展開するため、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を中核とし、総合的な外交力の強化を図る。

## 1.4. 将来を展望した防衛力の整備と基地対策の推進等

平成20年度の予算編成にあたっては、「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」の4年度目として、新たな脅威や多様な事態への対応、国際平和協力活動への取組等を重視し、国民の安心、安全の確保、国際的な安全保障環境の一層の安定化に努めるものとする。

本年度は、安全保障環境を踏まえた防衛力の近代化を進めるとともに、政策立案機能や情報保全機能を強化するための組織を構築する。防衛省の信頼回復を図るべく総合的な取得改革により防衛装備品の調達の合理化等を行いながら、効率性と優先度を踏まえた防衛力整備を推進する。

また、基地周辺対策を着実に実施するとともに、在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」（平成18年5月30日閣議決定）を踏まえ、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための施策を推進する。

日米安全保障協議委員会（「2 + 2」）共同文書による変更がないものについては、沖縄米軍基地の整理・統合・縮小を一層促進するよう、引き続きSAC O最終報告に盛り込まれた措置を着実に実施する。

#### 15．沖縄振興の推進

未だ厳しい景気・雇用情勢など沖縄の特殊事情を考慮しつつ、沖縄振興計画の後期展望等を踏まえ、産業振興、雇用創出、人材育成や国際交流拠点を目指した環境整備など自立型経済の構築に向けた取組を進めるとともに、離島活性化など県土の均衡ある発展のための取組、基地負担の軽減と跡地利用の促進を図る。また、自立型経済の構築と県民生活の安定を図り、沖縄の着実な発展を支えるため、社会資本整備等の基盤づくりを進めるとともに、沖縄科学技術大学院大学（仮称）設立構想を推進し、夢のある県づくりに向けて積極的に取り組む。

#### 16．行政改革の推進

独立行政法人については、独立行政法人整理合理化計画に基づき、法人の廃止、民営化、統合、他機関・地方への移管、事務・事業の見直し等を行い、組織のスリム化・財政支出の削減等を進める。

また、行政改革推進法に基づき、国・地方の定数純減方針を徹底して、総人件費改革に取り組む。

国家公務員の定員については、平成18年度からの5年間で5.7%の純減を確実に進める。このため、国家公務員の新規採用を抑制し、配置転換を進める。そのような中で、治安、徴税、安全・安心、総合的な外交力など、真に必要な部門には適切に定員を配置するなど、府省内はもとより、府省を越えた定員の再配置を進める。

地方公務員の定員については、行政改革推進法で定められた純減目標（5年間で4.6%）を達成するとともに、これを加え、各自治体で策定した「集中改革プラン」を着実に実行し、純減（平成22年度まで）を行う。

## 第2章 重要政策

### 1. 省庁横断的分野における統合政策の推進

#### (1) 大規模地震や風水害等に対する防災対策の推進

災害から国民の生命、身体、財産を守ることは国政の最重要課題の一つであり、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、防災対策に万全を期す。

本年の能登半島地震、新潟県中越沖地震、度々上陸した大型の台風などによる被害については、今後とも、被災者への支援、被災地の復旧・復興に全力を尽くす。また、この度改正され、被災者にとってより使い勝手のよいものとなった被災者生活再建支援法の適切な運用等を通じて、被災された方々に対する円滑かつ適切な支援を行う。

甚大な被害の発生が想定される首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大規模地震対策については、地震防災対策を強力に推進する。また、災害被害の軽減のため、災害時要援護者対策の充実・強化を図るとともに、大規模水害が発生した場合の広域的な避難対策や緊急対応策等を取りまとめ、大規模水害対策を強力に推進する。

また、国民一人ひとりの防災意識の向上や地域防災力の向上など災害への「備え」を実践する国民運動を幅広く展開する。

さらに、世界各地で災害が頻発する中、アジア防災センターなど多様な主体と連携しつつ、国際防災協力を積極的に推進する。

#### (2) ITの恩恵を実感できる社会の実現

医療、行政サービス、道路交通、テレワーク等の、国民に身近な分野でのITの利用・活用を一層推進するとともに、ITを活用した生産性の向上を図り、活力ある経済社会を構築する。また、その基盤となる、インフラの整備、高度IT人材の育成、情報セキュリティ対策の強化等に取り組む。

このような取組により、地域の活性化や豊かな暮らしの実現につながるIT施策を政府一体で推進するとともに、世界のIT革命を先導し、国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる社会を実現できるよう、国民の立場に立ったIT政策を積極的に進める。

#### (3) 男女共同参画社会の実現

「男女共同参画基本計画(第2次)」の推進

女性も男性もすべての個人が、喜びと責任を分かち合い、個性や能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画基本計画(第2次)

に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進する。

#### 男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するため、セミナーの開催やアドバイザー派遣等の意識啓発事業、男女のライフステージに即したワーク・ライフ・バランスに関する意識や実態の調査の実施など、総合的に施策を推進する。

#### 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

配偶者等からの暴力に関する実態調査や、被害者の自立支援モデル事業の実施及び女性に対する暴力の予防啓発活動など、配偶者暴力防止法の一部改正（平成 20 年 1 月施行）も踏まえ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進する。

#### 国際交流・国際協調の推進

国連の会議や東アジア男女共同参画担当大臣会合を始めとする各種国際会議への積極的な参画などにより、男女共同参画に関する諸外国の取組の取り入れ・浸透を図るとともに、我が国における男女共同参画施策の発信を行うなど、国際交流・国際協調を推進する。

#### 女性のチャレンジ支援策の推進

地域おこし、まちづくり、観光分野におけるチャレンジ支援事業や、子育て等で退職した女性の再就職等を支援する女性の再チャレンジ支援プランの推進、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入促進など、女性のチャレンジ支援策を総合的に推進する。

### （４）少子化対策の推進

安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するため、年内に取りまとめる予定の仕事と生活の調和のための憲章及び行動指針、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に沿って、働き方の改革による仕事と生活の調和と、多様な働き方に対応した保育サービスなどの子育て支援の社会的基盤の充実を「車の両輪」として推進する。

### （５）犯罪被害者等のための施策の推進

今年度取りまとめられた犯罪被害者等支援に関する 3 つの検討会の結論に従った施策の効果的な実施など、犯罪被害者等基本計画に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進する。

### （６）自殺対策の推進

「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定)に基づき、一人でも多くの自殺を考えている人を救うとともに、自殺者の親族等への支援の充実等を図るため、自殺対策を総合的に推進する。

#### (7) 食育の推進

国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、食育基本法及び食育推進基本計画に基づき、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」を、国民的広がりを持つ運動として推進する。

#### (8) 障害者施策の推進(新規)

障害者基本計画に基づく新たな「重点施策実施5か年計画」(平成19年中を目途に策定)に基づき、障害者施策を総合的・計画的に推進するとともに、障害者の自立と社会参加の促進に取り組む。

#### (9) 交通安全対策の推進

交通事故による死傷者数は年間100万人を超え、依然として厳しい状況にあるため、第8次交通安全基本計画に基づく交通事故防止対策を推進するとともに、飲酒運転の根絶に向けた常習飲酒運転者対策を強力に推進する。

#### (10) 青少年育成の推進(新規)

有害情報から子どもを守るため、青少年育成施策大綱等に基づく諸施策を推進するとともに、今後「有害情報から子どもを守るための検討会」の検討結果に沿って、携帯電話のフィルタリングの促進、子ども、保護者への啓発活動の強化等の対策に取り組む。

#### (11) 「科学技術創造立国」の実現

国際的な知の大競争時代において、人口減少下にあり、かつ資源に乏しい我が国にとって、科学技術の発展は経済成長の原動力であり、国際競争力強化の基礎である。平成20年度は、第3期科学技術基本計画の中間点の3年目に当たり、科学技術による我が国の成長力強化を図るため、基本計画の「政府研究開発投資の総額の規模、約25兆円」を目指し、科学技術関係予算の一層の充実を図っていく。

##### 科学技術の戦略的重点化

##### (ア) 基礎研究の推進

多様な知と革新をもたらす基礎研究については、多様性を確保しつつ、

一定の資源を確保して着実に推進する。

#### (イ) 政策課題対応型研究開発における重点化

政策課題対応型研究開発 8 分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料、エネルギー、ものづくり技術、社会基盤、フロンティア）において選定された 62 の戦略重点科学技術（国家基幹技術を含む）については、予算を重点配分し、選択と集中を図る。

#### イノベーション創出に向けた施策の強化

我が国の経済や社会の活力が生み出され、国民が未来に明るい夢や希望を持ち、安心して生活できる社会を実現するため、長期戦略指針「イノベーション 25」(平成 19 年 6 月 1 日閣議決定)に基づき、イノベーションの創出・促進に向けた社会制度の改革、研究開発の成果を国民が実感できるようにする社会還元加速プロジェクト、次世代を担う人材への投資を推進する。

#### 科学技術外交の推進

我が国の科学技術力を最大限に活用し、持続可能な社会の実現に向けた世界の諸課題に積極的かつ継続的に取り組むことで、我が国のソフトパワーを高めるとともに、研究協力や技術協力を外交と連携させる。このため、来年の北海道洞爺湖サミットや T I C A D に向け、我が国の科学技術と外交を連携し、相互に発展させる科学技術外交を推進する。

#### 科学技術による地域の活性化

地域においてイノベーションを創出し、地域経済、社会の活性化を図るためには、地域の大学、研究機関、地方公共団体、企業等の連携を図りながら、地域固有の資源を活かしつつ、大学等の研究成果を実用化・事業化につなげていく取組が重要である。そのため、科学技術による地域の活性化戦略を策定するとともに、各府省等が推進する地域科学技術施策の連携をさらに強化しながら、地域クラスター、産学官連携などの施策を加速し、強力に推進する。

#### 我が国全体の研究開発力の強化

「研究開発力」は、科学技術振興の基礎をなすものであり、その意味で、イノベーションを生み出し、経済成長の原動力となるものであることから、その継続的な強化こそが我が国にとって最重要の課題である。このため、我が国の科学技術を担っている研究開発独立行政法人、大学及び民間が有する「研究開発力」を最大限に活かすことが不可欠である。

この中でも、研究開発独立行政法人が国の政策に沿って、戦略重点科学技術（国家基幹技術を含む）に関する研究開発を重点的かつ迅速に実施できるよう、予算投入にあたっては弾力的かつ機動的に行うとともに、独立行政法人の研究開発力強化を図るための措置を講ずる。

また、大学・大学院について、研究の国際競争力向上を目指して、研究人材

育成の改革、国際的に魅力ある研究環境基盤の整備などの研究システム改革を推進する。

#### ( 1 2 ) 原子力研究開発利用の推進

原子力政策大綱やエネルギー基本計画を踏まえて、原子力科学技術を推進する。

また、原子力の安全確保・防災対策の充実強化、積極的な情報公開、広聴・広報の充実等を通じた、国民との相互理解の一層の促進を図るとともに、原子力分野の人材育成及び国際的な原子力利用の拡大に対応した積極的な取組を推進する。

#### ( 1 3 ) 行政改革の推進

行政改革の断行

##### (ア) 公共サービス改革の更なる推進

国民のため、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図るよう、公共サービス改革法に基づく官民競争入札等を更に推進していく。

そのために、中立かつ公正な第三者機関である「官民競争入札等監理委員会」において、積極的かつ能動的な審議を行う。

#### ( 1 4 ) 世界最先端を目指した知的財産戦略の推進（新規）

知的財産の創造、保護、活用という「知的創造サイクル」の自律的な好循環の実現を目指し、「知的財産推進計画 2007」に基づいて、「模倣品・海賊版拡散防止条約」(仮称)の早期実現、コンテンツ市場の拡大、特許審査の迅速化、特許制度の国際調和等に向けた取り組みを推進する。

#### ( 1 5 ) 地球温暖化対策

来年から始まる京都議定書の約束を実行するため、今年度中に「京都議定書目標達成計画」の評価、見直しを行い、地球温暖化対策を強力に推進する。また、京都議定書後の枠組みについて、洞爺湖サミットを含む外交プロセスにおいて、我が国がリーダーシップを発揮できるよう取り組む。

#### ( 1 6 ) 多様な機会のある社会の実現

国民一人一人がその能力や持ち味を十分発揮し、努力が報われ、勝ち組と負け組が固定化せず、働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化している社会の実現を目指す。このため、フリーターや事業に失敗した人、子育て女性等に対して、「長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの脱却」、「機会の均等化」、

「複線型社会の実現」を柱とする支援策を総合的に推進する。

#### (17) 情報セキュリティ政策の推進

官民における情報セキュリティ対策の抜本的強化のため、人材の育成・確保、情報セキュリティ政策の国際展開及び政府横断的な対応体制（GSOC）の導入等による安全な電子政府の構築などを推進する。

GSOC（Government Security Operation Coordination team）：政府横断的な情報収集機能、攻撃等の分析・解析機能等の事案対処促進機能

#### (18) 真に消費者、生活者の視点に立った行政の推進（新規）

真に消費者・生活者の視点に立った行政に発想を転換し、国民生活の安心を確保するために必要な、緊急に講ずる具体的な施策について、年内を目途に取りまとめる。

国民生活センターにおいて、情報の収集・分析・活用の強化、消費者トラブル解決能力の向上等を通じて、消費者トラブルの未然防止、拡大防止に向けて中核的な機関としての役割を充実させる。また、消費者政策会議及び消費者基本計画等の枠組みを通じて消費者保護のための行政機能の強化に取り組むほか、消費者基本法の「自立した消費者」を育成する観点から、消費者教育を推進させる。「規制」を超えた新たな消費者、生活者行政の試みとして、事業者団体、消費者団体、労働組合、NPO等の各ステークホルダーの代表で構成される「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）」の開催等を通じて、社会的責任の取組を促進する。

#### (19) 健全で豊かな社会と国土の建設

地方と都市がともに支え合う「共生」に基づく地方再生の推進

現在、地方は、人口減少が進む中で、地方経済を支えてきた中小企業や農林水産業が世界的競争にさらされるなど、厳しい状況にある。

地方と都市の格差のこれ以上の拡大を防ぎ、地方の活力を取り戻すには、地方の声に耳を傾け、地域の創意工夫を活かして地方の再生に取り組むことが不可欠である。

そのことから、平成19年11月30日に地域活性化統合本部会合で取りまとめた「地方再生戦略」に基づき、地方と都市の「共生」を基本理念としながら、地方再生に向けた取組を政府一体となって進めていく。

##### (ア) 地域の声に応える相談窓口の一元化

地域活性化統合事務局に地域ブロックごとの担当参事官を設置するとともに、地域活性化応援隊を全国に派遣することにより、一元的に相談に応じ、地

方再生の取組を総合的な支援の実施に至るまで一貫してフォローする。

(イ) 地方の自由な取組に対する包括的な支援(新規)

持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する「地方の元気再生事業」を創設する。

(ウ) 地域再生の推進

地域の自主的・自立的な取組によって地域経済の活性化や雇用機会の創出など地域の活力の再生を図るために、認定地域再生計画に合致するプロジェクトを実施する事業者等に対して、指定金融機関が低利融資を行う際の地域再生支援利子補給金(仮称)の創設(新規)、地域再生基盤強化交付金などの支援措置の充実、地域の担い手ネットワーク(ソーシャル・キャピタル)の充実を図ること等により、地域再生の取組を一層強化する。

地域力再生機構(新規)

地域の中規模企業や第3セクターの事業再生の支援と面的再生に向けた取組を地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構の創設に向けた具体的検討を進める。

地方分権改革の推進について(新規)

「地方が主役の国づくり」を目指し、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直しを行い、地方公共団体に対する一層の権限移譲を推進するとともに、分権型社会にふさわしい地方税財政制度及び行政体制の整備を目指す。このため、地方分権改革推進委員会において、平成20年春以降に予定されている勧告に向け、調査審議を行う。

道州制の導入に向けた検討について

市町村合併の進展、都道府県を越える広域的な行政課題の増加などの変化を踏まえれば、地方分権の進展を図った上で、国の役割を一層重点化し、道州制の導入に向けた検討を行っていくことが必要である。道州制の導入に向け、まずは、地方分権改革を着実に実施するとともに、「道州制ビジョン懇談会」が平成19年度中に取りまとめる中間報告をもとに、国民的な議論を喚起していく。

総合的な海洋施策の推進(新規)

四面を海に囲まれた我が国が、更なる発展を遂げていくため、新たな「海洋立国」を目指す。このため、海洋施策の基本的な方針や、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等に関する「海洋基本計画」を定め、政府一体となって、海洋の開発・利用の推進、海洋の安全の確保、海洋調査の推進、海洋科学技術に関する研究開発の推進、海洋産業の振興、離島の保全・振興等の海洋施策を強力に推進する。

地理空間情報の活用の推進(新規)

地理空間情報を高度に活用できる社会の実現にむけ、「地理空間情報活用推進基本計画」を策定し、関係省庁による協力連携のもと、地理情報システムと衛星測位に関する施策を総合的、体系的に推進する。

## (20) 各種施策の推進

### 北方領土問題の解決の促進

北方領土は我が国固有の領土であり、この問題は日露関係において最大の懸案事項となっている。北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結することが我が国の一貫した基本方針であり、強力に外交交渉を後押しする国民世論の結集が重要である。このため、官民一体となった返還要求運動の全国的な発展を図るとともに、元島民後継者対策事業、後継船の確保も含めた四島交流等の事業を着実に実施する。

### 情報機能の強化

複雑多様化する国際情勢に的確に対応し、我が国及び国民の安全を確保するため、情報収集衛星の4機体制の早期回復及び着実な運用を実施するとともに、政府の情報機能の強化を着実に進める。

## 2. 経済成長戦略の実現

### (1) 地域・中小企業の潜在力発揮による活性化

#### 中小企業・小規模企業の生産性・経営力向上支援

##### (ア) IT化などを通じた中小企業・小規模企業の経営力向上支援

SaaS（インターネットを通じた顧客管理等の情報処理サービス）活用による中小企業の財務会計等の整備支援及びマル経融資迅速化等を図る。また、全国の支援拠点を中心にIT専門家等を活用し、小規模企業等の経営力向上を図る。

##### (イ) 事業承継の円滑化

事業の継続・発展を通じた雇用確保、地域経済の活力維持を図るため、廃業マッチング等をサポートする事業承継支援センターの設立支援、後継者向けの研修・セミナーの強化など、事業承継円滑化のための支援策を講ずる。

##### (ウ) 資金調達の円滑化

中小企業がより円滑に資金確保できるよう、無担保・無保証の融資制度の拡充、予約保証制度の創設や、売掛債権の早期現金化のための仕組みの構築等、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を推進する。

## (エ) 下請適正取引等の推進

下請取引に関する「駆け込み寺」機能を持つ下請適正取引推進センター（仮称）を全国規模で整備し、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決を図るとともに、下請適正ガイドラインのフォローアップ及び普及啓発を行う。

### 地域・コミュニティの再生と地域活性化の推進

#### (ア) 地域の中小企業・小規模企業の事業再生支援

団塊世代の企業OB等が、地域中小企業で再活躍する環境を整備するとともに、地域の中小企業・小規模企業の事業再生をきめ細かく支援するため、中小企業再生支援協議会や信用保証協会による事業再生支援を強化する。

#### (イ) コミュニティビジネスの振興

地域の社会的課題の解決と新たな雇用の創出など、地域活性化に資するコミュニティビジネスを振興するため、コミュニティビジネスを支援する中間支援機関を担う人材の発掘・育成や成功モデルの他地域への展開・普及などを行う。

#### (ウ) 企業立地や対日直接投資の促進による産業集積の形成

地域が自らの強みを活かして取り組む企業誘致・人材育成や企業立地に関するワンストップサービスなどに対して支援を行う。また、地域の外国企業誘致への支援や日本の投資環境の認知度・イメージ向上のための広報活動などを行う。

#### (エ) まちづくりの推進・商店街の活性化

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを推進するとともに、空き店舗を活用したコミュニティ機能の強化等を通じた商店街の活性化を支援する。

##### 「農商工連携」の促進による新事業活動の支援

地域に根ざした農林水産業と商工業が連携する「農商工連携」を促進するため、地域産品の輸出促進、ITの活用による販路開拓や農業生産の効率化、人材確保・育成等への支援を、省庁横断的かつ集中的に推進する。

##### 地域の技術力などを結集・融合したイノベーションの創出

地域の潜在力を引き出す環境を整備するため、研究機関同士の連携を促しつつ、産学官の共同研究開発を支援する。また、地域資源を活用した中小企業の新商品・新サービス開発やモノ作り中小企業の基盤技術高度化等を支援する。

##### 産学連携による人材育成の推進

大学と産業界の対話と行動の場（「産学人材育成パートナーシップ」）での議論を踏まえ、産学連携による教育プログラムの開発とその実証等を行うとともに、地域の産業界、技術者等を活用した人材育成を実施する。

## (2) 成長の基盤となる安全・安心の確立と高信頼性を強みとする産業の創出

#### 原子力発電所等の安全確保に向けた対策の推進

原子力利用の大前提である安全確保に万全を期すため、最新の知見に基づいた高経年化対策をはじめ、平成19年新潟県中越沖地震での教訓を踏まえた原子力施設の耐震安全性審査や防災対策など、原子力施設の安全対策を推進する。

#### 製品安全・商取引に係る消費者保護のための体制強化

メーカー等の消費者への情報提供、点検体制の充実等により、経年劣化等による製品事故の未然防止を図る。また、クレジットと一体となった悪質な訪問販売業者等への規制の強化及び執行体制の拡充を行い、消費者保護を強化する。

#### 高信頼性を強みとする次世代産業群の創出

次世代環境航空機、先進的宇宙システム、次世代軽水炉、次世代自動車・燃料技術、医療機器（がん対策実用化研究等）といった、極めて高い信頼性が必要とされ、かつ、製造業全体への波及効果が高い「高信頼性産業」群の創出に向けて、官民一体となって研究開発や環境整備を推進する。

#### (3) 地球環境と成長の両立に向けた我が国のリーダーシップの発揮

##### 京都議定書の目標達成に向けた総合的取組の推進

京都議定書目標達成に向けて、自主行動計画の目標引き上げや対象範囲の拡大、「国内CDM」による中小企業等の排出削減支援や代替フロン等3ガス対策の強化、「1人1日1kg」の温室効果ガス削減をモットーとした地域ぐるみの国民運動の展開、省エネルギー・新エネルギー対策等を一層推進するとともに、京都メカニズムの活用による排出削減量の取得を実施する。

##### ポスト京都議定書の枠組み構築等における主導的な役割の発揮

我が国が提唱する「3原則」(全ての主要排出国の参加、柔軟性と多様性、環境保全と経済成長の両立)に基づき、省エネルギー国際協力や原子力の国際的な利用拡大の促進により、2013年以降の枠組み構築に向けて、我が国が主導的な役割を果たす。また、「世界全体の排出量を現状から2050年までに半減」という長期目標に向けて、革新的技術の開発を推進する。

#### (4) イノベーションの加速による成長力・競争力の強化

##### イノベーションを生み出す仕組みの強化

##### (ア) イノベーションの創出・活用を促す環境の整備

中長期的な市場・社会ニーズを見据えて策定した「技術戦略マップ」を活用し、政策目標と実現シナリオを産学官で共有しつつ研究開発プログラムを推進する。

##### (イ) 知財保護や国際標準化に関する取組の強化

世界最高水準の特許審査の実現を図るとともに、知的財産制度の国際調和と

## 国

際協力を推進し、模倣品・海賊版対策等知的財産の適切な保護強化に取り組む。また、国際標準化戦略目標の達成へ向け、官民一体で戦略的活動を推進する。

### IT革新による経済社会システムの変革

省エネ技術の開発や電子タグを活用した安全対策など、ITによる環境・安全等の社会的課題の解決を図る。また、国際競争力をリードするIT産業・技術の創出を図るとともに、IT投資の効率性向上等のための共通基盤の整備を図る。

消費者・ユーザーのニーズや感性に根ざした新しいイノベーションメカニズムの始動

製造管理ノウハウのサービス業への移転や品質の可視化等を通じ、サービス産業の生産性向上を図る。また、ファッションやデザイン分野をはじめ生活者の感性に働きかける感性価値創造、コンテンツ産業のグローバル展開等を促す。

## (5) 資源・エネルギー政策の戦略的展開

### 資源エネルギーの安全保障確保に向けた総合資源確保戦略

エネルギー・鉱物資源の安定供給を確保するため、資源国のニーズを踏まえ、経済協力、貿易保険、人材交流、技術協力などの施策を講じることにより、戦略的な資源外交の展開を図る。また、海外の地質構造調査や民間企業へのリスクマネーの供給等を通じて石油・天然ガス・鉱物等の権益確保と供給源の多様化を図る。さらに、我が国の資源獲得能力強化に向けた研究開発を推進する。

### 新エネルギー・省エネルギー政策の推進

業務・家庭部門等の幅広い分野で、規制と支援の両面から省エネ対策の抜本的強化を図るため、技術開発、高効率設備の導入支援、中小企業対策等を推進する。また、太陽光、蓄電システム、バイオマス、燃料電池等の先進的な技術開発、新エネ等の自立的普及に向けた導入支援等を推進する。さらに、アジア諸国等を中心に、人材育成や海外での実証事業を実施し、省エネ・新エネの推進を図る。

### 安全を大前提とした原子力の推進

安全確保の大前提の下、官民一体となって世界標準を獲得し得る次世代軽水炉の技術開発、ウラン資源自主開発の推進及び人材育成等を行うとともに、高速増殖炉サイクルの早期実用化に向けた関係者と一体となった取組、プルサーマルを含む核燃料サイクルの推進に向けた、個別立地対策、広報・広聴活動の実施や関連産業の強化、放射性廃棄物対策の強化等を行う。

## (6) アジア等と協働するオープンな経済システムの構築

### WTO / EPAへの積極的取組と東アジア構想の推進

W T O交渉の早期妥結に向け積極的に取り組む。さらに、米国・E Uを含む大市場国との経済連携は、将来の課題として検討し、可能な国・地域から進める。また、アセアン+ 6による東アジア包括的経済連携の専門家研究を進め、新たに設立される東アジア・アセアン経済研究センターの活動を本格化させる。

#### 日本の知恵を活かした東アジア共通の産業基盤整備

我が国経済発展の基盤となった制度を「アジア標準」として東アジア各国へ展開する。また、我が国企業の優れた技術の移転によるアジアでの産業人材育成を支援するとともに、能力・意欲の高いアジアの留学生の就職支援等を行う「アジア人財資金構想」により、アジアの優秀な人材の産業界での活躍を促進する。

### 3. 経済構造改革に対応した競争環境整備

#### (1) 迅速かつ実効性のある法運用

現下の経済実態や行政課題を踏まえ、改正法により導入された課徴金減免制度や犯則調査権限を適切かつ積極的に活用し、特に国民生活に影響の大きい価格カルテルや官製談合を含む入札談合事案、国際カルテル事案等に厳正に対処する。

経済成長の核となるIT・公益事業分野の競争制限行為及び知的財産権の濫用行為に迅速かつ厳正に対処する。

大型化、複雑化した合併事案等に対し、迅速かつ透明な審査を行うとともに、市場に及ぼす影響の把握に当たり経済分析等の更なる活用を図る。

#### (2) ルールある競争社会の推進

中小企業に不当な不利益を与える不当廉売や優越的地位の濫用等の行為、サービス分野等における下請法違反行為に対して迅速・厳正に対処するとともに、そのための体制を整備する。

「成長力底上げ戦略」を踏まえ、講習会の開催等下請法違反行為の未然防止に向けた積極的な普及・啓発活動を行うことにより、下請取引の公正化を推進する。

市場参加者としての消費者に対する適正な情報提供を推進するため、サービス分野等における不当表示など消費者取引における不公正な取引への迅速かつ実効性のある対処を行う。

#### (3) 競争環境の積極的な創造

入札談合の未然防止を図るため、地方公共団体等発注機関職員の意識向上及び発注制度の改善について提言等を行うとともに、企業の法令遵守

(コンプライアンス)向上のため、現状の問題点を把握し、企業の体制整備のための施策を推進する。

各行政機関が行う規制の事前評価に関して、規制が競争に与える影響の把握・分析方法の開発を行う等により、競争促進的な市場環境を整備する。

国内外における競争政策の普及・啓発活動をより一層充実させるとともに、OECDや国際競争ネットワーク(ICN)等の国際的協力の枠組みへの積極的な貢献等により、競争政策における国際協力の推進等を図る。特に、平成20年4月、日本で開催予定のICN年次総会を的確かつ円滑に運営し、我が国競争政策の国際的なプレゼンスの向上を図る。

#### (4) 競争政策の運営基盤の強化

情報システム化により業務の効率化を図るとともに、外部専門家の積極的な活用、職員に対する研修の充実等を図り、競争政策官庁としての体制の強化・質的向上に努める。

### 4. 「社会総がかりでの教育再生」、「文化芸術・スポーツの振興」と「成長力の強化-『イノベーション25』等による科学技術の振興-」の実現

#### (1) 初等中等教育の充実

子どもと向き合う時間の拡充及びメリハリのある教員給与体系の実現

教員が子どもと向き合う時間を拡充することができるよう、(ア)定数の適正化や、(イ)外部人材の活用、(ウ)地域ボランティアの活用など、学校現場で日々頑張っている教員を支援する体制を築き、また、メリハリある教員給与体系の実現を図る。

世界トップレベルの義務教育の質の保証

国の義務教育に対する責任を確実に果たすため、(ア)全国的な学力調査の実施、(イ)国語力の育成、理数教育の充実など総合的な学力向上、(ウ)小学校における英語活動等国際理解活動の推進、(エ)学校評価システムの構築、(オ)教員免許更新制の円滑な実施など教員の資質能力の向上を図ることにより、世界トップレベルの義務教育の質の保証を図る。

豊かな心の育成

豊かな人間性や社会性を子どもたちに育むため、(ア)豊かな人間性や社会性を育む体験活動等の推進、(イ)命を大切にすることや規範意識などの育成を図る道徳教育の充実、(ウ)いじめ問題等への対応や不登校など問題を抱える子どもの自立支援や教育相談体制の充実、(エ)職業教育の推進に総合的に取り組むことにより、豊かな心の育成を図る。

### 充実した教育を支える環境の整備

初等中等教育段階の充実した教育環境の整備を図るため、（ア）幼児教育に係る負担の軽減等幼児教育の振興、（イ）子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進、（ウ）学校のICT教育の推進、（エ）外国人児童生徒教育の推進、（オ）読書・学習活動を推進する学校図書館の充実、（カ）コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進などにより、幅広い教育環境の整備を図る。

### 公立学校施設の耐震化の推進

非常災害時において、児童生徒の安全を守るため、学校施設の耐震化に重点的に対応し、直面する諸課題に積極的に対応できる学校施設づくりを推進する。

## （２）学校・家庭・地域の教育力の向上

### 家庭の教育力の向上

身近な地域において多様な親に対する情報や学習機会の提供、相談体制の整備をはじめとするきめ細かな家庭教育支援基盤の形成を促進するなど、家庭の教育力の向上に向けた総合的な施策を推進する。

### 地域の教育力の再生

学校を核とした地域教育力再生に向け、各学校の教員を支援する体制の整備や、ボランティア活動、スポーツ及び文化体験活動など、地域に根ざした多様な活動を通して地域のきずなを深め、子どもたちを健やかにはぐくむ地域づくりを推進する。

### 放課後子どもプランの推進

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動等を推進する取組を、総合的な放課後対策として実施する。

### 子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するための健康教育の推進

通学路を含む子どもの安全を確保するため、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備するための取組などを行う「子ども安心プロジェクト」を一層推進する。また、子どもに望ましい食習慣を身に付けさせることができるよう、学校・家庭・地域が連携した学校における食育を推進するための施策や、アレルギー疾患など児童生徒の現代的健康問題に適切に対応するための施策を推進する。

### 青少年の健全育成の推進

青少年が自立への意欲を高め、心と体の相伴った成長を促進するために、すべての青少年の生活に体験活動を根づかせ、自然体験や社会体験など多様な体験活動の機会を充実する取組を推進するとともに、すべての若者が主体的に進

路を選択できるよう、「キャリア教育等推進プラン」に基づき、関係施策を推進するなど、キャリア教育等の推進を図る。

また、青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対して、保護者への啓発活動の充実など、適切な対応策を図る。

さらに、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく政府の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもが自主的に読書活動を行うことができるような環境の整備を図るため、学校図書館の充実など関係施策の総合的・計画的な推進を図る。

### (3) 新たな状況変化に対応した大学改革の推進

#### 国立大学・私立大学の基盤的経費の充実

教育の質を確保し、あらゆる分野において優れた教育研究が長期的・安定的に行われるよう、国立大学法人運営費交付金、私立大学経常費補助金等の基盤的経費を確実に措置する。国立大学法人等においては、引き続き一定の経営改善努力を図る一方、社会のニーズに対応した教育研究上の様々な取組を支援し、国立大学等における教育研究の充実と活性化を図る。私立大学においては、多様な教育機会の確保や特色ある教育研究の展開に大きく貢献しており、その多様な教育研究活動や環境整備に対する支援を行うことにより、私立大学における教育研究活動の推進を図る。

#### 大学病院と地域医療機関が連携した医師等の養成システムの再構築

国公私立大学が、大学附属病院の機能・基盤を最大限活用しつつ、地域の医療機関等と緊密な連携・協力体制を構築して実施する、地域医療やがん医療等、社会的要請に的確に対応できる人材養成の取組を支援し、臨床現場で即戦力として活躍できる、高度な専門的技術と豊かな人間性を併せ持つ質の高い医療人を継続的に養成・輩出することを通じて、安心・安全で質の高い医療の提供を実現し、国民の多様な医療ニーズに対応する。

#### 国公私立大学を通じた大学教育改革支援の充実等

大学教育改革を一層推進し、知識基盤社会を担う、優れた人材を養成するため、大学・大学院教育の質の向上に向けた取組を支援するとともに、国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進する「グローバルCOEプログラム」など、国公私立大学を通じた競争原理に基づく大学教育改革のプログラムを充実することにより、各大学の個性・特色ある教育研究の取組を推進する。また、大学等の地域の知の拠点としての機能を強化するため、国公私を通じた大学間の戦略的な連携の取組を支援する。

#### 「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」の推進

国立大学法人等の施設は、世界一流の優れた人材の養成と創造的・先端的な

研究開発を推進するための拠点であり、第3期科学技術基本計画を受け、策定した「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」に基づき、重点的・計画的整備の推進を図る。

#### (4) 私学助成の充実

わが国の学校教育において私立学校が果たす役割の重要性にかんがみ、教育研究活動への積極的な取組に対する支援、経営改善努力に対する支援を行うなど、私学振興の推進に努める。

#### (5) 教育の機会均等のための奨学事業の充実

教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が家庭の経済状況によって修学の機会が奪われないよう、健全性を確保した独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業の充実を図る。

#### (6) 国際教育交流・協力の推進

##### 大学の国際化

我が国の高等教育の国際競争力を強化し、国際的に活躍できる優秀な人材の育成を図るため、大学等が行う海外の大学との積極的な連携や教職員の海外派遣等に係る取組のうち、特に優れた取組を選定し支援を行う。

##### 国家戦略としての留学生政策の推進

我が国と諸外国との人的ネットワークの形成や相互理解と友好関係の深化、我が国の国際競争力の強化、国際貢献及び大学の国際化の推進に重要な役割を担うため、国家戦略としての留学生政策を推進する。

##### 外国人の生活環境適応加速プログラム

在留する外国人が生活者として我が国の生活環境に円滑に適応するため、日本語教育の推進や就学促進等を図る。

##### 国際交流拡大プログラム

教育等の分野で国際社会をリードしていくため、国際会議等の開催・誘致を推進する。

#### (7) 豊かなスポーツ環境整備の推進

世界で活躍するトップレベル競技者の育成・強化を図るため、ナショナルトレーニングセンターを整備推進するなど、国際競技力を向上させる諸施策を充実するとともに、ドーピング防止活動を推進する。また、学校・家庭・地域が連携し、子どもの体力向上に向けた総合的な対策を推進する。さらに、国民の誰もが身近にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向け、

総合型地域スポーツクラブを育成・支援するなど、スポーツ環境の整備を計画的に推進する。

## ( 8 ) 文化芸術による国づくりの推進

### 文化芸術立国プロジェクトの推進

最高水準の舞台芸術、世界に誇れる日本映画・映像、世界に羽ばたく新進芸術家、感性豊かな文化の担い手の充実・育成を総合的に行う「文化芸術創造プラン」により文化芸術創造活動に対する支援を推進するとともに、個性豊かな地域文化を継承・発展させることにより地域活性化を図り、また、多様な手段によって優れた日本文化を国内外へ発信するなど「『日本文化の魅力』発信プラン」を推進する。

### 文化財の次世代への継承と国際協力の推進

わが国の文化の基層である文化財について、滅失等の危機に瀕している国宝・重要文化財建造物等の保存修理を緊急に推進するとともに、緊急度の高い文化財の保存・修復に関する国際協力を推進する。

### 文化芸術拠点の充実

文化拠点の一層の充実を図るため、特別史跡平城宮跡の保存整備や国立文化施設の基盤整備を計画的に推進する。

## ( 9 ) 次世代を担う人材への投資の充実・強化

「知」をめぐる世界的な大競争時代を迎える中、我が国では少子高齢化・人口減少が急速に進んでおり、科学技術関係人材の質と量の確保を巡る懸念が高まっている。

このような中、科学技術創造立国の実現に向けて、我が国全体の研究開発や国際競争力を維持・向上させるとともに、イノベーションを絶え間なく創出する活力ある社会を実現し、安全・安心で質の高い生活環境を構築するためには、科学技術や学術活動の基盤となる人材の養成・確保や社会の多様な場における活躍の促進が極めて重要な課題となっている。

### 次世代を担う若者への理数教育の充実

次世代を担う科学技術関係人材の育成に向け、子どもが科学技術に親しみ学ぶことができる環境及び理数に興味・関心の高い生徒・学生の能力を伸長することができる効果的な環境を提供する。

### 大学における人材育成機能の強化と産学が協働した人材育成

大学院教育の抜本的強化や世界的な卓越した教育研究拠点の形成、人材養成面での産学連携の強化などにより、社会のニーズに対応した人材養成を行う。

### イノベーション創出の担い手となる若手・女性研究者等への支援の強化

イノベーション創出の担い手となる、若手・女性研究者など多様な人材が能力を最大限発揮できる環境を整備する。

#### 科学技術に関する理解と意識の醸成

わかりやすく親しみやすい形で国民に科学技術を伝えることをはじめ、国民との対話を通じて説明責任と情報発信を強化する活動及び科学技術に関する基礎的な知識・能力の向上に資する取組を推進する。

### ( 1 0 ) 基礎研究の充実と研究環境の整備

#### 学術研究の振興

大学・大学共同利用機関等において、独創的・先端的な基礎研究を全国共同利用体制等により推進する。また、これらの研究を支える基盤的な研究設備等を整備し、研究環境基盤を充実させる。科学研究費補助金において、間接経費の拡充、挑戦的研究や若手研究者への支援の充実等により、多様で革新的な学術研究の促進を図る。政策や社会の要請に対応した研究を推進し、国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点の整備を通じて、人文・社会科学分野の振興を図る。

#### 競争的資金の拡充等による研究開発の推進

研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献するとともに、イノベーションの種となる多様な基礎研究を推進する科学研究費補助金等の競争的資金の拡充（間接経費の拡充を含む）を図る。その際、研究費の管理・監査体制の整備を進めるための取組を進め、また、府省共通研究開発管理システムの運用を通じて、研究費の効果的・効率的運用を一層徹底していく。

#### 産学官連携などによるイノベーションを生み出すシステムの強化

世界第一線の研究者が集まってくるような優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える拠点」を形成するとともに、基礎研究の成果からイノベーションの種となる技術シーズを創出するため、戦略的創造研究推進事業等の競争的資金の充実・改善を図る。

また、産学官連携は、持続的な発展に向け、戦略的な展開を図る。さらに、地域活性化のため、地域の大学等公的研究機関を核に、産学官共同研究を実施し、新技術・新産業の創出等を図る。

#### 科学技術振興のための基盤の強化

先端的な研究施設・設備・機器や知的基盤等は、独創的・先端的な基礎研究からイノベーション創出に至るまでの科学技術活動全般を支える基盤として不

可欠なものであることから、その整備や効果的な利用を促進する。

#### 科学技術の国際活動の戦略的推進

政府全体の「科学技術外交」推進の方針を踏まえ、先端科学技術分野での戦略的な国際協力の推進、我が国の科学技術力による世界的課題等への貢献等の観点から、国際活動を戦略的に推進する。

### (11) 国家基幹技術などの着実な推進

#### 各分野別研究開発の戦略的推進

ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料、原子力、宇宙・航空、南極観測・海洋地球科学技術、地震・防災、ものづくり技術、新興・融合分野の10の各研究開発分野において厳選された戦略重点科学技術に重点投資する。

#### 国家基幹技術への集中投資

国益の確保のために重要な国家基幹技術である「宇宙輸送システム」、「海洋地球観測探査システム」、「高速増殖炉サイクル技術」、「次世代スーパーコンピュータ」、「X線自由電子レーザー」について、長期的戦略の下、研究開発を推進するための集中投資を図る。

#### 安全・安心に資する科学技術の推進

第3期科学技術基本計画において「安全が誇りとなる国 - 世界一安全な国・日本を実現」を一つの政策目標としていることに基づき、安全・安心な社会の構築に資する科学技術の研究開発等を推進する。

## 5. ICT分野の国際競争力強化

### (1) 国際競争力強化

#### ユビキタス特区事業の推進

平成20年(2008年)1月を目途に創設する「ユビキタス特区」において、国際的に優位にあるユビキタスネットワーク技術等を活用し、世界最先端のサービスの開発、実証実験等を促進し、日本のイニシアティブによる国際展開可能な「新たなモデル」を確立する。

#### ユビキタス・プラットフォーム技術の研究開発

電子タグリーダーと携帯電話等の機能融合、様々な生活課題の解決等に役立つユビキタスネットワークサービス等を実現するため、電子タグやセンサーでユーザーの状況を的確に認識し、状況に応じた最適なサービスを提供するための共通基盤技術の研究開発等を推進する。

#### 映像国際放送の充実等

平成20年度(2008年度)後半中に開始される新たな外国人向け映像国際

放送に対する支援等を実施するとともに、映像国際放送の一層の発展に資する調査研究を実施する。

#### コンテンツ流通の促進

放送番組などコンテンツの取引市場形成に必要な情報の集約、公開を集中的に行うための仕組みやルール作りに関する実証研究を進めるとともに、IPTVなど、コンテンツを視聴するメディアに係る選択肢を拡大するため、DRMなど新たなプラットフォームの開発を推進する。

### (2) 地域活性化に向けたユビキタスネットワークの整備

#### デジタル・ディバイドの解消

条件不利地域の情報格差を是正するため、ケーブルテレビ網や光ファイバ網、無線アクセスシステム等、地域の特性を活かした情報通信基盤整備に取り組む地方公共団体等に対し、支援を実施するとともに、地域公共ネットワークの整備、携帯電話のエリア整備等に対し、補助を実施する。

#### 地上デジタル放送への全面的な移行

平成23年(2011年)7月までの地上アナログ放送の終了、デジタル放送への完全移行に向け、デジタル中継局及び共聴施設の整備に対する補助、アナログ放送を円滑に終了するための実証研究、国民へのきめ細かな周知広報活動等を実施する。

#### ユビキタス・コミュニティ構想による地域再生

ICTの利活用による地域の諸課題の自律的解決を通じて活力ある地域産業・社会の確立を目指す「ユビキタス・コミュニティ構想」推進のため、先進性・汎用性の高いICT利活用モデルの構築を自治体等に委託する地域ICT利活用モデル構築事業を拡充。また、地域ICTの利活用基盤を形成し、地域の様々な公共サービスを統合・連携等により地域の活力を高める地域情報プラットフォーム推進事業を実施する。

### (3) ICT利活用の高度化・利用環境整備

#### ICTによる社会システム改革

ICTの高度な利活用により、環境、医療分野等における課題を解決し、社会システムの改革を推進する。

#### 先進的なICT利活用の推進

地域が抱える分野横断的・複合的な課題などをICTによって解決するモデルを開発する。

#### ICTの安心・安全の確保

情報の適切な管理技術、情報漏えいの被害を最小化する技術や災害時にも

確実な通信を確保できる技術を開発する。

#### (4) 技術戦略の推進

競争力強化のための技術開発の推進

高速、高品質、安全性を求め、インターネット、携帯電話、ハイビジョン放送の次世代の技術を開発する。

イノベーションの創出に向けた社会還元加速化プロジェクトの推進

自動音声翻訳技術、高度道路交通システム、災害情報通信システムについて、成果を社会に還元するイノベーションを促進する。

独創性、創造性を活かす研究開発の推進

競争的資金による独創性、新規性に富む基礎的研究開発等を推進する。

#### (5) 電子政府・電子自治体の推進

国民の利便性・サービスの向上と行政運営の簡素化、効率化、合理化を図るため、申請・届出等手続のオンライン利用率 50%以上の達成に向けた利用者視点に立ったオンライン利用の促進、全体最適を目指した業務・システム最適化等を実施することにより、電子政府・電子自治体を推進する。

#### (6) 新たな郵政行政の展開

郵政民営化の確実かつ円滑な実施

民営化会社の経営の健全性、公正かつ自由な競争を確保するとともに、郵便局ネットワーク及びサービスの適正な水準を維持し、郵政民営化を確実かつ円滑に実施する。

郵便・信書便分野における事業環境の整備

郵便における競争を促進することにより、サービスの一層の多様化等を実現するための施策を推進する。

郵政分野における国際戦略の推進

万国郵便連合（UPU）等を通じた国際協調・貢献を推進する。また、郵政分野における国際競争力強化の観点から、多国間・二国間協議等を通じた新たな国際規則・国内制度の整備等、戦略的な政策対応を推進する。

### 6. 地方自治の振興と安心できる暮らしの実現

#### (1) 地方分権の断行、地方自治の振興及び地方財政基盤の充実

地方分権の断行

地方の自由度を拡大し、地方が責任をもって行政を実施できる「地方が主役の国づくり」を目指していくことが必要。去る11月16日には、地方分

権改革推進委員会から「中間的な取りまとめ」が示されたところである。地方の自由と責任を高め、地域の力を引き出していくためには、まずは地方に対する義務付け・枠付けの大幅な見直しと条例制定権の拡大が重要であり、見直しの「共通基準」(メルクマール)をもとに、徹底した見直しに取り組む。また、個別行政分野における国と地方の役割分担の見直しや地方への権限移譲等を図り、着実に地方分権改革を進める。

また、地方分権の成果を十分にあげるためにも、合併新法に基づき自主的な市町村合併をより一層強力に推進し、市町村の行財政基盤の強化を図る。また、合併市町村の新しいまちづくりに対する着実な支援を行う。

#### 地方自治の振興

地方と都市の「共生」の考え方に基づき、地域が活力をもち、新たな時代に対応した「魅力ある地域」に生まれ変わるよう、頑張る地方応援プログラムの充実強化、過疎地域の自立促進、地域コミュニティの活性化、地域における多文化共生の推進、中心市街地の活性化、IT施策の推進、循環型の地域社会づくりや、少子高齢社会への対応、あるいは都市の再生などの重点分野及び安心・安全の確保に重点を置きつつ、引き続き、地域の発想と住民の積極的参加に基づく自主的・主体的な地域づくりを支援し、地域の活性化のための支援を行う。

#### (ア) 頑張る地方応援プログラムの充実強化

「頑張る地方応援プログラム」に基づき、財政支援等を展開するとともに、総務省職員の派遣、先進市町村や民間の人材の紹介・派遣、新たな研修の実施など、地域人材の育成・活性化を支援。

#### (イ) 農山漁村地域の活性化

山村地域の振興及び農地・森林のもつ国土保全機能を初めとする多面にわたる公益的機能の維持増進を図る。また、移住・交流の受け入れ体制の整備など都市と農山漁村の共生・対流を促進し、地域活力の低下が懸念される農山漁村地域の活性化を図る。

#### (ウ) 過疎地域の自立促進

過疎地域における各種社会資本整備、自然や地域文化に恵まれた風格あるふるさとづくり、移住・交流の促進、多様な起業の促進、高齢者の福祉・生きがい対策、広域・連携事業を推進するとともに、自主的・主体的な地域づくりを積極的に支援し、過疎地域の自立促進を図る。

#### (エ) 地域コミュニティの活性化

地域コミュニティ活動の活性化の観点からの、自治会等をはじめとする活動主体の連携・協力の場の構築を支援するとともに、都市の子供が農山漁村で自然体験等を行う形での、都市・農山漁村の教育交流における都市と農山

漁村の連携体制の構築等を通じた農山漁村コミュニティの活性化等を支援する。

(オ) わがまちづくりの推進

分権型社会における地域づくりには、これまで以上に、住民が主体的に参加し、積極的役割を担うことが求められている。このため、住民が中心となって考え、住民が主体となって行う地域づくりを推進することとし、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取組みを支援する。

(カ) 国際交流等の推進、芸術文化活動の振興、地域文化財・歴史的遺産を活用した地域づくりの推進

A L T (外国語指導助手) を小学校に配置するなど J E T 事業の充実を図る。また、地方公共団体が実施する国際交流活動や外国人が集住する地域における多文化共生施策等を支援する。さらに、文化の香り高い地域を実現するため、地方公共団体が行う芸術文化活動、地域文化財・歴史的遺産の保存継承・活用による地域づくり等の施策を支援する。

(キ) 中心市街地再活性化施策の推進

地域の顔であるまちの中心部について、商業機能や居住機能の向上等を図り、総合的なまちづくりを全国的に推進するため、地方公共団体が自主的・主体的に展開する中心市街地再活性化に向けた計画的取組みを支援する。

(ク) 電子自治体の推進

総合行政ネットワーク ( L G W A N )、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービスなどの基盤を活用し、情報セキュリティを確保しつつ、効率的な電子自治体を推進するとともに、住民サービスの向上を図る必要がある。これらの観点から、システム構築・運用の一層の効率化、個人情報保護・情報セキュリティ対策の推進、公的個人認証サービスの利便性・信頼性向上のための調査検討等の施策に積極的に取り組む。

(ケ) 循環型社会の形成の推進

環境への負荷の少ない自然と調和した循環型社会の形成へ向けて、事業者、消費者、行政が、それぞれの役割を果たすことにより、廃棄物の発生抑制や再使用・再利用等を促進するとともに、将来世代まで恵みある自然環境を継承していくため、地域における地球温暖化防止対策を促進する。

(コ) 総合的かつ効率的な地域福祉施策の推進

すべての人がいきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型地域社会を実現するため、地域の多様なニーズを汲み上げ、高齢者、障害者、女性や子供、外国人等すべての人にやさしいまちづくりを支援するとともに、医療介護等地域福祉の充実及び N P O やボランティアによる活動の活性化への取組みを促進するなど、共生のまちづくりを推進する。

(サ) 都市生活基盤の整備

都市における安全で快適な生活環境の形成、高度な都市機能の充実強化及び市街地の計画的整備を推進するため、良好な居住環境の整備、介護施設等の整備、都市交通事業の推進、電線類地中化等の都市基盤施設の整備等への総合的な取組みを支援する。

(シ) 科学技術の振興

新産業創出や雇用確保を初め、地域の発展に結びつく科学技術の振興のため、人材の育成と確保を図りつつ、地方公共団体の自主的かつ戦略的な取組みや産学官の連携を推進する。

(ス) 人材育成

地域の自立を実現し、活力ある地域づくりを推進するため、人材の育成と確保を図る。

(セ) 基地交付金等の確保

基地所在市町村の実情等に鑑み、基地交付金及び調整交付金の所要額確保を図る。

地方財政基盤の充実

地方が自らの判断と責任で独自の施策を展開し、地方の活力を高めることができるよう、地方分権改革を推進するとともに、財政基盤の充実強化を図る。

(ア) 新たな地方分権制度改革の推進

地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。

地方税について、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、地方債を含め一体的な検討を図る。

(イ) 地方一般財源総額の確保と地方財政の健全化等

全国どのような地域であっても一定水準の行政サービスを提供できるようにするとともに、喫緊の課題である地方の再生に向けて自主的・主体的に活性化施策に取り組めるよう、地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保する。また、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な地方交付税の特別枠を確保し、条件不利地域の状況や行革努力も勘案して、重点的に配分する。その財源は、地方税の偏在是正により生ずる財源を活用する。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の円滑な施行に努め、自己規律による財政健全化を推進する。

(ウ) 地方債資金の確保

極めて厳しい財政状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、生活関連

基盤の整備を重点的・計画的に推進するため、引き続き公的資金を初め所要の資金の確保を図る。

#### (工) 地方公営企業の着実な推進

上・下水道、交通、病院等暮らしに深く関わる社会資本の整備を着実に推進するとともに、経営の効率化・健全化の一層の推進を図る。

また、公立病院の厳しい状況を踏まえ、経営改革を推進しつつ、医師確保を図るため、公立病院に対する所要の財政措置を確保する。

#### (2) 消防防災基盤の整備推進

##### 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化

自衛消防組織の設置や大規模地震に対応した消防計画の作成の義務づけを内容とする消防法の改正を受け、民間事業所における自衛消防力の確保を促進する。

また、緊急消防援助隊の4,000隊への増強に向けた整備を促進し、併せて必要となる災害対応特殊車両、高度救急用資機材等の整備を推進するとともに、耐震性貯水槽の整備等を推進する。

さらに、専門的かつ高度な訓練を受けた救助隊員で編成された特別高度救助隊に特別高度工作車を整備し、全国的な救助体制の強化を図る。

##### 消防防災・危機管理体制の強化

消防の広域化や消防団員確保の取組の強化により消防防災体制を強化する。

また、大規模な自然災害、テロ、武力攻撃事態等あらゆる危機に対応するための体制を強化する。

##### 火災予防対策等の積極的推進・消防防災科学技術の向上

住宅火災による死者数を半減させることを目標とし、住民の十分な理解を得るよう、既存住宅への住宅用火災警報器の設置に向けた普及啓発活動等を実施する。

また、近年、小規模な建築物など安全性が確保されていない建築物の火災により大きな人的被害が生じているため、これらの建築物における防火安全対策を推進する。

さらに、ユビキタスなど最新ICTを活用し、消防防災科学技術の向上を推進する。

##### 地域防災力の強化・救急救命の充実と高度化

地域防災力の維持・向上を図るため、自主防災組織の充実強化等、地域に根ざした防災活動を促進する。

また、真に緊急を要する傷病者に対する迅速な対応が可能な救急体制の整

備を促進するとともに、いつでも・どこでも・誰でも効果的な応急手当を行うことのできる社会の形成を目指す。

### (3) 各種施策の推進

#### 恩給制度の堅持

恩給受給者の実態に十分配慮し、国家補償を基本とする年金制度である恩給制度の理念を尊重し、本年3月の改正恩給法を踏まえ、その適切な支給に努める。

#### 平和祈念事業特別基金事業の推進

恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する慰藉事業を引き続き推進する。

#### 選挙制度改正への的確な対応等

選挙制度及び政治資金制度の改正を踏まえ、改正の趣旨・内容の周知を行うとともに、政治意識の高揚、政治倫理の確立等のための啓発活動を強力に推進する。

さらに、有権者の利便性の向上や選挙結果判明の迅速化を図るため、電磁的記録式投票の実施を促進する。

#### 国民投票の施行の準備

平成22年5月に施行される日本国憲法の改正手続に関する法律に基づく国民投票の施行の準備及び当該制度の普及に取り組む。

#### 統計の体系的な整備・提供

サービス産業動向統計の創設をはじめ、産業構造の変化等に対応した統計整備を進めるなど、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る。また、政府統計に係る業務・システムの最適化を進め、経費・業務の簡素化・合理化、利便性の向上を図る。

## 7. 活力ある社会を持続するための施策の展開

### (1) 健康な生活と安心で質の高い医療の確保等のための施策の推進

#### 医師確保対策などの安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

緊急医師確保対策の実施や、へき地医療、救急医療の確保など医療提供体制の整備強化を図ることにより、安全・安心で質の高い医療を提供し、国民の医療に対する安心・信頼を確保し、地域において必要な安全・安心で質の高い医療を受けられるための基盤整備が図られるよう必要な施策を実施する。

#### (ア) 医師確保対策の更なる推進

都道府県が医療対策協議会における検討に基づき実施する医師派遣

に対して支援を行う。

また、医師確保の必要性や緊急性が高く、かつ、都道府県において域内での医師派遣について十分に検討するなどの努力を行ってもなお必要な医師が確保できない地域に対し、安定的に医師が確保できるまでの間、国レベルで緊急臨時的な医師派遣を行う体制をつくる。

新派遣元の病院において、派遣医師が従前行っていた業務をカバーする医師など派遣医師以外の医師の負担を軽減するとともに、診療体制の強化を図るため、診療体制の確保や医療機器等の整備に対する支援を併せて行う。

新病院勤務医の過重労働を解消するため、交代勤務制、変則勤務制等を導入する病院への支援措置を講ずるとともに、病院勤務医の事務を補助する医療補助者の配置を推進する。

また、産科医療機関が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を実施するとともに、産科医の負担を軽減し、安全で安心なお産の場を確保するために必要な総合的な助産師確保策を推進する。

新女性医師の復職に向けて病院等で行われる研修等への支援を行う。女性医師バンクの体制の充実を図るとともに、病院内保育所の更なる拡充等により、女性医師、看護職員等の離職防止及び再就業の促進を図る。新都市部の臨床研修病院の研修医が一定期間医師不足地域等で研修を行うことに対する支援や、医師不足地域等の臨床研修病院が、研修医の確保を図るために、自らの研修プログラム等を研修医に対しPRすることを支援する事業を創設する。

産科医療補償制度創設後における一定の支援を行うとともに、診療行為に関連した死亡に係る死因の調査や臨床評価・分析、再発防止等に取り組む新たな制度の構築に向けて、モデル事業の拡充など円滑な導入に必要な準備体制を確保する。

特定の地域や診療科で医師が不足している現状において、患者の医療機関までのアクセスを確保するための車の運行に対する支援を行う。

離島等アクセスが悪い地域の患者等が拠点病院を利用するための患者宿泊施設の施設・設備整備に対する支援を行う。

小児科・産科医療体制の集約化・重点化を行うため、他科病床への医療機能の変更等に係る整備に対する支援を行うとともに、へき地・離島の診療所における地域保健・医療の研修、小児科・産科や医師不足地域の病院における宿日直研修に対する支援を行うなど、地域医療提供体制の確保を図る。

(イ) 安全・安心で質の高い医療の基盤整備

特に予後に重大な影響を伴い、初期の救命医療が重要な脳卒中、心筋梗塞その他重度外傷等に対応できるよう、高度の救命救急センターにおける専門医の確保を図るとともに、既存の救命救急センターまで相当の時間を要する地域に対し、「地域救命救急センター（仮称）」の設置を図るほか、ドクターヘリ（医師が同乗する救急医療用ヘリコプター）事業を推進する。

また、小児の二次救急医療を担う小児救急支援事業、小児救急拠点病院の休日夜間における診療体制の確保や小児救急電話相談事業（ 8 0 0 0 ）など小児救急医療体制を確保する。

無医地区への医師派遣の補助など、へき地診療所・巡回診療等のへき地医療対策の推進を図る。

医療安全の確保に向け、十分な教育体制と研修プログラムに基づき新人看護師に対する研修を試行的に実施する。

多様な勤務形態により看護職員を活用している医療機関の事例を普及することにより看護職員の就業の促進を図る。

#### （ウ）医療分野における情報化の推進

電子化される健康情報の高度利活用を図るため、医療・健診等データの相互利用をはじめとする情報共有のための方策、情報技術者のいない医療機関において医療情報を長期にわたり安全に保管するための方策及び個人の健康情報を有効に医療へ活用するための方策について検討するための試行的事業を実施する。

医療分野の情報化に伴い蓄積される医療情報から、臨床研究や診療に有用な情報を効率的に得られるよう、容易に検索や解析が可能なデータベースを研究開発する。

医療機関内の仕様の異なる各システムの相互接続性や互換性を確保するための取組を進め、システムの標準化を図り、効率的な医療情報システムの普及を図る。

レセプトのオンライン化を進めるとともに、医療サービスの質の向上等を図るため、全国規模でのレセプトデータの収集・分析のための体制を構築する。

#### 新健康フロンティア戦略の推進

国民の健康寿命を伸ばすため、予防を重視した健康づくりを進めるとともに、すべての人が持っている能力をフルに活用して充実した人生を送ることができるよう支援し、健康国家の創設に向けて挑戦していく「新健康フロンティア戦略」を推進する。

#### （ア）子どもを守り育てる健康対策（子どもの健康力）

産科医療機関が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を行うとともに、周産期医療体制（出産前後の母体・胎児や新生児に対する産科・小児科双方からの一貫した医療体制）の整備を促進する。

また、小児の二次救急医療を担う小児救急支援事業、小児救急拠点病院の休日夜間における診療体制の確保や小児救急電話相談事業（ 8000 ）など小児救急医療体制を確保する。

発達障害者支援センターにおいて、発達障害児等やその家族への支援を行うとともに、都道府県等の各圏域において、ライフステージに対応した一貫した支援を行うためのネットワークを構築する。

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

先駆的な取組を通じて発達障害児等への有効な支援手法を開発・確立するとともに、発達障害児等支援に携わる職員等への研修や発達障害情報センターによる全国の関係機関等への情報提供及び普及啓発を行う。

#### （イ）女性を応援する健康プログラム（女性の健康力）

女性の健康づくりを支援するため、食事バランスガイドを活用した健全な食生活の普及啓発、エクササイズガイドを活用した自分の健康状況やライフスタイルにあった運動習慣の普及啓発、若年女性の喫煙防止対策及び骨粗しょう症検診の受診勧奨を推進するための普及啓発等を行う。

全国的に整備されたマンモグラフィによる乳がん検診を推進するための診断支援や精密検査に用いるマンモコイルのがん診療連携拠点病院への緊急整備を実施するとともに、予防等に関する普及啓発を行う。

#### （ウ）メタボリックシンドローム対策の一層の推進

糖尿病等の生活習慣病を効果的かつ効率的に予防・治療するため、個人の特徴に応じた予防・治療（テラーメイド予防・治療）の方法の研究開発や普及等を行う。

「健やか生活習慣国民運動全国協議会（仮称）」を設置して、普及啓発キャンペーンの展開（中央行事の開催）、全国の先進的事例の収集・情報提供等を行い、運動習慣の定着、食生活の改善及び禁煙を柱とした「健やか生活習慣国民運動」を推進する。

平成20年度から40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする糖尿病等に着目した健康診査及び保健指導（特定健康診査・特定保健指導）の実施を医療保険者に義務付けることに伴い、保健師や管理栄養士に対する地

域の実情に応じた研修プログラムの実施、関係機関との連携など保健指導を円滑に行うための拠点整備、保健指導の効果についての検証及びその内容を反映した健康診査・保健指導を担う人材の資質向上を推進し、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施を図る。

平成20年度から健康増進法に基づき市町村が実施することとなる健康増進事業（健康教育、健康相談等）の円滑な実施を図る。

(エ)がん対策の一層の推進（がん克服力）（（1）- で詳述）

(オ)こころの健康づくり（こころの健康力）

介護サービスを提供する現場における認知症の方々やその家族のニーズに適切に対応するため、国内外の認知症ケア実践例に関する情報の集積、分析評価及び発信を行い、認知症ケアの高度化を図る。

認知症の原因疾患の診断や認知症の周辺症状及び身体合併症に関する医療の連携体制を整備するとともに、予防、早期診断、治療の向上に向けた調査研究を推進する。

うつ病の早期発見・治療の推進のため、うつ病等についての普及啓発活動を実施するとともに、相談・治療体制の整備を推進するため、かかりつけ医や心理職等を対象とした専門的な研修を実施する。

また、うつ病の病態解明や診断・治療法、うつ病患者の社会復帰のためのプログラム等に関する研究開発を推進する。

(カ)介護予防対策の一層の推進（介護予防力）

市町村の介護予防事業が効果的に実施されるよう、骨折予防マニュアル、膝痛・腰痛対策マニュアルを作成するとともに、都道府県が研修等の支援を行うことにより、介護予防対策を一層推進する。

また、運動器疾患の予防、早期診断、治療の向上に向けた調査研究を推進する。

(キ)人間の活動領域の拡張、医療・福祉技術のイノベーション（人間活動領域 拡張力、研究開発力）

(ク)各種の取組

幼児期・学齢期のう蝕（むし歯）予防対策、主に成人期の歯周疾患対策及び高齢期・寝たきり者等の口腔ケアに関する検討を進めるとともに、在宅歯科医療、口腔ケア等に係る専門的知識及び技能を有する歯科医師等を養成することにより8020運動をさらに推進する。

食生活改善推進員等の食育推進活動を支援するほか、食事バランスガイド等の普及啓発による健全な食生活に関する情報提供の促進等により、栄養と運動の両面から肥満予防対策に取り組む。

がん対策の総合的かつ計画的な推進

がん対策基本法に基づき、本年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」の全体目標「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」を達成するため、放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成、治療の初期段階からの緩和ケアの実施及びがん登録の推進を重点課題としたがん対策を総合的かつ計画的に実施する。

(ア) 放射線療法・化学療法の推進と専門医等の育成

2次医療圏に1か所程度整備しているがん診療連携拠点病院に先進的な放射線治療機器を緊急整備するとともに、がん医療の専門的な知識及び技能を有する医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等を育成するための研修を実施する。

(イ) 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

がん診療に携わる医師に対し緩和ケアやコミュニケーション技術等の研修を行う。

また、医療用麻薬の適正使用を推進するため、医療関係者向けの研修会を行うとともに、適正使用マニュアルを作成し、医療関係者等へ広く周知する。

在宅における緩和ケアを希望する患者等に対し、在宅緩和ケア支援センターにおいて総合的な相談・支援を行うとともに、医療従事者への研修や在宅ホスピスケア推進のためのアドバイザー派遣、普及啓発を実施する。

(ウ) がん登録の推進

科学的知見に基づく適切ながん医療の提供に資するよう、がん患者の診断・治療内容等の情報を把握・分析するため、国立がんセンターにおいて院内がん登録を進めるとともに、がん診療連携拠点病院等に対して精度の高い院内がん登録を実施するための支援を行う。

(エ) がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進

乳がん検診を更に推進するため、がん診療連携拠点病院に対して、精密検査に用いるマンモコイルの緊急整備を実施する。

がんの早期発見を推進するため、がん検診の精度管理に資する検診従事者の育成を進める。

また、一般国民向けのがんの予防や治療に関するパンフレット並びにがん患者及びその家族向けの小冊子等を作成するなど、普及啓発を図る。

がん対策情報センター（国立がんセンターに設置）において、がん診療連携拠点病院と連携し、がん医療に関する最新情報の収集、蓄積、分析、発信を行う。

また、都道府県がん対策推進計画に基づく事業として、都道府県が新た

に実施する地域特性を踏まえた事業や先駆的な事業等に対する支援を行うとともに、がん診療連携拠点病院における遠隔病理診断を可能とする体制を整備する。

#### (オ) がんに関する研究の推進

がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持・向上を図るため、がん対策に資する研究をより一層推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究成果を普及、活用する。

##### 革新的医薬品・医療機器創出の推進

健康リスクが高い等の事業リスクが高い技術、遺伝子治療、再生医療、ナノテクノロジー等を活用した「革新的技術」の開発・普及の推進を図る。

#### (ア) 革新的医薬品・医療機器の研究開発の推進

臨床研究・実用化研究、がん、精神神経疾患、難病等の重大疾病領域、希少疾病領域、新たな技術（バイオマーカー（健康状態を把握するための指標）、テーラーメイド医療（個人の特徴に応じた医療）、再生医療、マイクロドーズ（新薬開発のためにごく微量の物質を人体に投与する試験））などの領域を重視し、革新的医薬品・医療機器の研究開発を推進する。

大学発のベンチャー企業等を対象として、治験、承認申請等の薬事制度に係る相談に応じる体制を整備する。

中国及び韓国と共同で行う臨床研究を支援する体制を整備するとともに、中国、韓国などにおける医薬品治験データの活用に関する調査を実施する。

#### (イ) 臨床研究・治験環境の整備

中核的医療機関を中心として臨床研究推進病床、実験施設、機器等を整備し、産官学が密接に連携して基礎研究から臨床研究への実用化を進める「医療クラスター」（仮称）の整備を行う。

再生医療の技術者の養成及び先進技術の民間への技術移転を推進する実施拠点を整備する。

治験拠点病院における治験コーディネーターの配置等、治験環境の充実を図るとともに、関連する医療機関への情報提供等の支援を行う。

治験を円滑に進めるために、医師と患者とのパイプ役となる治験コーディネーターや、質の高い治験を効率的に行うために必要な治験データの収集や整理を担当するデータマネジャーの養成研修を実施する。

#### (ウ) 審査の迅速化・質の向上

日米欧三極における医薬品の国際共同治験に関する相談体制の整備や日米両国における医療機器の同時開発・審査・承認のための検討を行うとともに、中国、韓国などにおける医薬品治験データの活用に関する調査等を実施する。

(エ) 後発医薬品の使用促進

後発医薬品の使用促進を図るための関係者による協議会を設置するとともに、後発医薬品の信頼性を確保するために、その品質の確認や先発医薬品との同等性などに関する情報提供等を行う。

感染症・疾病対策の推進

国民の生命と健康を守るため、感染症対策の充実を図るとともに、肝炎対策、移植対策及び難病対策等の各種施策を推進する。

(ア) 新型インフルエンザ対策など感染症対策の充実

新型インフルエンザに対する監視体制の強化と水際対策の推進を図るとともに新型インフルエンザの正しい情報の提供や医療従事者を対象とした研修を行う。

また、新型インフルエンザをはじめとする新興感染症や結核などの再興感染症、感染症の原因となる病原体の管理方法など、感染症対策に関する研究を推進する。

(イ) 肝炎対策

市町村や医療保険者において引き続き肝炎ウイルス検査等を実施するとともに、保健所等における利便性に配慮した検査・相談体制を整備する。

都道府県の肝疾患診療連携拠点病院を整備するとともに、肝疾患情報の共有化、医療従事者に対する研修等拠点病院に対する支援事業を実施する。

また、新しい肝炎総合対策の一環としてインターフェロン治療について医療費の助成を行うとともに、肝疾患の新たな治療方法等の研究開発の推進を図る。

(ウ) 難病対策

難治性疾患に関する調査・研究の推進により治療法等の確立と普及を図るとともに、難病相談・支援センター事業の充実等により、地域における難病患者の生活支援等の推進を図る。

(エ) エイズ対策

都道府県の中核拠点病院におけるカウンセリング体制を強化するとともに、県内の拠点病院に対し情報提供等の支援を実施する。

また、集客数の多いイベント等と連動した臨時検査を実施するとともに、青少年や同性愛者等に対する普及啓発を行い、エイズ予防を推進する。

(オ) ハンセン病対策

ハンセン病療養所入所者の療養を確保するとともに、退所者等の社会生活を支援する。

また、国立ハンセン病資料館の運営など、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発の充実を図る。

## (カ) 移植対策

骨髄バンク事業に係るあっせん業務を強化するとともに、さい帯血の安全管理体制の充実を図るための研修事業を実施するほか、引き続き、臓器移植の推進を図る。

## (キ) リウマチ・アレルギー対策

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の治療法等の研究を推進するとともに、引き続き、喘息死ゼロ作戦を推進する。

### 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保

安定的で持続可能な医療保険制度運営のため、被用者保険間の助け合いの考え方に立って、政府管掌健康保険に対する支援措置等を講じつつ、各医療保険制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

### 医療費適正化に関する施策の推進

## (ア) 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施

平成20年度から医療保険者に40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする糖尿病等に着目した健康診査及び保健指導（特定健康診査・特定保健指導）が義務づけられることから、これらの円滑な実施を図る。

## (イ) 病床転換助成事業の実施

医療の効率的な提供を推進するために、医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う整備費用の助成を行い、医療療養病床の再編を推進する。

## (2) 成長力強化に向けた雇用対策・職業能力開発等の推進

### 「職業能力形成システム」（通称『ジョブ・カード制度』）の構築

誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、能力を発揮できる社会の実現のため、職業能力形成システム（通称『ジョブ・カード制度』）の構築を図る。

## (ア) 産業界が主導する推進体制の整備

職業能力形成システムの普及促進を図るため、中央及び地域にジョブ・カードセンターを設置し、広報・啓発及び活用促進事業を実施する。

## (イ) 産業界・企業に受け入れられる実践的な訓練・職業能力評価のための基準づくり

産業界・企業に受け入れられる実践的な訓練・評価を可能とするため、業界団体の主体的参画の下、企業の求める人材能力要件を踏まえた「モデル評価シート」（仮称）を開発する。

## (ウ) 職業能力形成プログラムへの参加者の積極的な誘導と綿密なキャリア・コンサルティングの実施

職業能力形成プログラムへの誘導を促すため、地域ジョブ・カードセンターにおいて職場見学や体験講習を実施する。

ジョブ・カード交付希望者に対して、ハローワーク等において綿密なキャリア・コンサルティングを行い、ジョブ・カードを交付する。また、キャリア・コンサルタントに対しては、ジョブ・カードの記載方法・効果的な活用方法について講習を行う。

キャリア・コンサルティング付き携帯サイトを開設し、教育訓練情報や求人情報等の提供を行い、職業能力形成システムへの誘導を図る。

#### (エ) 実践的な訓練・職業能力評価を通じた就労の実現と参加者・参加企業等に対する支援

「実践型人材養成システム」（実習併用職業訓練）を普及・定着させるため、大企業が自らの教育訓練施設等を活用して中小下請企業の実践的な教育訓練を支援するモデル事業等を創設するとともに、事業主に対する助成措置を拡充する。

雇用関係の下で実習と座学とを組み合わせた新たな有期実習型訓練を創設し、訓練や能力評価等に取り組む事業主に対する助成措置を講ずる。

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、「実務・教育連結型人材育成システム」等を拡充する。

母子家庭の母等や子育て終了後の女性等を対象とした事業主等の訓練ニーズを反映したカリキュラムによる新たな組み合わせ訓練を創設し、実践的な能力開発を実施する。

職業能力評価に関する専門家を活用し、企業における「評価者」に対し、評価手法や「モデル評価シート」（仮称）の活用方法等の指導を行う。

職業訓練を受講しやすい環境の整備を行うため、職業能力形成プログラムの受講者に対し、職業訓練受講期間中の生活について融資等による支援の仕組みを構築する。

#### 母子家庭、生活保護世帯、障害者等の福祉・雇用両面の支援による自立・生活の向上

障害者が地域でいきいきと生活していくため、より多くの障害者が就労を通じた社会参加を実現できるよう支援策を推進するとともに、母子家庭や生活保護世帯等の就労支援を推進する。

#### (ア) 障害者に対する就労支援の推進

ハローワークを中心とした「チーム支援」の体制・機能の強化、及び「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数の大幅な拡充や実施体制の充実等を図るとともに、関係審議会の検討結果を踏まえ、障害者雇用促進法の整備を図る。

インターネットを通じた情報発信・相談の実施、地域の事業主団体を活用した「意識改革セミナー」の開催、地域の関係者との交流会等を実施することにより、国民、企業等の障害者雇用に関する意識改革を図る。

一定程度の期間をかけて、段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指すことを支援するための助成措置を創設するとともに、発達障害者の希望やニーズに応じた就労支援を推進する。

障害者委託訓練及び障害者職業能力開発プロモート事業の拡充等職業訓練機会の充実を図り、特別支援学校の生徒及び就労移行支援事業利用者等に対する効果的な職業訓練を実施するとともに、職業能力開発施設において発達障害者に対する職業訓練コースを拡充する。

福祉施設で働く障害者の工賃を平成23年度までに倍増させることを目標とする「工賃倍増5か年計画」を推進するため、必要な施策の強化を行う。

(イ) 母子家庭や生活保護世帯に対する就労支援の推進

母子家庭の母の就業支援の一層の推進を図るため、高等技能訓練促進費事業や母子自立支援プログラム策定事業などの充実を図る。

ハローワークと福祉事務所等とが連携した「就労支援チーム」の体制、支援機能の向上等により、生活保護受給者等に対する就労支援を一層推進する。

(ウ) 困難な状況を克服し、再就職や安定的雇用への転職を目指す人たちへの支援の実施

住居を失い、ネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者の安定的な雇用機会の確保を図るため、職業相談・職業紹介、技能講習、住居確保の相談等を行う。

35歳以上の不安定就労を繰り返す求職者に対し、担当制によるキャリア・コンサルティングから職場定着指導までの一貫したきめ細かな支援を行い、安定的な就職を促進する。

法務省との連携の下、刑務所出所者等に対し、職業相談、職業紹介、求人開拓等を行うとともに、試行雇用奨励金の支給や職場体験講習を実施する等の就労支援を推進する。

中小企業の人材確保等への支援と最低賃金制度の充実

中小企業の生産性向上に資する人材確保等に向けた支援等を行うとともに、雇用創造に向けた意欲の高い地域における取組の支援等を強化する。

(ア) 中小企業が生産性向上等に向けた人材面からの支援・雇用対策の充実

生産性向上に資する雇用環境の高度化及び人材の雇入れを支援するとともに、ハローワークにおいて、生産性向上に資する人材確保に向けた支

援を行う。また、職業能力開発を行う中小企業に対する訓練経費等の助成の拡充を行う。

雇用情勢が特に厳しい地域における事業所の設置整備に伴う雇入れ、中核人材の受入れ、能力開発についての助成を拡充するとともに、雇用創造に向けた意欲が高い地域における取組の支援を強化する。

複数の中小零細の介護事業所が共同して雇用管理改善に取り組むモデル事業を実施するとともに、雇用管理改善等のための巡回相談や専門的相談を拡充する。

#### (イ) 最低賃金制度の機能強化

最低賃金の見直しによる影響の高い地域及び業種に対し、チェックシートによる自主点検を促し、最低賃金の履行確保を図るとともに、最低賃金法の一部改正の趣旨を踏まえた最低賃金制度の内容をインターネットや広報媒体を活用し、使用者並びに労働者、民間団体等広く国民に周知・徹底を図る。

成長力底上げ戦略推進円卓会議における最低賃金の中長期的な引上げの方針についての政労使の合意を踏まえ、地域別最低賃金の引上げを行う。

#### (ウ) ものづくり立国の推進

高度熟練技能者をはじめ団塊世代等の優れた技能者等の情報をデータベース化し、中小企業への派遣による技能指導等に活用するとともに、技能継承問題等への対応に係る総合的な情報提供・相談援助を実施する。

2007年ユニバーサル技能五輪国際大会を契機とした技能尊重気運の高まりを確実なものにするため、若者等に対して技能の魅力や重要性に対する理解の更なる浸透を図るとともに、地域におけるものづくり体験の場を積極的に提供し、ものづくりのすばらしさ・重要性を啓発する取組を推進する。

各種技能競技大会の充実を図るとともに、各種表彰の実施等により、ものづくりの裾野を拡大し、技能者が広く社会一般に尊重される社会の形成を図る。

#### 若者の雇用・生活の安定と働く意欲の向上

年長フリーターや、ニート状態などの無業者への支援を一層充実させるなど、若者の雇用・生活の安定と働く意欲の向上を図る。

#### (ア) フリーター常用雇用化プラン等の推進～常用雇用化35万人を目標～

中小企業の人事担当者による模擬面接等を行う「ジョブミーティング」を実施するとともに、「ジョブクラブ(就職クラブ)」方式でのセミナー、グループワーク等の実施箇所数を拡充し、年長フリーターの常用就職を支援する。

年長フリーターの職業能力を判断するために企業実習を先行させ、その後必要に応じフォローアップ訓練を行い、訓練終了後には実習先事業主による能力評価を行う訓練システムを実施するとともに、業界の求める採用条件に適応するための訓練コースを開発・実施する。

若者の応募機会の拡大について、事業主への周知・啓発、指導を徹底するとともに、企業等からの好事例の収集・分析、事業主への提供を行うほか、応募機会の拡大等に取り組む事業主等への相談機能の強化を図る。

「実践型人材養成システム」や「実務・教育連結型人材育成システム」等の拡充や、雇用関係の下で実習と座学とを組み合わせた新たな有期実習型訓練の創設・支援を図るほか、就職支援講座を行い、その後必要に応じ短期間の訓練を行うなど、若年者に対する効率的な集中支援による就職促進を図る。

(イ) 地域において支援を必要とする若者等のチャレンジ支援

ニート等の若者に対する地域の支援拠点としての地域若者サポートステーションについて、訪問支援を行う人材の養成と訪問支援モデル事業等を実施するとともに、箇所数を拡充する。

合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、若者に働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業を実施する。

若者の職業キャリアの円滑な形成を促進するため、若者向けキャリア・コンサルタントに必要な能力要件について修正・開発を行うとともに、若年者支援施設の担当者等に対し、セミナー等を実施する。

(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と公正かつ多様な働き方の実現

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

(ア) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会的気運の醸成

「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」の議論を踏まえ、我が国を代表する社会的影響力のある企業(業界トップクラス企業)に対し、企業自らが作成したアクションプログラムに基づくワーク・ライフ・バランス達成のための取組を支援する。

労使、地方公共団体、有識者等による「ワーク・ライフ・バランス推進会議」を都道府県ごとに設置し、地域の特性を踏まえた提言の策定・公表及びワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の好事例の収集・情報提供等の支援を行う。

(イ) ワーク・ライフ・バランスの実現のための企業の取組の促進

労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中

小企業事業主に対する新たな助成措置を創設する。

(ウ) 長時間労働抑制のための重点的な指導の実施等

長時間労働を抑制するため、特に労働時間が長い事業場を重点に指導を強化するとともに、長時間労働を是正するための取組を行う中小事業主に対する支援を実施する。

(エ) 企業における次世代育成支援の取組の一層の推進

次世代育成支援対策推進センターにおいて、事業主に対する相談・援助を実施し、中小企業における一般事業主行動計画の策定、届出を促進するとともに、多くの事業主が認定を目指して取組を行うよう一層の周知・啓発に取り組む。

(オ) 仕事と家庭の両立が図れる環境整備の推進

小学校低学年の子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入した事業主に対する助成措置を創設するとともに、

短時間勤務にかかる雇用管理のノウハウ習得に向けた取組への助成など中小企業における短時間勤務制度の導入・利用に対する重点的な支援を行う。

従業員のために事業所内託児施設を設置、運営又は増築等を行う事業主に対する助成措置の対象企業数を拡充する。

育児期の男性が仕事と家庭が両立可能な働き方を設計・実践するためのハンドブックを作成、配布し、男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発を促進する。

マザーズハローワーク事業未実施の地域においても同様のサービスが提供できるよう事業拠点を拡充するとともに、既存のマザーズハローワーク等において、独自求人確保、保育所入所の取次ぎ、出張相談等を実施する。

(カ) パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進

改正パートタイム労働法の内容の周知徹底及び指導等を行うとともに、均衡待遇推進コンサルタントの配置によるアドバイス、先進事例の収集・提供や助成金の支給による事業主支援を行う。

また、支援サイトの開設等を行う

ことにより、短時間正社員制度導入の促進を図る。

(キ) テレワークの普及促進

テレワークの普及促進を図るため、セミナーの開催を実施するとともに、テレワーク相談センターを拡充し、相談体制の整備等を行う。

また、テレワークを含めた在宅就業の適正化を推進するため、在宅就業の実態把握を行い、必要な施策の検討を行う。

## 持続的なキャリア形成の実現

「職業キャリアの持続可能性」を確保するために、生涯にわたる自律的なキャリア形成を可能とする環境の整備を図る。

65歳までの雇用機会の確保を図るとともに、「70歳まで働ける企業」の普及促進、団塊世代をはじめとする高齢者の再就職支援等を進めることにより、いくつになっても働ける社会の実現に向けた環境整備を図る。

### (ア) 生涯にわたる自律的なキャリア形成を可能とする環境整備

企業における人材育成やキャリア形成支援と企業の生産性や業績、人材確保の動向の関連性を踏まえた企業診断システムを開発するとともに、生涯キャリアの節目の時期にある労働者に対し、診断・相談サービスの提供を行う。

職業能力習得支援制度（ビジネス・キャリア検定制度）の推進を図るとともに、非正規労働者等のためのe-ラーニングによる教育環境の整備を図る。

### (イ) 女性の意欲・能力を活かしたキャリアの継続と再就職・起業の実現

企業が行う人事管理制度、能力評価制度の見直しを含む雇用管理改善や女性労働者のモチベーションの維持向上など、女性の就労継続のための環境整備の取組への支援を行う。

マザーズハローワーク事業未実施の地域においても同様のサービスが提供できるよう事業拠点を拡充するとともに、既存のマザーズハローワーク等において、独自求人確保、保育所入所の取次ぎ、出張相談等を実施する。

女性起業家向けのメンター紹介サービス事業を実施するとともに、女性向けの起業についての総合的専用サイトの活用を図る。

### (ウ) いくつになっても働ける社会を目指した高齢者雇用対策の推進

65歳までの高齢者雇用確保措置の導入に伴う雇用環境の整備等に係る相談・指導等を行う事業主団体に対する助成措置を行うとともに、希望者全員を70歳まで継続雇用する制度を導入した中小企業に対する支援や、70歳まで働くことができる新たな職域を開拓するモデル的な取組を行う企業に対する支援を行う。

地域における関係機関の連携の下、事業主団体等を通じ、傘下の求人事業主や定年退職者等を対象として、キャリア・コンサルティング、就職面接会やセミナーの開催等、地域の団塊世代の高齢者に対する再就職支援を実施する。

「教育、子育て、介護、環境」を重点にシルバー人材センターと自治体が共同して企画提案した事業を支援するほか、高齢者の知識・経験を活か

すためのワークショップの開催、企業等とのマッチングを行う事業に対する支援を行う。

#### 公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

厳正な指導監督の実施、労働者派遣制度について必要な見直しのほか、派遣労働者や製造業の請負事業の雇用管理の改善を推進すること等により、労働者派遣事業の適正な運営等を確保する。

##### (ア) 労働者派遣事業の適正な運営の確保

偽装請負などの違法派遣の防止・解消に向け、派遣元事業主等に制度の周知を図り、厳正な指導監督を実施するとともに、労働者派遣制度について必要な見直しを行う。

派遣元事業主等による派遣労働者の雇用管理改善の実情・好事例を調査・分析し、派遣元事業主等に提供することにより雇用管理改善を推進する。

##### (イ) 製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の推進

製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化を図るためのガイドライン及びチェックシートの周知・啓発を行うとともに、請負事業主等の自発的かつ積極的な取組に対する相談援助を行う。

##### (ウ) 派遣労働者等に係る能力開発・能力評価・キャリア形成のためのモデルづくりと普及啓発

能力開発機会において正社員との格差が見られる派遣労働者等について、能力評価、能力開発のための望ましいモデルやキャリア形成支援計画を策定し、その普及啓発を図る。

##### (エ) 有期労働者の処遇の改善等

契約社員や期間工等の有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、ガイドライン等を作成し周知するとともに、有期契約労働者から正社員に転換する制度を設け、正社員に転換させた事業主に対する助成制度を創設する。

##### (オ) パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進 (再掲)

##### (カ) 職場における男女雇用機会均等の推進

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

##### 安全・安心な職場づくり

労働災害全体を減少させるため第11次労働災害防止計画に基づく総合的な安全衛生施策を推進するとともに、労災かくし対策の推進を図る。

##### (ア) 第11次労働災害防止計画に基づく総合的な安全衛生施策の推進

危険性・有害性等の調査等の普及、小規模事業場への指導、高年齢者の災害防止対策、安全教育に係る指導者等人材養成の充実、建設業等での先進的な安全手法の普及、機械設備自体の安全性能の確保に係る指導等を行う。

小規模事業場の長時間労働者に対する医師の面接指導等を行うため、全国の地域産業保健センターに専用窓口を開設するとともに、労働者が相談しやすい体制を事業場内外において整備する。

粉じん障害防止総合対策の見直し及び周知等を行うとともに、国連勧告に基づく化学物質の表示等の制度の普及や、有害化学物質のリスク評価に基づく規制を行う。

#### (イ) 労災かくし対策の推進

労災かくし事案の特に多い建設業者に対して集団指導を実施するとともに、被災労働者に対して適切に補償がなされるよう労災保険給付請求の勧奨を行うなど、労災かくしの排除に向けた啓発指導の強化を図る。

#### (ウ) 総合的な個別労働紛争対策の推進

増加する個別労働紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るための紛争解決制度を着実に推進する。

### (4) 人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

#### 地域の子育て支援の推進

「子ども・子育て応援プラン」で掲げた目標の達成に向けた着実な推進等を図る。

#### (ア) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、新たに、子どもを守る地域ネットワークの機能強化や、企業を含めた地域ぐるみの子育て支援を推進する。

また、地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進するため、更なる拡充を図る。

さらに、地域の実情に応じた保育所、児童養護施設等の整備を図る。

#### (イ) 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

各市町村における整備計画に基づく民間保育所の整備を図るとともに、待機児童解消を目指し、民間保育所における受入児童数の増を図る。

延長保育、病児・病後児保育、一時保育、特定保育等、保護者のニーズに応じた保育サービスを推進し、あわせて地域の保育資源（事業所内託児施設）を活用した取組を進めるとともに、家庭的保育事業（保育ママ）の

充実を図る。

- (ウ) 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進  
放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、未実施小学校区の早急な解消や多様なニーズ等に対応できる弾力的なサービスを提供するための支援措置を図る。

- (エ) 児童手当国庫負担金

児童を養育する家庭の生活の安定等に寄与するため、小学校修了前の児童を養育する者に対して児童手当を支給する。

児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実及び社会的養護体制の拡充を図るとともに、配偶者からの暴力被害者への対策を推進する。

- (ア) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

市町村において、関係機関が連携し児童虐待等の対応を図る「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

社会的養護体制の見直しの一環として里親手当・里親支援体制の充実、児童養護施設等における小規模ケアの推進や看護師の配置など施設ケアの充実を図るとともに、施設を退所する児童等の就労・生活支援などを行うことにより地域生活を支援するモデル事業を実施する。

- (イ) 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

婦人相談所における配偶者からの暴力被害者に対する一時保護委託費の充実を図るとともに、婦人保護施設の退所者支援の充実等を図る。

母子家庭等自立支援対策の推進

母子家庭等の自立を促進するため、総合的な母子家庭等対策を推進する。

- (ア) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進

母子家庭の母の子育て・生活支援、就業支援、経済的支援等の一層の推進を図るため、高等技能訓練促進費事業や母子自立支援プログラム策定事業などの充実を図る。

生活保護を受給する母子世帯の自立を促進するため、福祉事務所における「自立支援プログラム」の導入を一層推進する。

マザーズハローワーク事業未実施の地域においても同様のサービスが提供できるよう事業拠点を拡充するとともに、既存のマザーズハローワーク等において、独自求人確保、保育所入所の取次ぎ、出張相談等を実施する。

(イ) 自立を促進するための経済的支援

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の技能習得に係る生活資金等の償還期限の緩和を図る。

児童扶養手当の受給開始から5年を経過した場合等における一部支給停止措置については、受給者やその子ども等の障害・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者を除き、一部支給停止措置は行わない。

母子保健医療の充実

産科・小児科医療の確保を図るとともに、不妊治療等への支援を行う。

(ア) 産科・小児科医療の確保

産科医療機関が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を行うとともに、周産期医療体制（出産前後の母体・胎児や新生児に対する産科・小児科双方からの一貫した医療体制）の整備を促進する。

また、小児の二次救急医療を担う小児救急支援事業、小児救急拠点病院の休日夜間における診療体制の確保や小児救急電話相談事業（8000）など小児救急医療体制を確保する。

NICU（新生児特定集中治療室）及びその後方支援体制の充実を図るなど、健やかな妊娠・出産をサポートする取組に対する助成を行う。

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

(イ) 不妊治療等への支援

特定不妊治療費助成事業、小児慢性特定疾患治療研究事業及び未熟児養育医療費の給付等を実施する。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現（再掲）

(ア) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会的気運の醸成

(イ) ワーク・ライフ・バランスの実現のための企業の取組の促進

(ウ) 長時間労働抑制のための重点的な指導の実施等

(エ) 企業における次世代育成支援の取組の一層の推進

(オ) 仕事と家庭の両立が図れる環境整備の推進

- (カ) パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進
  - (キ) テレワークの普及促進
    - 若者の雇用・生活の安定と働く意欲の向上（再掲）
  - (ア) フリーター常用雇用化プラン等の推進～常用雇用化35万人を目標～
  - (イ) 地域において支援を必要とする若者等のチャレンジ支援
- (5) 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる福祉社会の実現
- 介護保険制度の着実な実施と関連施策の推進
- 介護基盤の整備や安定的・効率的な介護保険制度運営の確保を図るとともに、認知症対策、介護予防対策、元気高齢者支援対策等の関連施策を推進する。
- (ア) 介護基盤の整備
- 過去に整備した療養病床にかかる債務の円滑な償還を含め、医療法人等による療養病床転換の促進を図る「療養病床転換支援資金」（仮称）の創設、大規模団地における介護サービス拠点等の整備を行う「高齢者安心住空間整備事業」（国土交通省とのタイアップ事業）などにより、介護基盤の整備を促進する。
- (イ) 安定的・効率的な介護保険制度運営
- 各都道府県が策定する介護給付適正化計画に基づき実施される、要介護認定の適正化やケアマネジメントの適切化を始めとする適正化対策の推進など、安定的・効率的な介護保険制度の着実な実施に努める。
- (ウ) 介護サービスの質の向上及び元気高齢者支援対策の推進（一部再掲）
- 認知症ケアの高度化や介護予防対策の一層の推進など介護サービスの質の向上に努める（（1）- 参照）。また、主として団塊の世代を対象とする「いつまでも元気で暮らせる生きがいづくり」対策（元気高齢者支援対策）を国、地方公共団体等が連携して実施する。
- いくつになっても働ける社会を目指した高齢者雇用対策の推進（再掲）
- 65歳までの雇用機会の確保を図るとともに、「70歳まで働ける企業」の普及促進、団塊世代をはじめとする高齢者の再就職支援等を進めることにより、いくつになっても働ける社会の実現に向けた環境整備を図る。
- (ア) 65歳までの雇用機会の確保及び「70歳まで働ける企業」の普及促進
- 65歳までの高齢者雇用確保措置の導入に伴う雇用環境の整備等に係る相談・指導等を行う事業主団体に対する助成を行うとともに、希望者全員を70歳まで継続雇用する制度を導入した中小企業に対する支援や、70歳まで働くことができる新たな職域を開拓するモデル的な取組を行

う企業に対する支援を行う。

(イ) 団塊世代をはじめとする高齢者の再就職支援

地域における関係機関の連携の下、事業主団体等を通じ、傘下の求人事業主や定年退職者等を対象として、キャリア・コンサルティング、就職面接会やセミナーの開催等、地域の団塊世代の高齢者に対する再就職支援を実施する。

(ウ) シルバー人材センター事業の推進等

「教育、子育て、介護、環境」を重点にシルバー人材センターと自治体が共同して企画提案した事業を支援するほか、高齢者の知識・経験を活かすためのワークショップの開催、企業等とのマッチングを行う事業に対する支援を行う。

持続可能で安心できる年金制度の構築

基礎年金国庫負担割合については、「平成16年改正法」に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げる。

地域福祉の再構築

支援を必要とする人々を地域で支える仕組みを再構築するため、身近な地域における福祉活動の活性化を図るとともに、生活不安定者等に対する自立支援体制を整備する。

(ア) 身近な地域における福祉の活性化を図る事業の実施

身近な地域において、住民相互の支え合い活動を促進し、地域において支援を必要とする人々に対し、見守り、声かけをはじめとする福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する役割を担うコミュニティソーシャルワーカーを市町村に配置するとともに、拠点づくり・見守り活動等の事業を支援するモデル事業を実施する。

(イ) 地域における生活不安定者に対する自立支援体制の整備

生活保護の受給に至らないボーダーライン層を中心とする生活不安定者等に対し自立支援プランによる継続的な支援を行うモデル事業を実施する。

自立支援に重点をおいた生活保護制度の適正な実施

生活保護制度を適正に運営するため、生活扶助基準の見直し等を行うとともに、自立支援プログラムによる就労支援等の着実な推進を図る。

(ア) 基準の見直しと運用の改善

生活保護制度の生活扶助基準については、今回、5年に一度の定期的検証を行い、消費の実態に合わせた見直しを行うこととあわせて、母子加算の段階的廃止(2年目)等の適正化を行うとともに、濫給、漏給が生じな

いよう一層の運用の改善を図る。

(イ) 自立支援プログラムの着実な推進

生活保護受給者に対し、個々の抱える様々な生活上の課題に応じた支援を行うため、自立支援プログラムによる就労支援や日常生活支援等の着実な推進を図る。

ホームレスの自立支援

総合相談推進事業や自立支援事業、職業技能講習事業、就業支援事業等を実施し、ホームレスの自立支援を推進する。

福祉・介護サービス従事者の養成確保の推進

社会福祉士・介護福祉士の資質の向上を図るための社会福祉士及び介護福祉士法の改正や、福祉従事者の質の向上及び人材の確保を目的とした人材確保指針の改正を踏まえ、福祉・介護サービス従事者の養成確保を推進する。

(ア) 従事者の確保の推進

福祉人材を確保するために、介護福祉士等の資格を有するものの福祉・介護サービスに就業していない者等の実態調査等を行い、潜在的有資格者の参入の促進等を図る。

福祉・介護分野への国民の積極的な参入・参画が促進されるように、福祉人材確保重点月間を定め、全国規模で広報活動、合同面接会、福祉人材交流大会、メンタルヘルス等の相談事業等を月間内に重点的に行う。

(イ) 教育・実習体制の充実等

認知症への対応等新たなケアに対応できるより質の高い介護福祉士等を養成するため、介護福祉士養成施設の専任教員となる者等に対する講習会について、介護福祉士等の教育カリキュラムの見直しを踏まえ、講習会の内容を見直して新たに実施する。

より実践的な社会福祉士及び介護福祉士を養成する上で実習施設における実習がより重要となることから、社会福祉士及び介護福祉士の教育カリキュラムの見直しを踏まえ、実習を受け入れる施設の実習指導者に対する研修を実施する。

(6) 障害者の自立支援の推進

障害者の自立生活を支援するための施策の推進

障害者の自立生活を支援するために、良質な障害福祉サービスを確保するとともに、地域生活支援事業を着実に実施するなど必要な施策を推進する。

また、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けて、利用者負担の見直

し及び事業者の経営基盤の強化のための緊急措置を講ずる。

(ア) 良質な障害福祉サービスの確保

ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づき、各市町村において推進を図る。

(イ) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療（精神通院医療、更生医療（身体障害者を対象）、育成医療（身体に障害のある児童を対象））を提供する。

(ウ) 地域生活支援事業の着実な実施

障害者のニーズを踏まえ、移動支援や地域活動支援センターなど障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等における事業の着実な実施及び定着を図る。

(エ) 障害者の就労支援の推進（再掲）

福祉施設で働く障害者の工賃を平成23年度までに倍増させることを目標とする「工賃倍増5か年計画」を推進するため、必要な施策の強化を行う。

(オ) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、引き続き、指定入院医療機関の確保を図るとともに、医療従事者等の研修を行うなど医療の提供体制の整備を推進する。

精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進

精神障害者の退院促進や地域定着のための施策の推進を図るとともに、精神科救急医療体制の強化や精神障害に対する国民の正しい理解の促進を図る。

(ア) 精神障害者の退院促進・地域定着の推進

精神障害者の地域移行を推進するために、受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院促進や地域定着のための施策の推進を図る。

(イ) 精神科救急医療体制の強化

地域の実情に応じた精神科救急医療体制を強化する。

(ウ) 精神障害に対する国民の正しい理解の促進（再掲）

精神疾患や精神障害者に関する正しい理解のための普及啓発を推進する。

発達障害者支援施策の推進

発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を推進する観点から、保健・医療・福祉・就労等の制度横断的

な関連施策の推進を図る。

(ア) 発達障害者の地域支援体制の確立（再掲）

発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族への支援を行うとともに、都道府県等の各圏域において、ライフステージに対応した一貫した支援を行うためのネットワークを構築する。

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

(イ) 発達障害者への支援手法の開発や普及啓発の着実な実施（再掲）

発達障害のある子どもの成長に沿った一貫した支援となるよう先駆的な取組を通じて発達障害者への有効な支援手法を開発・確立するとともに、発達障害者支援に携わる職員等への研修や発達障害情報センターによる全国の関係機関等への情報提供及び幅広い普及啓発を行う。

(ウ) 発達障害者の就労支援の推進

発達障害者支援センターにおいて、医療・保健福祉・教育等関係機関の発達障害者支援関係者及び事業主に対する就労支援・雇用管理のノウハウの付与のための講習等を実施するとともに、発達障害者と支援者による体験交流会を開催する。

障害者に対する就労支援の推進（再掲）

障害者が地域でいきいきと生活していくために、より多くの障害者が就労を通じての社会参加を実現できるよう支援策を推進する。

(ア) 雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化

ハローワークを中心とした「チーム支援」の体制・機能の強化、及び「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数の大幅な拡充や実施体制の充実等を図るとともに、関係審議会の検討結果を踏まえ、障害者雇用促進法制の整備を図る。

(イ) 障害者雇用の底上げのための関係者の意識改革

インターネットを通じた情報発信・相談の実施、地域の事業主団体を活用した「意識改革セミナー」の開催、地域の関係者との交流会等を実施することにより、国民、企業等の障害者雇用に関する意識改革を図る。

(ウ) 障害の特性に応じた支援策の充実・強化

一定程度の期間をかけて、段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指すことを支援するための助成措置を創設するとともに、発達障害者の希望やニーズに応じた就労支援を推進する。

(エ) 障害者に対する職業能力開発の推進

障害者委託訓練及び障害者職業能力開発プロモート事業の拡充等職業訓練機会の充実を図り、特別支援学校の生徒及び就労移行支援事業利用者等に対する効果的な職業訓練を実施するとともに、職業能力開発施設において発達障害者に対する職業訓練コースを拡充する。

(オ) 「工賃倍増5か年計画」の推進

福祉施設で働く障害者の工賃を平成23年度までに倍増させることを目標とする「工賃倍増5か年計画」を推進するため、必要な施策の強化を行う。

(7) 国民の安全と安心のための施策の推進

有効で安全な医薬品・医療機器を迅速に提供するための対策の推進

有効で安全な医薬品・医療機器の迅速な提供、医薬品等の安全対策及び血液対策を推進する。

(ア) 新医薬品・医療機器の迅速な提供等

日米欧三極における医薬品の国際共同治験に関する相談体制の整備や日米両国における医療機器の同時開発・審査・承認のための検討を行うとともに、中国、韓国などにおける医薬品治験データの活用に関する調査等を実施する。

(イ) 医薬品等の安全対策の推進

市販後の安全対策の一層の強化を図るため、従来より対象としてきた新規性が高い医薬品に加えて、重点的な監視が必要な医薬品についても、医療機関における使用状況や副作用の発生状況等の臨床現場の情報を一定期間、国が直接収集・評価を行うとともに、医療機器についても同様の情報収集・評価を実施する。

(ウ) 安全、安心な血液製剤の供給確保

医療に不可欠な血液製剤の安定供給を確保するため、献血に対する国民の意識の向上を図られるよう、普及啓発活動を引き続き推進する。

食品安全対策の推進

我が国の食の安全の観点から、輸入食品の監視指導の強化、食品添加物等の安全性の確保等の施策を引き続き推進する。

(ア) 輸入食品等の安全対策の強化

検疫所における輸入食品のモニタリング検査の充実等により、監視体制を強化するとともに、遺伝子組換え食品に関する情報収集及び検知方法の開発を図るなど、輸入食品の安全対策を強化する。

国内のと畜場におけるBSE検査キットについては、引き続き(20か月齢以下の牛については、平成20年7月末まで)国庫補助を行うとともに

に、米国及びカナダにおける対日輸出施設の査察等を通じて、食肉の安全確保対策を推進する。

(イ) 食品衛生法に基づく基準の策定等の推進

ポジティブリスト制度において、新たに残留基準を設定した農薬等の基準値の見直しを行い、制度の着実な推進を図る。

指定時期が古い指定添加物等について、遺伝子組換え動物を用いた試験などバイオテクノロジーの進歩を踏まえた毒性試験を活用しつつ、安全性の見直しを計画的に実施し、食品添加物等の安全確保を推進する。

また、食品用器具・容器包装等に用いられる化学物質に関する規制について、国際的な動向を踏まえ、新しい技術の知見に基づく安全基準、試験方法を策定する。

(ウ) 健康食品の安全性の確保等の推進

健康食品の安全性確保及び特別用途食品制度の見直しについて検討し、その結果を踏まえ、健康食品の安全性確保対策を推進する。

(エ) 食品安全に関する情報提供や意見交換（リスクコミュニケーション）の充実

食品安全施策について国民の理解や信頼を高めるため、的確な情報提供や消費者との意見交換会を行うなど、リスクコミュニケーションの取組を充実する。

(オ) 食品安全に関する研究の推進

輸入食品の安全性の確保、BSEの人体への影響、食品テロ対策等の食品に関連する様々な問題に対し、科学的根拠に基づいた安全性に関する調査研究、先端技術を応用した検査技術の開発等を行うとともに、油症研究の充実強化を図るなど、食品の安全・安心の確保に資する研究を推進する。

自殺対策の推進

うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進、かかりつけの医師を対象としたうつ病の診断・治療技術の向上等を目的とした研修など、「自殺総合対策大綱」に基づく取組を推進する。

(ア) うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進（再掲）

自殺との関連が強いとされるうつ病等の精神疾患に関する正しい理解のための普及啓発を行う。

(イ) 自殺予防総合対策センターによる情報提供等

総合的な自殺対策を実施するため、自殺予防総合対策センターにおいて、国内外の情報収集、Webサイトを通じた情報提供、関係団体等との連絡調整を行うとともに、関係機関の相談員や医療現場に従事する心理職等を対象とした専門的な研修を行う。

- (ウ) 地域での効果的な自殺対策の推進と事業主の取組の支援  
地域における先進的な自殺対策の取組の検証、自殺未遂者や自殺者遺族へのケア対策の普及など地域の実情に即した自殺対策を推進する。
- (エ) 自殺予防に向けた相談体制の確保と人材育成（一部再掲）  
うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、かかりつけ医に対するうつ病の診断・治療・医療連携等に関する研修を行う。  
また、「いのちの電話」におけるフリーダイヤルによる自殺予防相談や相談員の研修などを行う。  
さらに、労働者がメンタルヘルスについて相談しやすい事業場内外の環境を整備するとともに、医療機関での迅速な対応を図るための仕組みを整備する。
- (オ) 自殺問題に関する総合的な調査研究等の推進  
自殺予防に係る地域介入研究、救急部門における再発防止研究等を実施する。
- 麻薬・覚せい剤等対策の推進  
巧妙化、広域化かつ組織化する麻薬・覚せい剤等の薬物事犯に迅速かつ的確に対応するため、暴力団や外国人犯罪組織などの取締体制を強化する。
- 健康危機管理体制の強化  
国民の生命・健康の安全を脅かす健康危機に備え、平時から健康危機管理体制の整備・強化を図る。
- (ア) 健康安全・危機管理対策総合研究の推進  
感染症やバイオテロリズムの発生に備えた初動体制の確保や危機情報の共有及び活用、地域における健康危機管理体制の基盤強化等に資する健康安全・危機管理対策総合研究事業を創設し、総合的な研究を推進する。
- (イ) 健康危機管理体制の整備・強化  
非常時に健康危機管理体制が十分に機能するよう、平時から、各種訓練の実施、地域における連携体制・専門家ネットワークの構築等を行うとともに、地域における健康危機事例に的確に対応するため、専門家の養成等を行う。
- (ウ) 国際健康危機管理対応能力の強化  
国内外での未知の感染症等の発生時にWHO等が編成する疫学調査チームに国立感染症研究所が参加し、国際的な感染症の情報収集、解析、情報提供等を行うとともに、病原体のゲノム情報の蓄積、データベース化及び解析を推進する。

安全で良質な水の安定供給

すべての国民に安全で良質な水道水の安定的な供給を行うとともに、災害対策を充実するなど、「水道ビジョン」に基づく取組を推進する。

アジア・ゲートウェイ構想等に位置づけられている水道分野の国際展開に必要な体制等について検討する。

## (8) 年金記録問題等への対応

### 年金記録問題への対応

年金記録の管理等に対する国民の不信感を払拭するため、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日政府・与党合意）に沿って、すべての方への加入履歴のお知らせ、コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合わせなどの対策を着実に進める。

### 日本年金機構発足へ向けた組織改革及び業務改革の推進

先の通常国会で成立した日本年金機構法に基づき、日本年金機構の設立準備を行うとともに、政府管掌健康保険について、全国健康保険協会に移行し、保険料収納率の向上、民間委託の拡大、社会保険オンラインシステムのオープン化等の取組を徹底するなど、組織改革、業務改革の推進を図る。

## (9) 各種施策の推進

### 国際社会への貢献

国際協力・国際協調については、アジア地域を中心とし、国際機関の一体的活用等戦略的に推進する。また、外国人労働者問題等へ適切に対応する。

#### (ア) 国益に直結する政策提案型・制度構築型の国際協力・国際協調の推進

世界保健機関（WHO）等への拠出等を通じ、新型インフルエンザ等感染症対策などの健康危機管理、結核・HIV/AIDS対策、母子保健対策など地球規模課題への取組を推進する。

国際労働機関（ILO）への拠出等を通じ、労働者等の健康確保対策の推進など、アジアにおける「働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）」の実現に向けた取組を推進する。

ASEAN諸国やアフリカ諸国等に対し、保健医療、福祉分野への支援、労使関係の安定化、人材育成に関する支援などの協力を積極的に行う。

#### (イ) G8労働大臣会合の新潟開催

先進主要国に共通する労働・雇用問題に対処し、その解決策について討議するG8労働大臣会合を開催する。

(ウ) 北海道洞爺湖サミットにおける救急医療への対応

北海道洞爺湖サミットにおける救急医療体制を確保する。

(エ) 外国人労働者問題等への適切な対応

外国人の人材と企業の相互理解を促進するため、外国人留学生に対するインターンシップを実施することにより、我が国での本格就労に向けた実践的準備の機会を構築し、企業における高度な外国人材の活用を促進する。

定住化が進んでいる日系人等の安定雇用の促進、不就労の日系人若年者等に対するキャリア形成等、日系人集住地域を中心に日系人をはじめとする外国人労働者の雇用環境の改善を推進する。

経済連携協定に基づき外国人看護師・介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、受入施設に対する巡回指導を行うとともに、看護・介護導入研修を行う。

外国人研修・技能実習制度運用の適正化を図るため、研修生・技能実習生の受入れ機関等に対する巡回指導を強化するほか、新たに、研修生・技能実習生に対する支援として、電話相談ホットラインの設置を行うとともに、帰国後の技能移転状況の調査を実施する。

科学技術の振興

第3期科学技術基本計画を踏まえ健康安心の推進、健康安全の確保及び先端医療の実現を目指すとともに、新健康フロンティア戦略、イノベーション25等を推進するための厚生労働行政分野の科学研究等を推進する。

社会保障カード（仮称）の導入に向けた検討

社会保障分野におけるカードの利活用に関する基本計画の策定等を行う。

社会保険・労働保険の徴収事務の一元化の推進

事業主の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を着実に推進する。

戦傷病者・戦没者遺族の援護等

公務等により死亡し又は障害の状態になった軍人軍属等やその遺族に対する援護年金の支給や遺骨収集、戦没者遺骨のDNA鑑定等の戦没者慰霊事業の充実を図るなど、戦傷病者・戦没者遺族等に対する援護を推進する。

(ア) 戦没者の父母等に対する特別給付金の継続（支給事務費）

戦没者の父母等に対する特別給付金について、現行の特別給付金国債が最終償還を迎えることから、国として改めて特別の慰藉を行うこととし、継続して支給する。

(イ) 戦没者慰霊事業の推進

未送還遺骨情報に基づく速やかな遺骨収集の実施、慰霊巡拝及び戦没者

遺骨のDNA鑑定等の戦没者慰霊事業の推進を図る。

#### 中国残留邦人に対する新たな支援

中国残留邦人に対して、従来の施策に加え、その置かれた特別な事情に配慮した新たな支援策を講ずるため、第168国会（臨時会）において成立した「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」（平成19年法律第127号）を踏まえ、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現する。

##### （ア）中国残留邦人に対する支援給付の実施

老齢基礎年金制度による対応を補完するため、新たに生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付などの支援給付を実施し、生活の安定を図る。

また、中国残留邦人に理解が深く、中国語ができる「支援・相談員」を福祉事務所に配置し、円滑な実施体制を整備する。

##### （イ）地域社会における生活支援

中国残留邦人が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における支援ネットワークづくりを図る。

##### （ウ）啓発・広報の実施

中国残留邦人問題への国民の理解と協力を得るための啓発・広報を実施する。

#### 原爆被爆者の援護

原爆被爆者に対する健康診断の実施、医療の給付及び諸手当の支給のほか、在外被爆者に対する支援、調査研究及び国立原爆死没者追悼平和記念館の運営等を行う。

#### カネミ油症研究の推進

油症研究のより一層の充実・強化を図るため、従来の油症研究班の研究内容、実施体制等の見直しを行うほか、油症患者の協力を得て、新たに健康実態調査を行う。

#### 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進

生活衛生関係営業経営の健全化、衛生水準の維持向上を図るため、全国生活衛生同業組合連合会等を通じた経営革新、消費者サービスの向上を図るとともに成長力底上げ戦略推進事業を実施する。

## 8．安心・安全で豊かな社会と国土の整備

### （1）知恵と工夫にあふれた地域の実現

#### 地域活性化の推進

##### （ア）地域の自立・活性化の推進

都道府県が作成する広域的な地域活性化基盤整備計画に基づき、民間中心の

広域的活動の促進に資する基盤整備等を、交付金により支援する。また、広域的地域活性化基盤整備計画に位置付けられた施設と一体となったまちづくりに対して、支援の強化を行う。さらに、人口減少・高齢化の著しい地域等において、地域住民、NPO、地元企業等多様な主体の協働による「新たな公」による地域づくりを推進する。

(イ) 優良な民間都市開発事業の立ち上げ支援による地域の活性化

地方都市における優良な民間都市開発事業を推進するため、地域の実状に応じた規模の事業に対する資金調達の円滑化を図る。

(ウ) 都市・地域における総合交通戦略の推進

地方公共団体等による「都市・地域総合交通戦略」の策定を支援するとともに、同戦略に基づくLRTやBRT等の公共交通の導入・利用促進、交通結節点改善、自転車・歩行者環境整備等の取組を総合的に推進する。

(エ) 地域の公共交通の活性化・再生

地域公共交通の活性化・再生を図るため、地域公共交通活性化・再生法を活用して、地域の協議会が創意工夫により取り組む、鉄道・バス・旅客船等を活性化・再生するための事業について、パッケージで総合的に支援する柔軟な制度を創設する。また、厳しい経営状況にある地方鉄道について、事業再構築のための新たな制度を導入し、公有民営方式等による活性化の取組を総合的に支援する。

(オ) 企業立地・設備投資と連動した港湾の整備の推進

新たな雇用の創出による地域活性化を図るため、企業の新規立地や設備投資等と連動した港湾の整備を推進する。また、効率的な産業物流が実現する地区（臨海部産業エリア）を形成し、地域産業の活性化・立地を促進する。

(カ) 建設業の活力の回復

入札契約制度改革や法令遵守の徹底を通じて公正な競争基盤の確立を図るとともに、中小・中堅建設業の新分野進出等、経営基盤の強化や将来を担う人材の確保・育成の強化により、建設業の活力の回復を図る。

自立した個性ある地域の形成

(ア) 国際競争力の強化や地域間交流の促進のための幹線交通体系の形成

国際競争力の強化や地域間の交流連携を図るとともに、交通渋滞の緩和、交通事故の減少、環境負荷の軽減、物流の効率化、観光地や救急医療施設へのアクセス改善等を図るため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の基幹ネットワークの整備を推進する。また、高速道路料金の引下げ等による既存高速道路ネットワークの効率的活用・機能強化を図る。

(イ) 地域ブロックの形成支援（市町村合併支援）

日常生活が営まれる一定の圏域を連絡する道路網について重点的に整備し、合併する市町村では、新市町村内の拠点を連絡する道路の整備について重点的に整備を推進する。

(ウ) 都市生活の質を高めるための環境整備

歩道拡幅等の速効対策と連続立体交差事業等の抜本対策を車の両輪とした踏切問題への対応、無電柱化の推進、民間都市開発を支援・誘発する道路の整備等、都市生活の質を高めるための環境整備を推進する。

中心市街地再生の推進

中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定を受けた地区について、区画整理、再開発等の面的整備、道路、公園等の都市基盤整備等を重点的に実施しつつ、都市機能のまちなか立地や、街なか居住等を推進する。その際、地方都市の市街地の特性に応じ、地域固有のまちなみを活かした整備を促進する。

都市再生の推進

(ア) 三大都市圏環状道路の整備

都心部への通過交通の減少等により、交通円滑化やCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るとともに、都市構造の再編を図るため、環状道路の整備を推進する。

(イ) 大都市圏における空港の機能強化と空港アクセスの利便性向上

大都市圏の拠点空港である羽田空港、成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港について、需要に応じて時機を失することなく整備する。成田高速鉄道アクセス整備をはじめとする空港アクセスの強化を図る。

(ウ) 大都市圏におけるスーパー中核港湾等の機能強化

事業者間の電子化の促進、電子タグ等を活用したセキュリティ強化と物流の効率化の両立、国際水準のコンテナターミナルの整備等、ハード・ソフト一体となったスーパー中核港湾等の機能強化に取り組む。

(エ) 基幹的広域防災拠点の整備等

首都圏及び近畿圏において大規模かつ広域的な災害が発生した際に災害対策活動の核となる現地対策本部機能や物流コントロール機能を確保するため、基幹的広域防災拠点の整備等を推進する。

(オ) まちづくり交付金による協働・連携事業への支援の強化

官民協働事業を推進するため市町村都市再生整備協議会が行う事業を支援し、また、複数市町村の連携事業への支援を強化する。

(カ) 大都市圏における広域的な都市鉄道ネットワークの形成

既存ストックを有効活用した都市鉄道の利便増進を図るため、神奈川東部方面における既存路線間の連絡線の整備等、広域的な都市鉄道ネットワークの形成を図る。

豊かで快適な魅力ある都市づくりの推進

- (ア) 良好な景観形成、歴史・文化を活かしたまちづくりの推進  
良好な景観形成とこれによる観光立国の推進及び歴史・文化資産の保存・復原とこれらを活かしたまちづくりに係る事業を推進する。
- (イ) 緑豊かで誰もが快適に生活できる都市環境の形成の推進  
緑とオープンスペースが確保された、誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図るため、効率的・一体的な都市公園の整備、緑地保全及び緑化を推進する。
- (ウ) 下水道整備の推進  
他の污水处理施設との連携を一層強化するとともに普及の遅れている中小市町村の下水道整備を重点的かつ効率的に推進する。なお、下水道事業を実施している市町村が、市町村合併により不利益が生じることのないよう支援措置を延長する。また、潤いある良好な都市空間形成のため、下水処理水の供給等によるせせらぎ水路の整備等を推進する。
- (エ) 水辺都市の再生とかわまちづくりの推進  
河川沿いの木造密集市街地等の治水・都市防災の観点から整備の必要性の高い既成市街地を安全・安心な水辺都市に転換するため、市街地整備と高規格堤防整備との一体的整備等を推進する。また、人々が親しみ誇れる都市に再生するため、川の水辺の持つ多様な機能を発揮させるべく、川沿いに植樹できる場所について徹底的に植樹を実施する「川の森」づくり等を推進する。
- (オ) 水辺・海辺等の交流拠点整備  
自然とふれあうことのできる河川や港湾、海岸等の特徴を活かし、交流、自然体験、環境教育の拠点としての身近な水辺・海辺空間や観光交流空間等を整備する。また、「海の駅」のネットワーク化、「みなとオアシス」の全国展開を図る。
- 観光立国の推進  
訪日外国人旅行者数 1000 万人等の目標達成に向け、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として我が国の魅力の一層の発信強化等に取り組むとともに、国際会議の開催・誘致を推進する。また、2泊3日以上滞り型観光を促進する観光圏の形成に対する支援制度の創設等により魅力ある観光地・観光産業の創出を図る。
- 科学技術、IT等の活用
- (ア) ETCの活用等、高度道路交通システム(ITS)の推進  
安全運転支援システムの大規模な実証実験等を実施するとともに、ITS車載器を用いた多様なサービスの展開を図る等ITSを推進する。
- (イ) 交通分野におけるIT革命の推進

電子ナンバープレート（スマートプレート）実用化に向けた調査研究の推進や、自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進、各種行政情報システムの整備を促進する。また、アジア域内における公共交通機関の利便性の向上を図るため、IC乗車券等の国際相互利用化等を促進する。

（ウ）地理空間情報の高度な活用の推進

基盤地図情報の整備、海域GISや高精度な標高データである三次元電子地図等の地理空間情報の整備・流通の促進及び人材育成等を推進する。

都市再生に資する地籍整備の推進

円滑な都市再生を図るため、都市中心部等、境界問題が開発停滞の要因となり潜在的な土地利用の可能性が生かされていない地域における地籍整備を推進する。

PFI手法の活用

航空保安大学校の移転等をPFIにより整備し、補助制度等を活用して地方公共団体におけるPFI事業の推進を支援する。

（2）安心・安全の確保の推進

安全で安心な都市・地域づくり

（ア）水害・土砂災害・高潮・津波・地震等に対する総合的な対策の推進

a) 人命や生活に深刻なダメージを与える被害の緊急解消

床上浸水・土石流被害等の緊急的な軽減対策、地球温暖化に伴う災害リスクの増大に対応した予防対策を重点的に推進するとともに、災害に対して安全で信頼性の高い道路網の確保を推進する。

b) 流域一体となった水害・土砂災害対策の推進

氾濫した場合でも被害を極力軽減するため、連続堤等の整備・河川堤防の質的整備とあわせて、地域の取組と一体となった輪中堤や二線堤等の整備による氾濫域での減災対策や、土砂災害に対する避難地・地域の防災拠点の保全対策等の推進と併せハザードマップの周知や警戒避難体制の整備等ソフト対策を組み合わせた治水対策を推進する。

c) 防災機能の維持・向上等を図るための機動的な事業の実施

地域の安全基盤に係る事業を機動的に実施し、被災地における再度災害防止、重大な事故発生箇所の安全性向上等を発生直後から速やかに推進する。

d) 都市における浸水対策の推進

集中豪雨の頻発等による都市型水害被害の最小化に向けて、河川・下水道行政の連携を一層強化し、雨水の貯留浸透を含むハード対策と住民自らの災害対応を支援するソフト対策を組み合わせた総合的浸水対策を推進する。

e) 大規模地震等に起因する土砂災害対策の推進

首都直下、東海、東南海・南海地震等の大規模地震に起因する土砂災害のおそれがある地域におけるがけ崩れ対策等、砂防事業等を推進する。

f) 都市における避難地・防災拠点等となる防災公園整備の推進

災害時に避難者や帰宅困難者を保護・支援する避難地、復旧・復興のための防災拠点、火災の延焼遮断帯となる都市公園等の整備を推進する。

g) 災害発生のおそれの高い地域における津波・高潮対策の推進

災害発生のおそれの高い地域における高潮災害や大規模地震・津波災害等に対して、堤防等の老朽化・耐震対策等のハード・ソフト一体となった海岸・河川整備を重点的に推進する。

(イ) 災害時要援護者関連施設の災害からの保全

自力避難の困難な災害時要援護者に関連した施設が存在する箇所において、砂防えん堤等の土砂災害防止施設等の整備を重点的に実施する。

(ウ) 防災分野のイノベーションの推進

カメラ等監視・観測機器の設置による洪水時の河川状況の把握、多様な手法による防災情報の提供、水門等の迅速かつ確実な開閉のための遠隔操作装置の整備を実施する。

(エ) 密集市街地の緊急整備

道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建て替えの促進を図ることにより、防災上危険な密集市街地のリノベーションを戦略的に推進し、最低限の安全性確保を図る。

(オ) 被災したまちの活力ある復興

大規模な災害により被災した市街地について、被災により低下した地域活力の早期復興等の観点から、復興まちづくりを総合的に推進する。

(カ) 緊急地震速報の精度向上と地震津波対策の強化

緊急地震速報に対応した地震計の整備等により緊急地震速報の精度向上を図るとともに、次世代地震津波監視システムの整備を行い地震津波対策の強化を推進する。

(キ) 住宅・建築物等、下水道施設及び道路の耐震化の推進

住宅・建築物、宅地、災害応急対策を担う拠点的庁舎及び避難所の耐震診断・耐震改修を推進する。特に高齢者等災害弱者の住宅の耐震化を強力に推進するため、住宅の耐震化助成に係る地域要件や建物要件の撤廃及び補助率の拡充等を行う。また下水道施設や道路橋の耐震補強を一層推進する。

(ク) アスベスト問題への対応

アスベスト問題に対応するため、吹付けアスベスト等の使用実態の把握を進め、アスベストの早期かつ安全な除去等に取り組む。

(ケ) 社会資本の戦略的維持管理の推進

高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化が進行し、今後必要な維持管理費、更新費が急増することから、総投資額を最小化しつつ安全を確保するため、従来の事後的な管理から予防保全的管理への転換を促進する。

#### ユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー化の推進

##### (ア) 公共交通機関・歩行空間及び建築物等の総合的なバリアフリー化の推進

利用者数5千人以上の駅等を平成22年までに原則すべてバリアフリー化するとともに、地域の拠点的な5千人未満駅のバリアフリー化を推進する。加えて、ノンステップバス等の導入促進、福祉タクシー普及促進モデル事業の実施、地域のニーズに応じたバス車両の開発・普及等を図り、これらにより総合的な公共交通機関のバリアフリー対策を進める。また、駅や商店街、福祉施設等の周辺の歩行空間において、公共用通路等へのエレベーターの設置、幅の広い歩道の整備、歩道の段差・勾配の改善、無電柱化等、また建築物等のバリアフリー化を強力に進め、高齢者・障害者等が安心・円滑に生活できる環境の実現を図る。さらに、総合的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー教室の開催及び基本構想策定促進等の施策を実施する。

##### (イ) 自律移動支援プロジェクトの推進

自律移動支援プロジェクトの実用化に向けた取組を地方自治体等と連携を図りつつ推進するとともに、場所情報システムの多角的な活用を図る。

#### 循環型社会の構築・地球環境問題への対応

##### (ア) 地球環境問題への対応

環境性能を大幅に向上させた次世代の低公害トラック・バスの開発・実用化を進めるほか、自動車分野のCO<sub>2</sub>排出量評価プログラムの構築等を行う。また、交通渋滞を緩和・解消するとともに車の利用方法の改善等を体系的かつ集中的に実施するCO<sub>2</sub>削減アクションプログラムを推進する。加えて、輸送分野における省エネ対策を普及・促進する。さらに、アジアを中心に交通環境分野での国際連携を強化する他、燃料電池自動車について、国連における世界統一基準策定の検討に積極的に貢献する。

環境に配慮した住宅・建築物の普及を促進するため、先進的な省CO<sub>2</sub>技術を導入するモデル的な事業や、中小事業者等による省エネ対策の円滑化を図るための取組への支援制度を創設する。

省CO<sub>2</sub>型都市の実現を図るため、拠点的な市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な都市環境対策を推進する。

##### (イ) リサイクル等による循環型社会の構築

###### a) 建設リサイクルの推進

建設分野における循環型社会の早期構築を図るため、建設リサイクルに関する総合的な対策を推進する。

b) 海面処分場の計画的な整備

廃棄物や土砂を適正に処分するため、海面処分場の計画的整備を推進する。

c) リサイクルポートプロジェクトの推進

港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築を推進する。

d) 下水汚泥等の資源・エネルギー化の推進

下水汚泥等の資源化、流通、販売・利用を一体的に捉え、民間企業の有するノウハウを最大限活用することにより、下水汚泥等の資源・エネルギー利用を推進する。

(ウ) 自然共生型国土の形成等、環境問題への本格的対応

a) 渋滞の解消等による沿道環境対策

幹線道路の沿道環境の早期改善を図るため、バイパス整備・交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置・低騒音舗装の敷設等を推進するとともに、ヒートアイランド現象の著しい都市部において快適な歩行空間を確保するため、路面温度を低下させる効果がある舗装の敷設の推進を図る。

b) 官庁施設における地球温暖化対策の推進

建築関連分野での二酸化炭素排出量の削減を図るため、グリーン庁舎（環境配慮型官庁施設）の整備等を推進する。特に太陽光発電の導入や建物の緑化を推進する。

c) 自然再生の推進

自然と共生する社会の構築に向け、河川、湿原、干潟、藻場、里山等を保全、再生、創出し、豊かで美しい自然環境あふれる国土を目指す。

d) おいしい安全な水の確保・公共用水域における水質保全

水質汚濁の著しい河川・湖沼・海域及び水道水源等において、直接浄化や底泥浚渫等の浄化対策及び下水道の普及促進や窒素・リン等の除去を目的とした高度処理の促進を図る。

e) 合流式下水道の雨天時越流水対策の推進

雨天時に未処理下水が公共用水域に越流し、公衆衛生上極めて問題であるため貯留管の整備等、汚濁負荷削減等の緊急対策を一層推進する。

住宅の生産・供給システムにおける信頼確保への取組

住宅瑕疵担保履行法の施行にともない、住宅保証基金の拡充や保険等の実施にあたっての検査体制の整備等及び特別住宅紛争処理体制の整備を図る。また、建築士等の情報を閲覧できるデータベースを整備する。

(3) 住まいの豊かさの実現

## 住生活基本法の下での総合的な住宅政策の推進

### (ア) 住宅の寿命を延ばす「200年住宅」への取組

高耐久性等の超長期住宅としての基本性能を備え、住宅を長期にわたって維持管理・流通するための提案を有する先導的な事業に対し助成を行う超長期住宅先導的モデル事業を創設する。また、新築、改修、修繕、点検時等における設計図書や施工内容等の情報を蓄積・活用できる住宅履歴情報の仕組みの整備を推進する。さらに、超長期住宅に対応した住宅ローンの供給支援等、住宅金融の拡充を行う。

### (イ) 住宅セーフティネットの機能向上

都市再生機構賃貸住宅のストック再編を円滑に進めつつ、入居者の居住の安定を確保するため、建替・改善に伴う低所得者の家賃負担の増加を抑制するとともに、公営住宅等のストック更新の着実な実施による的確な供給を推進する。また、高齢者等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報提供等を推進する。さらに、被災者の居住の安定確保を支援する。

### (ウ) マンションの管理の適正化及びマンション建替えの円滑化等の推進

マンションの管理適正化のための諸施策を推進するとともに、老朽化したマンションの建替えの円滑化や耐震性の劣るマンションの耐震改修を推進するため、補助、融資等の総合的な助成措置を実施する。

### (エ) 高齢社会における多様な選択への対応

住宅施策と福祉・医療施策との連携を一層強化するとともに、高齢者の住み替えを支援する制度を推進する。

### (オ) 地域活性化促進のための居住環境の整備

地方定住等、国民が多様な居住環境を選択できるよう、住み替えの支援、地域優良賃貸住宅等の整備、空家等の活用を推進する。

### (カ) 木造住宅振興の総合的な推進

木造住宅の安全性・信頼性向上のための供給体制の整備や地域住宅市場の活性化、技術者育成のための研修等を推進する。

### (キ) 証券化支援事業の推進

民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援するため、住宅金融支援機構の証券化支援事業を推進する。

#### 宅地対策の推進

関連公共施設等の整備を促進することにより、住環境の改善等に資する市街化区域内等において、質の高い宅地の供給や、市街化区域内農地等の計画的な宅地化を推進する。

## (4) 陸・海・空にわたる総合的な交通政策の推進

## 重点的・効率的な交通関係社会資本の整備

### (ア) 鉄道整備の計画的推進

#### a) 整備新幹線の整備

整備新幹線は、平成 16 年 12 月の政府・与党申合せに沿って、北海道新幹線(新青森・新函館間)、東北新幹線(八戸・新青森間)、北陸新幹線(長野・金沢(白山総合車両基地)間及び福井駅部)、九州新幹線(博多・新八代間)及び九州新幹線(長崎ルート)(武雄温泉・諫早間：地元調整が整った場合)の建設を着実に推進する。

#### b) 幹線鉄道・都市鉄道の整備

幹線鉄道ネットワークの高質化を図り鉄道の特性を発揮させることによって利便性の向上や地域の活性化等を促進するため、幹線鉄道の高速化等の整備を推進する。通勤・通学時の混雑緩和、利便性の向上、活力ある都市づくり等を促進するため、都市鉄道利便増進、地下鉄、空港アクセス鉄道の整備、貨物鉄道の旅客線化、相互直通化等の推進や、鉄道駅の総合改善、LRTの整備を推進する。

#### c) 貨物鉄道の整備

地球温暖化対策や東アジアとの国際物流の増加等に対応していくため、輸送力を増強し、モーダルシフトに資する貨物鉄道の整備を推進する。

#### d) 鉄道における防災対策の推進

新たに鉄道施設総合安全対策事業を創設し、鉄道駅耐震補強、地下駅火災対策、鉄道施設老朽化対策等の安全対策事業を一本化し、計画的・効率的な防災対策を推進する。

### (イ) 港湾整備の計画的推進

#### a) スーパー中枢港湾プロジェクトの推進等による物流改革と地域活性化

アジア主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現のため、大水深岸壁の重点的整備、ロジスティクスセンターの形成、内航海運等との円滑な連携等を推進するとともに、手続の効率化、港湾施設の出入管理システムの構築、国際幹線航路の整備・保全強化等、ソフト・ハード連携した施策を展開することにより、スーパー中枢港湾プロジェクトを推進する。また、企業立地や設備投資等と連動した多目的国際ターミナルや港湾機能高度化施設等の整備及び産業関連事業制度の活用を進める。さらに、人々の移動や生活物資の輸送等に必要なターミナル機能を確保する。

#### b) 港湾における災害・保安対策等の推進

東海、東南海・南海、首都直下地震等の大規模地震・津波等発生時の物流機能確保のため、耐震強化岸壁や臨海部基幹的広域防災拠点の整備・運用に取り組む。また、フェリー等の保安対策強化、核物質等拡散防止のため

のメガポート・イニシアティブのパイロットプロジェクトを実施する。

c) 循環型社会の構築と環境問題に対応した港湾整備

港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築、海面処分場及び緑地の整備、自然再生の推進並びに汚泥等除去及び覆砂による底質改善を行うとともに、接岸中船舶の排出ガス対策を推進する。

d) みなとの振興

交流拠点の形成等、知恵と工夫をこらしたみなとの振興を支援する。

(ウ) 空港整備の計画的推進

a) 大都市圏拠点空港の整備の推進

大都市圏の空港容量の確保と国際拠点としての機能強化のため、羽田空港の再拡張事業等を着実に推進するとともに、成田国際空港について北伸による平行滑走路の2,500m化を推進するほか、関西国際空港の二期事業については物流施設の展開を図る。

b) 一般空港等の整備や空港等機能の高質化の推進等

滑走路延長等の継続事業の着実な推進及び空港等の機能の高質化等、既存空港の質的充実を図る。また、離島航空路線について、引き続き支援方を講じるとともに、衛星航法を促進する支援を行い、ネットワークの維持と活性化を図る。

(エ) 国際物流に対応した幹線道路ネットワーク整備の計画的推進

国際物流に対応した幹線道路ネットワークを構築するため、拠点的な空港・港湾へのアクセス道路の整備に加え、国際標準コンテナ車が支障なく通行可能となる国際競争力確保のための道路ネットワーク整備を図る。

物流ソフト施策の推進

国際物流ボトルネックの解消に向けた総合的取組、都市内物流の効率化、サードパーティロジスティクス事業の促進、国際競争力強化のための物流施設整備に関するビジョンの策定等による総合的な物流対策を推進する。

新たな海洋政策の推進

(ア) 海上保安体制の充実強化

海洋権益の保全、沿岸水域の監視警戒水準の維持等を適切に実施する体制を確保するため、中期的目標のもと、老朽・旧式化した巡視船艇・航空機の早急な代替整備を進めるとともに「空き巡視艇ゼロ」を目指した巡視艇の複数クルー制を拡充することにより、巡視勢力の効率的・機動的な運用を図る。

(イ) 海上交通の安全確保

AIS(船舶自動識別装置)を活用した次世代型航行支援システムの整備、輻輳海域における視認性向上等各種航路標識の高度化等を推進すると

もに、マラッカ・シンガポール海峡における航行援助施設の維持更新に向けた支援を進める。また、外国船舶の監督・船舶検査体制の充実、運航労務監査体制の充実及び水先制度見直しに係る諸施策の推進等を図るほか、サブスタンダード船の排除を促進するためのIMO加盟国の条約実施体制に対する監査制度の円滑な実施に協力する。

(ウ) 船員確保・育成に関する総合的な対策の推進

外航日本人船員の激減、内航船員の高齢化等に伴う人手不足に対応し、船員の確保・育成を推進するとともに海事産業が集積する地域の振興を図る。

(エ) スーパーエコシップの普及支援

内航海運の効率化等を図るため、船舶共有建造制度を活用してスーパーエコシップの普及を図る。

(オ) 海洋環境イニシアティブの推進

船舶の省エネ性能評価指標（海の10モード）の開発、NOxを大幅に低減する船用エンジンの開発等、地球環境対策、安全性の確保、産業競争力強化等の観点からの取組を一体的・総合的に推進する。

(カ) 海洋環境保全に対する国際的な取組の強化

北西太平洋地域海行動計画の推進、東アジア海域の海洋環境保全等の取組への協力を行う。

(キ) 我が国領海及び排他的経済水域における海洋調査の推進

我が国の領海及び排他的経済水域のうち、調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造等の調査等を実施する。

公共交通の維持・活性化

地方バス路線の維持、地方鉄道活性化、離島航路の維持改善等に必要な施策を講ずるとともに、地域公共交通活性化・再生法によるこれらの公共交通の活性化等を促進する。また、離島航路等の活性化を図るため、離島の観光交流推進に取り組む。

安全対策の推進

(ア) 安全マネジメント体制の構築・高度化

「運輸安全マネジメント評価」の的確な実施・定着を図り、事業者の経営トップから現場まで一貫した安全管理体制の構築・高度化を推進するとともに、航空・鉄道事故調査に関する体制の整備を行う。また、ヒューマンエラーに起因する事故を防止するための技術開発を進める。

(イ) 陸上交通の安全確保

安全な道路交通環境の実現のため、幹線道路ネットワークの体系的な整備とともに、幹線道路における事故発生割合が高い区間での重点的な対策、生活道路の交通事故対策や歩行者自転車安全対策の重点実施、通学路を主

とした歩道等の整備、防護柵・照明等の交通安全施設整備や高度道路交通システム（ITS）を推進する。

リコールに係る不正行為に対する再発防止対策、自動車運送事業者に対する監査体制の強化、運転者登録制度の実施地域拡大等によるタクシーの安全性・質の向上、トラック事業の総合的な安全性向上策、ITSを活用した安全な交通システムの形成、安全なクルマづくり促進のための安全基準の拡充・強化、先進安全自動車（ASV）の開発・普及の促進及び自動車アセスメント等の総合的車両安全対策、IT化による自動車検査の高度化等の自動車検査登録体制の整備を推進する。さらに、交通事故被害者救済対策の充実を図る。

地方鉄道における安全対策、踏切道の改良、事故防止に関する技術開発、保安監査の充実強化等の鉄道事故防止対策等の強化を図る。

#### （ウ）航空交通の安全確保

空港等の耐震対策の計画的な実施、ハイジャック検査等の航空保安対策の充実を図る。また、航空会社に対する輸送安全対策の強化や航空管制業務等の安全性向上のためのシステム整備を推進する。

#### 環境対策の推進

#### （ア）地球環境から身近な生活環境までの保全・創造（一部再掲）

##### a）地球温暖化対策

低公害車の開発・普及の促進、自動車分野のCO<sub>2</sub>排出量評価プログラムの構築、道路政策におけるCO<sub>2</sub>削減アクションプログラムの推進を図るほか、実証実験の活用等による公共交通機関利用促進、モーダルシフトやサードパーティロジスティクスの推進等を行う。また、京都メカニズムの活用等による国際協力や地球温暖化の影響に関する情報等の発信に取り組む。加えて、輸送分野における省エネ対策を普及・促進する。

##### b）大都市圏を中心とした大気汚染問題の深刻化への対応

CNG（圧縮天然ガス）トラック・バス等の低公害車の導入に係る補助制度により、低公害車の普及を促進するほか、環境性能を大幅に向上させた次世代のトラック・バスの開発・実用化を進める。また、燃料電池自動車について、国連における世界統一基準策定の検討に積極的に貢献する。

##### c）リサイクルの推進

リサイクル自動車部品の品質等の評価と提供情報の充実、FRP船リサイクルシステムの事業の周知、評価等を進める。

#### （イ）空港周辺整備の推進

空港周辺における住宅等の防音工事、緩衝緑地帯整備、移転補償、周辺環境基盤施設の整備等を推進する。

未来に向け夢ある交通を目指した基礎研究・技術開発の推進

交通機関の安全の確保、環境の保全、システムの高度化等に資するための公募型基礎的研究や、次世代地域公共交通システム等新技術の導入を図るための総合的な技術研究開発、超電導磁気浮上式鉄道（超電導リニア）や、フリーゲージトレインの技術開発を推進する。

気象業務体制の充実強化

台風・集中豪雨雪、地震津波等の自然災害の防止軽減を図るため、5日先までの台風予報の実施等を推進するとともに、ケーブル式海底地震計の整備により東海、東南海・南海地震等の監視体制の強化を図る。また、気候変動・地球環境問題に対処するための体制の強化等を推進する。

## （5）活力に満ちた総合的な国土政策の推進

全国から地域まで一貫した国土計画の推進

### （ア）国土形成計画の策定・推進

国土形成計画（全国計画）の実現・推進に向けて、施策の具体化、国民への普及・啓発等を推進するとともに、広域ブロックの自立的発展に向け、地域の主体性を活かした独自性ある広域地方計画の策定・推進を図る。

### （イ）広域ブロックの自立的発展の推進

国土形成計画に基づき社会資本を機動的に整備する制度や、官民の連携による広域プロジェクト構想の立案・具体化等を支援する制度を創設する。

### （ウ）国会等の移転に向けた検討の推進

必要な調査検討業務を行うこと等により、国会における検討に必要な協力をを行うとともに、国民に幅広く議論を喚起する。

### （エ）総合的な交通体系整備の推進

多様な広域ブロックが自立的に発展する国土の形成に資する交通体系整備の推進に向けて、総合的観点からの調査・検討を行う。

個性を活かした地域づくり及び大都市の再構築

### （ア）地域活性化等の支援

ストックの再編・再生による公益サービスの維持、地域産業の活性化、都市と農山漁村との交流等を支援するとともに、住民、NPO、企業等多様な地域づくり主体の育成等により、個性を活かした地域づくりを推進する。また、道を舞台に地域資源や個性を活かした美しい国土景観の形成を図り、地域活性化や観光振興に寄与する日本風景街道を推進する。

### （イ）大都市圏整備の推進

都市再生プロジェクトの効率的・一体的な事業の実施、業務核都市の育成、大阪湾臨海地域の開発整備、琵琶湖総合保全、筑波研究学園都市や関西文

- 化学術研究都市の整備、大深度地下の利用及びテレワーク等を推進する。
- (ウ) 豪雪地帯対策の推進  
豪雪地帯対策特別措置法の趣旨を踏まえ、快適で魅力ある地域社会を形成するため、豪雪地帯対策基本計画に基づく施策を総合的に推進する。
- (エ) 離島振興対策の推進  
離島振興法の理念に基づき、地域の創意工夫を活かした自立的発展を促進するため、社会資本の整備・地域間交流の促進等を推進する。
- (オ) 奄美群島及び小笠原諸島の振興開発の推進  
奄美群島及び小笠原諸島の自立的発展促進のため、両地域の振興開発計画の下、地域特性を活かした産業振興や社会資本整備等を総合的に推進する。
- (カ) 半島振興対策の推進  
地域資源等を活かした活性化と都市部との交流の促進等を通じた自立的発展を図るため、半島振興計画に基づく広域的・総合的な施策を推進する。  
土地の有効利用に向けた土地政策の推進
- (ア) 土地市場の条件整備
- a) 不動産市場の整備  
賃料等の収益費用に係るデータベースを構築し、一般国民へ取引指針となるデータを提供する。また、不動産市場の条件整備について検討を進めるとともに、地方における不動産証券化のノウハウ蓄積と人材育成を図る。
- b) 地価動向の把握・提供  
地価公示等を的確に実施するとともに、将来の地価動向を先行的に表しやすい主要都市における高度利用地の地価分析調査を行う。
- c) 土地に関する情報の整備・提供  
災害履歴や改変履歴等土地の安全性に関する情報の整備・提供のあり方について検討するとともに、取引価格等の土地情報の調査・提供を行う。
- d) 地籍整備の推進  
土地取引や公共事業の円滑化等土地の有効利用の基盤となる地籍調査について、都市部や山村部での効率化を図りつつ、積極的に推進する。
- (イ) 土地の適正な利用の推進  
ニュータウン等の地区の再生に資する地域コミュニティによるエリアマネジメントや企業用地・公共用地の有効利用に向けた条件整備を推進する。
- (ウ) 円滑・迅速かつ適正な用地取得の推進  
公共事業の効率化を図るため、円滑かつ迅速な用地取得を実現するための工程管理手法の検討や地籍調査との連携等を行うモデル事業を実施する。  
安全・安心な水資源確保を図る総合的水資源政策の推進
- (ア) 安定的な水利用の確保に向けた施策の推進

水利用の安定性確保等の諸課題を踏まえ策定する水資源開発基本計画を着実に推進する。また(独)水資源機構事業の効果的・効率的な推進を図る。

(イ) 水資源政策の新たな対応

気候変動が水資源に与える影響、地震災害時における地下水利用等のあり方を検討する。また、国際的な水問題解決に向け、アジア・太平洋水サミットの成果等を踏まえた施策を推進する。

(ウ) 健全な水循環系の構築に向けた施策の推進

健全な水循環系構築に向けモデル流域毎に施策の評価手法を検討する。

(エ) 水源地域の保全・活性化の推進

水源地域対策特別措置法の適切な運用やNPO等多様な活動主体の支援等、上下流が一体となった水源地域の保全・活性化を推進する。

(6) 北海道総合開発計画の着実な推進

わが国経済・社会の発展に貢献する北海道総合開発の推進

北海道総合開発計画に基づき、北海道の優れた資源・特性を活かし、国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を実現するために以下の施策を推進。施策の展開に当たっては、地域の自主性・裁量性を高めつつ、投資の重点化、多様な主体との連携・協働、新たな北海道イニシアティブ(北海道固有の課題に対する北海道独自の取組や他地域にも共通する課題に対する北海道の特性を活かした先駆的取組等)を推進する。

(ア) グローバルな競争力ある自立的安定経済の実現

農水産物の生産性の維持・向上、安全で高品質な農水産物の生産、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を推進する。

(イ) 地球環境時代をリードし自然と共生する持続可能な地域社会の形成

自然環境の保全・再生、循環型社会の構築、低炭素社会の構築を推進する。

(ウ) 魅力と活力ある北国の地域づくり・まちづくり

都市の再生・中心市街地の活性化、活力ある農山漁村社会モデルの形成、誰もが暮らしやすい生活環境の実現を推進する。

(エ) 内外の交流を支えるネットワークとモビリティの向上

物流の効率化・機能強化、総合的交通ネットワークの構築、冬期における信頼性の高い交通の確保に向けた施策を推進する。

(オ) 安全・安心な国土づくり

自然災害に対する防災対策、地域防災力の向上、安全な道路環境の確保に向けた施策を推進する。

アイヌの伝統等の普及啓発等と北方領土隣接地域の振興

アイヌの伝統等に関する普及啓発を図るとともに、伝統的生活空間(イオル)の再生に向けた取組を行う。北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るための施策を総合的に推進する。

日本政策投資銀行の民営化への円滑な移行  
地域の特性と個性を踏まえ、地域産業の活性化等を図るため、これまで果たしてきた役割に十分配慮しながら、今後の民営化への円滑な移行を図る。

## 9. 環境立国・日本の創造と世界への発信

### (1) 低炭素社会づくりへの取組の本格化

あらゆる部門における対策加速化による京都議定書削減約束の確実な達成  
京都議定書第一約束期間の開始に当たり、平成19年度中に見直しを行う京都議定書目標達成計画に基づき、排出量の伸びが著しい業務・家庭部門において省エネ製品買換え促進等の国民的な運動を展開するとともにあらゆる部門で対策の抜本的強化を図る。バイオ燃料を始めとする再生可能エネルギーの導入拡大を推進する。また、国内排出量取引の総合的な検討、森林吸収源対策としての森林整備、京都メカニズムクレジットの確実な取得、フロン対策の推進等を進める。

世界全体の一層実効ある取組を引き出す新たな枠組みづくり

2013年以降の第一約束期間後に関し、米国、中国、インドなどの主要排出国が参加する一層実効ある枠組みを構築するため、G8環境大臣会合や北海道洞爺湖サミット等あらゆる機会をとらえて国際的なリーダーシップを発揮する。

温暖化対策と公害対策等を一体的に進める国際協力の実現

途上国において住民の切実な要求となっている公害対策と温暖化対策とを相乗的・一体的に進めるコベネフィット対策による協力を進める。

「2050年半減」の長期目標の実現に向けた日本発の低炭素社会づくり

低炭素社会づくりに向けた長期ビジョンをとりまとめ、北海道洞爺湖サミットに向けて提案するとともにビジョン実現のため、低炭素で成長する日本モデルを構築し、世界へ発信する。低炭素社会への転換を目指し、コンパクトなまちづくりや公共交通の活用、水や緑を活かしたヒートアイランド対策など都市構造や社会システムの変革にまで踏み込んだ対策や革新的技術開発を進める。

### (2) 生物多様性の保全を通じた自然共生社会づくり

生物多様性保全と持続可能な利用に関し、「第三次生物多様性国家戦略」に基づき、国民的な関心を引き起こしつつ、里地里山の保全再生や国立・国定公園の指定地域の総点検と適切な保全などの対策を幅広く展開する。

2010年の生物多様性条約第10回締約国会議の開催国に我が国が立候

補していることを踏まえ、同会議で効果的な次期世界目標が合意されることを目指し、国際的な議論をリードするとともに各国や民間との連携を強化する。

鳥獣の保護管理について、広域的管理や担い手の確保などの取組を強化する。また、ヤンバルクイナやトキ、ツシヤママネコの野生復帰や保護に取り組むほか、エコツーリズムの推進、飼養動物の愛護と管理を進める。

### (3) 3Rを通じた持続可能な資源循環の推進

平成19年度中に策定される「新循環型社会形成推進基本計画」に基づき、適正処理の推進と不法投棄の防止を大前提に、バイオマスを積極的に利用する循環型の地域づくりや家電・建設・容器包装廃棄物等のリサイクルによる資源の有効利用を促進する。「もったいない」の気持ちを活かし、作ったものを長く大切にしていける社会づくりに向けて、3R等に関する国民運動の展開や住宅やビル、学校についてのエコ改修の推進など様々な取組を実施する。浄化槽についても一層の普及を図る。

アジアを中心とした循環型社会の構築に向けて、3Rイニシアティブを国際的に推進するため、各国の取組支援や廃棄物等の不法輸出入防止対策を進める。

### (4) アジアの環境保全・脱公害に向けた国際連携・協力の強化

経済発展著しいアジア地域において、環境保全・脱公害の取組を進める。

このため、酸性雨や黄砂、漂流・漂着ゴミなどの越境汚染問題の解決に向けた技術協力や人材育成、原因の解明などを進める。日中水環境パートナーシップによる水環境保全分野での協力等を進めるとともに途上国で活躍する日本人専門家及びアジアの環境リーダーを養成する。

### (5) 環境から拓く経済成長と地域活性化対策

日本独自の環境技術の研究開発を一層進めるとともに、世界へ発信する。グリーン購入・契約や環境ビジネスなど民間の智慧が積極的に活かされる仕組みの発展と拡大に努める。

魅力的な国立公園づくりやエコツーリズムの推進など自然の恵みを活かした地域づくりに取り組むとともに改正温泉法に基づく温泉施設等の安全対策を進める。

人づくりを担う環境教育に関しては、家庭、学校、地域、企業等のあらゆる場で環境教育・学習がなされるよう機会の多様化を図る。

### (6) 安全を確保できる生活環境の保全

安全を確保できる生活環境に向けて、自動車環境対策や湖沼、内湾等の水環境

対策、土壌汚染対策などを通じた大気・水・土壌環境の保全を進める。EU等の国際的な動向を踏まえつつ、総合的な化学物質環境対策を推進する。

さらに、水俣病対策を始めとする公害健康被害対策、石綿健康被害対策や毒ガス弾等による被害の未然防止対策を着実に進める。

## 10．農林水産業・農山漁村の新たな可能性を切り拓く挑戦

### (1) 農業・農村地域の活力を引き出す農政改革の推進

#### 品目横断的経営安定対策

19年産からスタートした品目横断的経営安定対策について、制度の基本を維持しつつ、地域の実態に即した所要の見直しを行った上で、着実に実施する。また、高齢者や小規模な農家も安心して集落営農に参加できるよう、支援を充実する。

#### (ア) 品目横断的経営安定対策の推進

地域農業の活性化を図るため、将来にわたって地域農業を支える担い手を確保しながら、水田作及び大規模畑作を中心に、土地利用型農業の担い手を生産条件不利補正対策及び収入減少影響緩和対策により支援する。

#### (イ) 集落営農への総合的な支援

高齢者や小規模な農家の集落営農への参加に対する不安や誤解を払拭しつつ、集落営農組織の立ち上げを支援するとともに、集落営農組織が行う農業経営の多角化などに必要となる計画策定活動を支援する。併せて、発展段階に応じたきめ細かな営農・組織運営の相談・助言等により、集落リーダーを支援しつつ経営の改善・発展を促進する。

また、生産コストや初期投資負担の低減による収益向上を促すため、融資やリースを活用した機械・施設の整備を支援する。

#### 米政策改革推進対策

米の消費の減少、輸入に多くを依存している麦、大豆、飼料穀物等の国際需給・価格動向等を踏まえ、米の生産調整を確実に実行し、水田において自給率向上が必要な麦、大豆、飼料作物、非主食用米等の生産を着実に定着させる取組を推進する。

#### (ア) 産地づくり対策

米の生産調整の確実な実行と地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援する。

#### (イ) 水田の飼料作物生産の振興

地域の創意工夫を活かした飼料生産の振興に直接つながる取組を支援する事業を支援し、水田における効果的な飼料作物の生産振興を図り、飼料自給率の向上を目指す。

(ウ) 農地・水・環境保全向上対策

農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する。

(2) 農地政策の改革に向けた取組

農地情報のデータベース化の推進

農地の所有や利用の状況等に関する情報を関係機関が共有化するため、農地に関する情報を地図の上に一元化した農地情報図を関係機関共通のデータベースとして整備し相互に活用できるよう支援する。また、新規参入者等に必要な貸出農地の情報、賃借料等の情報について全国どこからでもアクセスできる体制の整備を構築する。

耕作放棄地解消緊急対策

耕作放棄地を解消するため、担い手等による農地利用を促進するほか、種々の耕作放棄地解消・発生防止に対する支援を実施する。

(ア) 耕作放棄地の実態調査の実施

耕作放棄地の農業上の利用可能性につき市町村が客観的に判断できるよう、実態調査を行い耕作放棄地解消指針を作成・提供する。

(イ) 担い手への利用集積等の取組支援

担い手への利用集積等による耕作放棄地の解消・発生防止のため、農地利用調整活動や多様な耕作放棄地活用の取組を支援する。また、基盤整備の機動的実施と併せて耕作放棄地の利用を促進するための取組を支援する。

(ウ) 農地等を集落等が共同で管理する取組を支援

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正する交付金を交付し、農業生産活動の維持を通じて耕作放棄地の発生を防止する。また、集落等を中心とした活動組織の共同活動により耕作放棄地を保全・利活用する取組を支援する。

農地の面的集積の仕組みの点検・検証

農地を面としてまとまった形で集積していくため、現場に働きかけ、委任・代理で農地を集めて、再配分する仕組みについて点検・検証すべく、モデル的に取組を支援する。

### (3) 農山漁村地域を守り活性化する施策の推進

#### 農山漁村活性化に向けた地域の創意工夫の後押し

農山漁村への定住や都市との地域間交流などを一層促進するための整備や都市と農山漁村の共生・対流の国民運動を促進する。また、農山漁村における豊かな人間関係・社会的なつながりの維持・再生の取組や地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の連携促進を支援するなど、農山漁村の活性化に向けた地域の創意工夫を積極的に支援する。

#### (ア) 都市と農山漁村の共生・対流対策

小学生1学年規模の宿泊体験の受入れが可能な体制づくりに向けたモデルづくりや、民間の力を活用した新たな共生・対流の国民運動等を支援する。

#### (イ) 農山漁村における豊かな人のつながりの維持・再生

農山漁村に住む人たちのつながりを維持・再生し、地域自ら考え行動する力によって農山漁村の持続的な発展の基礎をなす「農山漁村生活空間」や「地域資源」を適切に維持・保全・活用するための取組を支援する。

#### (ウ) 中山間地域等条件不利地域への支援

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため、直接支払いを実施する。

#### (エ) 地域産品に関する販売促進・新商品開発の支援

「食料産業クラスター」の形成を促進し、国産農林水産物を活用した新しい地域食品の開発や販路開拓などの取組を支援する。

地域に埋もれている「匠の技」や地域ブランド、農林水産物本来の「持ち味」を活かした農林水産業の活性化

現場の技術やノウハウを「匠の技」として確立するとともに、有機農業や土づくりの取組を支援する。また、野菜や果物の栄養成分表示のガイドラインの策定等を推進する。地域が「真に力のある地域ブランド」を確立できるよう生産・品質管理からマーケティング力向上等までの一貫した取組を支援するとともに、高齢者や小規模農家など多様な主体が活躍できる農林水産物直売所等による地産地消の取組を推進する。

#### 暮らしを守る鳥獣害対策の展開

鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、地域の実態に即した被害防止対策の抜本強化を図るため、市町村等が策定する鳥獣害防止総合計画に基づく取組等を総合的に支援する。

災害に強い農山漁村づくりと被災したコミュニティの回復への支援の展開

災害による被害の軽減を図るため、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進する。また、被害を受けた農山漁村地域のコミュニティの回復を支援する。

#### 都市農業の振興

都市住民のニーズ等を踏まえ、都市農業の振興及び都市農地の保全に係る各種施策を一体的に推進する。

### (4) 食と農に関する国家戦略的取組

#### 食料自給率向上のための戦略的取組

食料自給率の向上を図る上で、影響の大きい4品目(米、飼料作物、油脂、野菜)を重点に置き、消費と生産の両面からの取組を戦略的に推進。

#### 食事バランスガイドの普及と教育ファームの展開による食育の推進

生産・流通・消費の各段階において、「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発の取組を促進するとともに、教育ファームの取組を推進し、自然の恩恵の上に我々の食生活が成り立っていることについて国民の理解を深める。

#### 新技術の導入支援による川上から川下までの食料供給コストの戦略的な縮減

生産と流通の両面におけるコスト縮減に向けた取組を、実施状況の検証を行いつつ着実に推進する。

#### 技術イノベーション・知的財産の力による農林水産業の潜在能力の発揮

農林水産業の現場の課題と政策的なニーズに対応した技術開発と成果の普及を促進する。特に、ゲノム研究の成果を活用した育種の推進等を実施する。また、その成果としての先端的な技術等に加え、農林水産業の現場の技術・ノウハウ、地域ブランド、食文化等の知的財産を適切に保護し、積極的に創造・活用する体制づくりを推進するとともに、「東アジア植物品種保護フォーラム」を設置して、東アジア地域における植物品種保護制度の整備・充実を推進する。

#### 農場から食卓までの食の安全と消費者の信頼の確保

農場から食卓までの食品安全を確保するとともに、家畜や農作物の病気や害虫の侵入・まん延を防止する。生産者及び食品安全や消費者の信頼確保に向けた、食品事業者のコンプライアンスの徹底や、HACCP等の工程管理手法の推進を図るとともに、食品事業者の意欲的な取組が適正に奨励・評価されるための枠組み作りを推進する。

#### 農林水産物・食品の輸出の拡大

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とするため、他の農林漁業者等にとって見本となる先進的な取組を確立するとともに、農林漁業者等の販売促進活動に対する支援を充実する。

(5) 地球的視野に立った資源・環境対策の推進

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けたバイオマス利活用の加速化

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向け、2011年度に5万KL生産する目標の達成に向けた取組を進めるとともに、セルロースや資源作物を活用する技術開発を進め、稲わらなどを利用した実証モデルを確立する。

温暖化防止策・適応策、国際協力を柱とする地球温暖化対策の加速化

これまで実施してきた森林吸収源対策等の地球温暖化防止策を加速化させるとともに、新たに地球温暖化適応策・国際協力を推進する。

田園地域、森林、海洋を保全する農林水産施策の推進

環境保全型農業をはじめ、田園地域、森林、海洋を保全する施策を効果的に推進する。

(6) 未来に向けた「美しい森林づくり」の推進と国産材の復活

国民ニーズを捉えた「美しい森林づくり」に向け多角的な森林整備の推進

地球温暖化防止と森林資源の次世代への承継のために、「美しい森林づくり」を推進する。このため、「美しい森林づくり」推進総合対策を展開するとともに、民間組織・企業・個々の国民と一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」や花粉発生源対策などを展開する。

森林資源の利活用による地域の新たなビジネスの創出

森林や山村の地域資源を利活用した地域の新たなビジネスを創出することにより、林業・木材産業の再生と適切な森林整備、地域の活性化を推進する。

木材の加工流通体制の整備と林業生産コスト削減による国産材の競争力の向上

林業再生の担い手の育成や森林組合等の林業事業体の活性化の支援を通じて、林業生産コストを削減し、国産材の安定供給体制を確立する。また、製材品の品質向上や物流効率化の支援等を通じて、高品質製品生産体制の確立と流通の改革、国産材の利用拡大を促進する。

流域保全のための効率的かつ総合的な国土保全対策の推進

大規模災害に備えるため、既存の施設や森林等を活用する形で効率的に山地防災力を強化する。また、危険地区の情報提供や災害発生時の支援等の

ソフト対策とも一体となって、総合的な治山対策を推進する。  
力強い水産業と豊かで活力ある漁村の確立

( 7 ) 水産資源の回復・管理の推進

我が国周辺水域や公海の水産資源の多くが低位水準にあることを踏まえ、資源回復・管理を一層推進するほか、国際的にも資源状況の悪化が懸念されているマグロ資源の持続的利用を推進するとともに、安価な飼料の開発等による養殖生産の振興を図る。また、有害生物による漁業被害を防止するため、駆除をはじめ防除体制の構築等の総合的な対策を推進する。

( 8 ) 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立

燃油価格の高騰も踏まえながら、国際競争力のある経営体を育成・確保するため、平成19年度から実施している漁船漁業構造改革の着実な推進、収入の変動による漁業経営への影響を緩和する新しい経営安定対策の導入、漁業現場への省エネルギー技術の導入促進、漁業への新規就業や新規参入の促進、水産高校等における専門教育の充実、内水面漁業・つくり育てる漁業の振興、漁協系統による組織・事業改革の促進のための施策を実施する。

( 9 ) 加工・流通・消費対策の展開

産地の販売力強化や加工流通分野の構造改革を進める観点から、市場を核とした流通拠点の整備及び前浜と消費者をつなぐ多様な流通経路の構築を推進するとともに、衛生管理体制の強化等により、水産物の輸出戦略を積極的に展開する。

( 10 ) 漁港・漁場・漁村の総合的整備、多面的機能の発揮

磯焼け対策や漁場保全の森づくり等の資源の生産力向上に資する事業等に取り組むとともに、国が主体となった漁場整備事業を推進する。また、防災力の強化や生活環境の向上により、安全で活力ある漁村づくりを推進するほか、水産業・漁村の有する多面的機能の発揮のための施策を講ずる。

11 . 司法制度改革の基盤整備へ向けた法務・司法の充実と安全な社会の実現への取り組み

( 1 ) 司法体制の充実

### 人的機構の充実

民事訴訟事件、刑事訴訟事件、家庭事件等の増加及び複雑困難化に対応して、事件の適正迅速な処理を図り、かつ、裁判員制度導入の態勢を整備するために、裁判官及び書記官の増員等を図る。

### 裁判事務処理態勢の充実

裁判員制度の導入に向け、広報を充実させ、制度の周知及び理解を図るほか、適正迅速な裁判を実現するために必要な態勢の充実を図る。

### 裁判所施設の整備

裁判員制度導入のために必要な施設の整備を進めるほか、老朽、狭あいな裁判所庁舎の新営、増築等を行い、既設庁舎の設備を充実し、国民の利用しやすい施設づくりを推進することにより、事件の適正迅速な処理に必要な施設の整備を図る。

## (2) 治安・法秩序の維持と国民の権利保全

引き続き憂慮すべき状況にある我が国の犯罪情勢に的確に対処し、「安全で安心して暮らせる社会」を実現するとともに、事後監視型社会への転換を図り、国民に身近な司法を実現する司法制度改革を着実に進めるため、その基盤をなす司法及び法務行政の機能の充実強化を図る。

### 人的基盤の充実

司法の機能を維持するとともに、我が国の犯罪情勢の悪化や社会・経済情勢の変化に的確に対処して、国民生活の安定と発展の基盤を支える法務行政の各種業務を充実強化するため、人的基盤の充実を図る。

### 検察活動の充実等治安・法秩序の維持・確保

近時の急激な社会・経済情勢の変動や国際化の進展の下、治安・法秩序の維持及び確保のため、検察活動、矯正機能、更生保護機能、出入国管理機能、公安調査活動及び訟務事務等について、引き続きその充実を図る。特に、不法滞在外国人摘発体制の強化、バイオメトリクスを活用した出入国審査体制の構築等出入国管理機能の充実及び刑務所等刑事施設における過剰収容対策を推進するほか、保護観察処遇の強化及び民間の更生保護活動への支援の強化等更生保護機能の充実を図る。

### 再犯防止への取組の推進

犯罪歴を有する者の再犯防止に向けた取組を積極的に推進するため、矯正施設の被収容者及び保護観察対象者に対する処遇プログラム及び就労支援等の充実を図る。

### 総合的な地域活性化政策の一環としての観光立国の推進

観光立国の実現と交流人口の拡大を目指し、大都市圏拠点空港の機能強

化や、空港の利便性向上を図るため、空海港における出入国審査待ち時間などの旅行者にとってのマイナス要因を解消するためのソフト・ハードのインフラ整備を推進し、出入国審査等の充実を図る。

#### 総合法律支援体制の整備等司法制度改革の推進

急速な国際化の進む中、自己責任原則と透明で公正なルールに貫かれた社会の実現のため、司法の果たすべき役割は、格段に大きくなっており、司法制度改革の一層の推進が喫緊の課題である。国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判員制度の円滑な実施、総合法律支援体制の充実・強化のための日本司法支援センターの適正な運用、裁判外紛争解決手続の利用の促進などにより、国民の権利保全の一層の充実を図る。

#### 民の権利保全の充実

登記事務処理の適正迅速化、国籍・戸籍事務処理の適正円滑な実施、人権擁護活動及び人権啓発活動の推進等によって国民の権利保全の一層の充実を図る。特に、複雑・困難化する表示登記事務処理体制の充実を図り、関係省庁が連携して、全国の都市部における登記所備付地図の整備を推進するとともに、大きな社会問題となっているいじめ問題に対する取組の一層の充実を図る。

#### 法務省施設の整備・充実

治安・法秩序を維持・確保するため、特に、過剰収容の解消に向けた刑務所等矯正施設の収容能力の拡充を図るとともに、老朽化、狭あい化の著しい法務省の施設につき、整備を推進する。

### (1) 安全で安心な国民生活を守る警察の体制整備

#### 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための総合対策の推進

平成8年以降7年連続して戦後最多を更新してきた刑法犯認知件数は、平成15年以降4年連続して減少したものの、治安が良いと言われていた昭和期に比して依然高い水準にあることに変わりはなく、また、振り込め詐欺等の知能犯、来日外国人による組織犯罪、子どもが被害者となる事件や少年による社会を震撼させる事件が相次いで発生しているなど、犯罪情勢は依然として厳しい状況にある。このような情勢に対応し、警察力の効率的運用、科学技術の活用等により捜査力・執行力の総合的な充実強化を図る。

#### (ア) 安全・安心なまちづくりの推進

国民が身近に不安を感じる路上強盗、ひったくり等の街頭犯罪や侵入窃盗、侵入強盗等の侵入犯罪の発生を抑止するため、パトロール活動や検挙活動、子どもを守る防犯ボランティア支援事業の拡充等による自主防犯活動の支援を強化・推進する。

少年犯罪の発生を抑止するため、地域住民等の民間活動の活発化、関係機関との連携強化を図り、非行少年等の立ち直り支援を充実強化するなど、地域と連携しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組みの充実を図る。また、振り込め詐欺等の身近な広域知能犯罪対策を推進するほか、広く国民から重要凶悪犯罪の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、捜査特別報奨金の活用を図る。

#### (イ) サイバー空間の安全確保の推進

情報通信ネットワークの安全性を確保するため、不正プログラム等を用いたサイバー犯罪の取締りに必要な資機材を整備するとともに、捜査活動に必要な体制の整備・強化を図る。また、インターネット上における違法情報、有害情報に対しては、「ホットライン」業務の充実強化、サイバーパトロール業務の外部委託を図るなど、これらの情報の把握に努め、違法情報に関する取締りを進めるとともに、プロバイダ等の関係者に対する指導・連絡・要請等の措置を講じる。さらに、社会・経済活動の根幹を支える重要インフラを標的としたサイバーテロの脅威が現実のものとなっていることから、都道府県警察の警察官に対し、サイバーテロに関する知識・技能を修得させるための研修を実施するとともに、重要インフラ事業者等との共同訓練を推進する。

#### (ウ) 被害者対策の推進

犯罪により精神的・経済的に大きな打撃を受けている被害者の実情に加えて、政府が総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を定めた「犯罪被害者等基本計画」を踏まえ、犯罪被害者等給付金の充実等の犯罪被害者等のための諸施策の一層の充実を図る。

#### (エ) 科学技術を活用した捜査活動基盤の整備充実

重要犯罪等に対する捜査力を強化するため、犯罪手口等の情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析し、よう撃捜査等を支援する情報分析支援システム(C I S - C A T S)(仮称)を構築するほか、高性能のDNA型自動分析装置の整備やDNA型データベースのオンライン化等、捜査の効率化・高度化を推進する。

#### 深刻化する組織犯罪への抜本的な対策の推進

暴力団等の犯罪組織に対する資金源対策を更に推進するため、その実態解明のため必要な資機材等の充実強化を図るほか、民間警備及び監視用資機材を活用した暴力団被害者対策の強化を図る。また、銃器犯罪の摘発・撲滅に向けた更なる対策を推進するため、けん銃摘発資機材等の充実強化を図るほか、広く国民に銃器に関する情報提供を促すため「けん銃110

番報奨制度」(仮称)の導入を図る。さらに、来日外国人犯罪対策の推進として、事前旅客情報システムの更新、来日外国人犯罪組織の実態解明・摘発用資機材等の充実強化を図り、総合的な組織犯罪対策の強化を図る。

#### テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化

北海道洞爺湖サミット等の開催に向け、全国から多数の警察官を派遣し警戒警備を徹底するほか、国内外における情報収集・分析体制の強化、テロリスト容疑者の発見・取締り、水際対策の強化等の総合的な警備諸対策を推進する。

また、NBCテロ対応能力の強化、特殊部隊(SAT)の充実強化、広域緊急援助隊、機動隊及び国際テロリズム緊急展開班(TRT-2)における装備資機材の整備等により、重大テロや災害等の緊急事態発生時における対処態勢の強化を図る。

#### 警察基盤の充実強化

依然として厳しい治安情勢や大量退職期の到来に的確に対処するため、警察力の質的強化に資する警察活動基盤の整備や退職警察職員の活用を図る。また、組織犯罪対策、国際テロ対策等の重要性を踏まえ、警察庁職員等を増員し、治安再生に向けた体制の充実を図る。また、現場執行力の強化に向けた装備資機材の整備等により、精強な第一線警察を構築するための諸対策を推進する。さらに、特に大都市及びその周辺部における留置施設を中心に過剰収容状態が続いており、留置施設の不足が生じている。このような状況を解消するために留置施設等の警察施設の整備を推進する。

### (2)交通安全対策の推進

#### 交通安全対策

平成18年中の交通事故死者数は、6,352人であり、昭和30年以来51年ぶりに6,500人を下回ったが、いまだ多くの尊い生命が交通事故の犠牲となっている。また、交通人身事故の発生件数及び負傷者数は、ともに過去最悪の水準で推移しており、交通情勢は極めて厳しい状況にある。さらに、都市部を中心とする交通渋滞の慢性化を始めとして、自動車排出ガスによる大気汚染や地球温暖化など、国民の生活に深刻な影響が生じている。こうした情勢に的確に対応するため、政府においては、平成18年3月に、第8次交通安全基本計画を策定し、平成22年までに交通事故による死者数を5,500人以下に減少させるとともに死傷者数を100万人以下にするという数値目標を掲げたところであり、交通安全施設等安全かつ円滑な道路交通環境の整備、交通安全教育の推進、飲酒運転を始めとする悪質・危険性の高い違反に重点を置いた指導取締りの実施等交通事故を抑止し、交通の安全と円滑を確保するための諸施策を推進する。

## 交通安全施設等整備事業の推進

交通安全施設等は交通事故抑止、交通渋滞解消、交通公害等の低減に極めて高い効果を発揮し、その整備を国民が強く望んでいることから、重点的、計画的に交通安全施設等整備事業を推進する。

### (ア) 歩行者等の安全通行の確保

死傷事故発生率が高い地区において、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施する。また、歩行空間のバリアフリー化及び安全な通学路の確保等のため、バリアフリー対応型信号機等の整備や歩道の段差、勾配等の改善を推進し、さらに歩道、自転車道等の通行空間と自転車駐車場の整備を推進する。

### (イ) 幹線道路等における交通の安全と円滑の確保

死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路において、信号機の改良等の交通安全施設等の整備、道路の整備等の施策を集中的に推進する。

### (ウ) IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

信号機の高度化等を実施するとともに、光ビーコンの整備拡充、新交通管理システム(UTMS)を推進し、情報収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供の充実等を推進する。

## 1.2. 国際協力を通じた国益を確保する外交の推進

### (1) わが国の平和・安全の確保とアジア・近隣諸国との協力強化

#### 自由、基本的人権、法の支配等、基本的価値を重視する外交の推進

日米安保体制を基盤とする日米同盟関係は、わが国及びアジア太平洋地域の平和、安定及び繁栄の礎であるとともに、わが国外交の基軸である。わが国の安全と繁栄の確保のために引き続き日米同盟の維持・強化に努めていく。日欧は基本的価値に基づき自由で繁栄する世界を指向する戦略的パートナーであり、国際場裡における日欧関係をさらに強固なものとしていく。また、共通の基本的価値や共通の利益を有し、高い経済成長を続けているインドとの関係強化はわが国にとって重要であり、政治・安全保障、経済、人の交流を促進する。CLMV、SAARC、中央アジア、GUAM、V4、西バルカン、トルコ、バルト諸国といった地域において、基本的価値を基礎とする豊かで安定した社会の形成を支援することを目的として、対話を強化するとともに具体的協力を行っていく。基本的人権、民主主義、法の支配などの基本的価値を重視し、積極的にルール構築に関与し、国際社会における一層の「法の支配」の確立にも取り組む。

#### アジア・近隣諸国との対話・協力の強化と諸懸案の解決

アジア太平洋諸国との良好な関係を構築・維持することも、わが国の安全と繁栄に不可欠であることから、中国、韓国、ロシア等近隣諸国とも緊密に協力しつつ、様々な課題に引き続き積極的に取り組んでいく。

東アジアでは、近年、地域共通の課題に対処するための地域協力枠組みが重層的に発展しており、これら枠組みを通じたアジア太平洋地域各国との協力を図る。また、選挙監視団の派遣、国境を越える課題への協力等を通じて、地域の平和の構築・定着を促進する。

さらに、日朝平壤宣言に基づき、拉致・核・ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、北東アジアの平和と安定に資する形で、日朝国交正常化の実現を図る。

日韓間では、未来志向の関係をさらに発展させるため、竹島問題の平和的解決に向けた取組やE E Z境界画定交渉及び海洋の科学的調査に係る暫定的な枠組交渉を粘り強く継続していく。東シナ海資源開発問題に関し、日中双方による共同開発の実現と具体化のために今後も鋭意交渉を行っていく。北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係を完全に正常化するための交渉を継続するとともに、平和条約交渉の環境整備の一環として行われている四島交流事業、北方四島住民支援等の一層の充実を図る。

#### 外交の地平の拡大

中東和平問題やイラク復興等、わが国が中東の諸問題に積極的に関与していくにあたっては、中東諸国との積極的な対話を図る。また、エネルギー分野を中心とした関係に限定されない重層的な関係構築のための施策を図る。

中東地域の平和と安定の確保は、石油輸入のほとんどを中東地域に依存するわが国のエネルギー安全保障の観点からも重要である。中東地域の平和と安定にとって喫緊の課題である中東和平問題、イラク、アフガニスタンの平和の構築・定着について、国際社会の関係諸国と協力しながら、解決に努力する。

中南米諸国が民主化達成と堅実な経済成長により国際社会での存在感を増している中、政治・経済・文化等のあらゆる分野で協力・交流関係を促進し、関係強化を図る。例えば、日系人及び周年事業を切り口とした中南米諸国との交流強化、特に日伯交流年（移住100周年）を通じたブラジルとの関係強化を図る。

## (2) グローバルな課題への責任ある取組

### 北海道洞爺湖サミットにおけるリーダーシップの発揮

議長国を務める来年の北海道洞爺湖サミットは、わが国が自ら議題を設定し、リーダーシップが発揮できる対外発信の絶好の機会である。現在大幅な削減傾向にあるODAの削減に歯止めをかけ、再び拡充に転じ、わが国が気候変動など

の国際的な諸課題に積極的に取り組んでいくことを強く発信する。また、「美しい星50」の実現に向け、新たな資金メカニズムの構築に向けて取り組む。

テロは国境を越えて行われ、わが国を含む国際社会全体の平和と安定に直接影響を及ぼすことから、わが国も安全保障上優先度の高い分野、地域に対するテロ対処能力向上支援を強化していく。国際組織犯罪は、市民生活の安全、法の支配、市場経済を破壊するため、国際的な法的枠組みの構築、連携・協力の促進を図っていく。国際社会のグローバル化が急速に深まる中、大量破壊兵器等の拡散は、国際社会の平和と安定に直接影響を及ぼすことから、不拡散の取組を強化する。

#### TICAD IVの成功

来年5月、第4回アフリカ開発会議（TICAD）を開催し、近年、政治・経済両面で前向きな変化のある「元気なアフリカ」地域を後押しするため、成長の加速化、人間の安全保障の確立、環境・気候変動問題への対応を3つの重点事項とし、国際社会の知恵と資金を結集するためのリーダーシップを発揮する。平成20年度も、引き続き、2006年の小泉総理のアフリカ訪問等の機会に打ち出した各種公約を着実に実施する。

さらに、サブサハラ・アフリカの直面する貧困、紛争、感染症等の課題への対処に国際社会の責任ある一員として応分の貢献をする必要性、アフリカ各国との良好な関係維持・構築に基づくわが国の国際的地位の向上、アフリカの有するレアメタル等鉱物・エネルギー資源の重要性などの観点から、対アフリカ支援はわが国国民の利益増進に大きく寄与する。具体的には、平和の定着、経済成長を通じた貧困削減、人間中心の開発を重点分野として、アフリカ開発を支援する。サミットにおいても、アフリカ開発問題に積極的に取り組んでいく。

#### ODAの戦略的拡充と地球規模課題の解決に向けたリーダーシップ

国際社会におけるわが国の存在感と信頼を高め、わが国自身の安全と繁栄を確保するため、ODAを通じてわが国の外交政策の実現を図る。具体的には、戦略的なODA政策の企画・立案に全力で取り組むとともに、無償資金協力や技術協力のみならず、円借款の積極的活用や国際機関への拠出により、2009年までの5年間でODA事業量100億ドル積み増し等の国際公約を着実に実施する。

また、来年10月の新JICA発足に向け、技術協力・有償資金協力・無償資金協力の3援手法の相乗効果が最大限に発揮されるよう援手法の改善に取り組む、効率的で透明性のある援助を行うための実施体制の強化を図る。

紛争、難民、大規模な自然災害、環境問題等、国家による庇護だけでは対応が難しい諸問題に対しては、「人間の安全保障」の理念のもと、これら諸問題に取り組む国連機関が実施するプロジェクトへの「人間の安全保障基金」を通

じた支援やNGO等が実施するプロジェクトを支援するための「草の根・人間の安全保障無償」等を実施する。

ミレニアム開発目標において取り上げられている感染症等の保健・衛生問題、環境の持続可能性確保等の地球規模課題は、国際社会の平和と安定に密接に関連しており、わが国も、これらの課題の解決に向け、調査・研究、分担金・拠出金を通じた国際機関の活動への協力、国際会議の開催、及び無償資金協力や技術協力等のODAをツールとして活用しつつ、その達成に向けた取組を始めとする国際的な活動に積極的に参画していく。また、科学技術外交の強化により、本件施策の推進にわが国の科学技術力の有効活用を目指す。

#### グローバル化への対応と国際ルールの強化

多角的自由貿易体制の維持・強化のため、WTOドーハ・ラウンドの包括的でバランスのとれた成果を目指して交渉に積極的に参画する。エネルギー・資源の中長期的確保を含めた経済的利益の確保を達成するため、わが国と経済関係の深い諸国との間で、自由貿易協定(FTA)の要素を含む経済連携協定(EPA)等を締結する。わが国企業が国内外で直面している模倣品・海賊版被害に対応するための協定交渉や調査研究を行うとともに、知財問題に関する関係国との協議を行う。

国連改革、特に安保理改革に係る機運を維持・強化しつつ、加盟国が具体的決議案の提示・採択、常任理事国の選出、国連憲章改正の批准という一連のプロセスを早期に実現するよう、加盟各国に積極的な働きかけを行う。

わが国は来年10月頃国連総会において行われる安保理非常任理事国選挙に立候補しており、選挙対策に万全を期するため、選挙直前までわが国立候補への支持表明の回答のない国及び不支持の可能性が相当程度ある国に対し、外務省幹部及びハイレベルの特使を派遣して働きかけを実施する。

各地域における紛争、テロ、核及び生物・化学兵器を含む大量破壊兵器の拡散、小型武器の非合法取引、対人地雷の存在をはじめ、わが国を含む国際社会の平和と安定に直接影響を及ぼす諸課題の解決に向け、安保理各理事国との緊密な連携、国連等国際機関の分担金・拠出金を通じた協力や国際会議の開催等を通じて国際協調をはかり、効果的な対応を図る。

#### エネルギー安全保障

エネルギー資源の殆どを海外からの供給に依存するわが国にとり、国民の安定的な経済生活を維持する上で、エネルギー安全保障の強化は極めて重要であり、多国間・二国間の様々な国際協力に参画し、エネルギー生産国・通過国との関係を強化することにより、エネルギー・資源供給源へのアクセス確保と多様化、及びエネルギー輸送路等の安全確保に努めていく。

原子力の平和利用は、核軍縮、不拡散と並ぶNPTの三本柱の一つであり、

不拡散上の措置と整合性をとりつつ、原子力の平和的利用を推進することが重要。原子力先進国として原発推進を可能とするための国際的課題（核不拡散、原子力安全、核セキュリティの強化）に積極的に貢献していく。

### （３）力強い外交のための基盤強化

#### 外交実施体制の強化

わが国が国際社会の諸問題に機動的かつ的確に対応し、国益を踏まえた強力な外交を展開するため総合的な外交力の強化を図る。そのためには、１０年間で１５０大使館体制との目標を早期に達成すべく、３年間の重点期間にふさわしい昨年度並みの大使館・総領事館の新設を、アフリカ、太平洋地域や新興経済圏を中心に戦略的に実現する。また、１０年間で定員２０００人純増との目標に向け、来年度は現地職員・派遣員等の増に加え、抜本的な定員増を中核として実質マンパワー２００人増を実現する。

「日本の顔」であり、「最後の砦」である在外公館を充実させ、その警備を強化する。また、日本の食文化を積極的に発信するため、公邸料理人給与の官費補助を拡充する。在外公館を支える優秀な現地職員を確保するため、適切な給与水準を確保する。職員が意欲に満ち、責任を持って勤務できる環境を整備するため、東京との比較で算出される在勤手当については東京での支給額を基本ベースにするとともに、為替・物価変動を完全に反映する。

海外における日本企業の活動を支援し、経済界との連携を強化するため、各種協議・会議の開催、日本企業支援センターの拡充などを行う。また、近年、自治体等は国際的な相互理解、信頼関係の構築、国際社会における日本の地位の向上、日本のブランド力強化等において、極めて重要な外交プレーヤーとしての役割を果たしており、外務省は自治体等との新たな連携を実施し、地域活性化にも貢献していく。NGOは、現地のニーズに応じたきめ細やかな援助や、迅速かつ柔軟な緊急人道支援、「顔の見える援助」、政府の手の届かない地域への援助を実施するために重要であり、わが国NGOが国際競争力をもって事業を展開できるよう能力の向上を図る。

紛争終結から復興開発までを切れ目なく包括的に支援する平和構築分野で活躍できる専門的人材の育成を通じ、当該分野での日本人の「顔の見える」支援を行い、もって国際社会へのわが国の影響力や情報収集力の強化を図る。国際機関邦人職員増に向け、JPO（ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー）予算を拡充する。

#### 国民の安全・安心を確保する体制の強化

海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努め、そのための的確な情報収集・発

信力を強化する。邦人保護業務にあたる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務のアウトソーシング化、内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化等、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。

#### 戦略的な「発信」体制

日本外交の推進に資する国内・国際世論を醸成するために、わが国外交政策等に関する情報を戦略的に発信していく。そのために、戦略的情報発信のための企画立案・分析能力の増強、外国メディア対策の強化等を図る。

広報・文化事業を通じて、理解と共感を得る「日本」の発信力を強化するために、世界的なポップカルチャー人気を活用し、草の根レベルでの日本の発信を強化するとともに有識者の交流を通じて日本の政策に対する理解を深める。具体的には、中東欧を対象に、日本語教育や日本文化普及を担う「日本文化発信ボランティア」を発足させる。また、今後3年以内に100拠点を目標とする日本語教育拠点の拡充、知的交流事業の強化等に向け、国際交流基金予算を拡充する。

#### 情報収集・分析機能の抜本的強化

外務省の情報機能の抜本的強化を図るため、「情報のプロ」の育成、対外情報収集・分析機能の強化など体制を強化するとともに、秘匿通信の強化、情報セキュリティなど堅固な情報防護体制の構築を図る。

### (4) 拉致問題の局面打開・解決に向けた対策の推進

拉致問題の解決は政治の最重要課題の一つであり、国家として、引き続き、「対話と圧力」という一貫した考えの下、解決に向け全力を挙げて取り組んでいく。わが国は、拉致問題を含む日朝間の諸懸案を包括的に解決し、「不幸な過去」を精算して日朝国交正常化を実現するとの方針の下、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現すべく、拉致問題解決のための総合的な対策を推進する。

#### 北朝鮮向け放送の充実

北朝鮮にいる拉致被害者に対して励ましや国際情勢を伝達するため、また、北朝鮮側に拉致被害者の存在を伝達しその安全確保を求めるために、現在のラジオ放送を一層充実・拡充する。

#### 情報収集体制の強化

拉致被害者の安否確認及び北朝鮮情勢把握の上で必要な情報に関し、より迅速かつ広範に収集・分析するための体制を強化する。

#### 拉致問題解決に向けた国際連携の強化

拉致問題の解決に向けた国際的な連携を推進するため、海外広報、関係国

への訪問、御家族による国際連携のための活動支援等を強化する。

#### 広報・啓発の強化

拉致問題に関する広報・啓発のために、海外報道関係者・専門家招聘、拉致問題HPの充実、地方における世論啓発を強化する。

### 13. 将来を展望した防衛力の整備と基地対策の推進等

#### (1) 安全保障環境を踏まえた防衛力の近代化

海洋の安全確保と防空能力の向上のため、能力向上した装備品の取得・改修を推進するとともに、国産技術力を生かした先進的研究に着手する。

#### (2) 政策立案機能や情報保全機能を強化するための組織作り

防衛省として、政策立案・危機対処能力の強化を図るとともに、我が国の防衛上必要な情報を適切に管理するため保全機能を強化する。

#### (3) 国際社会の平和と安定のための取組

これまでの国際平和協力活動の実績を踏まえ、装備品の改善・充実を実施するとともに、教育・広報体制の充実等を図る。

#### (4) 効率性と優先性を踏まえた防衛力整備の推進

歳出削減に貢献しつつ、必要な防衛力を優先度を踏まえて整備するため、一括調達などの工夫を推進する。

#### (5) 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル防衛(BMD)システムについて、迎撃システムの導入と運用本格化にあわせ、運用基盤の充実・強化を図ることにより、運用の実効性を向上させる。

#### (6) 新たな脅威や多様な事態等への対応

ゲリラや特殊部隊による攻撃等、核・生物・化学兵器による攻撃、大規模・特殊災害等への対応能力の充実を図る。

#### (7) 在日米軍再編のための取組

「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)を踏まえ、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための施策を推進する。

なお、SACO(沖縄に関する特別行動委員会)関連事業のうち、日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同文書による変更がないものについては、沖縄米軍基地の整理・統合・縮小を一層推進するよう、引き続きSACO最終報告に盛り込まれた措置を着実に実施する。

#### (8) 着実な防衛力整備

即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度の技術力と情報収集・分析能力に支えられた多機能で弾力的な

実効性のある防衛力を効率的に整備する。

#### (9) 基地対策等の推進

防衛施設と周辺地域との調和を図るため、周辺環境整備事業を中心とした諸施策を着実に実施するとともに、在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

### 1.4. 沖縄振興の推進

#### 沖縄の優位性・強みをより高めるための取組み等の推進

自立型経済の構築に向けて、観光・リゾート産業、情報通信産業など沖縄の優位性や地域特性を活かした産業の振興、雇用の創出やこれからの沖縄を担う多様な人材の育成、国際交流拠点を目指した環境整備などを積極的に進める。特に、情報通信産業については、アジアの最先端の地となすべく、更なる集積・高度化を図る。

また、離島の活性化をはじめとする県土の均衡ある発展のための取組や駐留軍用地跡地利用の促進などを引き続き進める。

#### 沖縄の着実な発展を支える基盤づくり等の推進

自立型経済の構築とともに、防災・減災の視点も含め県民生活の安定を図るため、道路・港湾・空港等の交通体系の整備、水資源の開発、治山・治水対策、住宅・上下水道・都市公園等の生活環境施設の整備、医療施設及び教育施設の整備を進める。

また、農林水産業の振興、赤土対策を含む沖縄振興のための調査研究などのほか、離島・へき地における医師確保策や不発弾処理等の戦後処理対策事業等を引き続き推進する。

#### 沖縄科学技術大学院大学（仮称）設立構想の推進

世界に開かれた最高水準の教育研究を行う沖縄科学技術大学院大学（仮称）設立構想の着実な推進を図るため、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が行う研究事業、施設整備等に対し適切な支援を行う。

### 1.5. 行政改革の推進

#### (1) 独立行政法人改革

独立行政法人については、独立行政法人整理合理化計画に基づき、法人の廃止、民営化、統合、他機関・地方への移管、事務・事業の見直し等を行い、組織のスリム化・財政支出の削減等を進める。

#### (2) 国家公務員及び地方公務員の総人件費改革

行政改革推進法に基づき、国・地方の定数純減方針を徹底して、総人件費改

革に取り組む。

国家公務員の定員については、平成 18 年度からの 5 年間で 5.7%の純減を確実に進める。このため、国家公務員の新規採用を抑制し、配置転換を進める。そのような中で、治安、徴税、安全・安心、総合的な外交力など、真に必要な部門には適切に定員を配置するなど、府省内はもとより、府省を越えた定員の再配置を進める。

地方公務員の定員については、行政改革推進法で定められた純減目標（5年間で4.6%以上）を達成するとともに、これに加え、各自治体で策定した「集中改革プラン」を着実に実行し、純減（平成 22 年度まで）を行う。